

地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：神野 直彦)

平成28年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、国の制度改革の結果として地方の自主自立性が高まるなど、地方分権の基盤が構築されてきた。

地方公共団体に対する義務付け・枠付け等の見直しについては、平成25年6月に「第3次一括法」が成立し、国から地方への事務・権限の移譲等についても、平成26年5月に「第4次一括法」が成立した。また、平成26年から導入された「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務づけ・枠付けの見直し等を推進するための「第5次一括法」が平成27年6月に成立した。

さらに、平成27年12月には、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、事務・権限の移譲や義務づけ・枠付けの見直し等を推進するための法律案が検討されているところである。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成27年度においては3回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成28年3月

一般財団法人	全国市町村振興協会
理事長	山 野 岳 義
一般財団法人	自治総合センター
理事長	若 林 清 造

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

座長	神野 直彦	東京大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	佐藤 滋	東北学院大学経済学部准教授
	荒井 崇	東北大学大学院法学研究科教授
	関口 智	立教大学経済学部教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	半谷 俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市 将人	帝京大学経済学部講師
	星野 泉	明治大学政治経済学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
	吉田 悦教	関西学院大学法学部教授

目 次

第 1 章 平成27年度調査報告

- スウェーデン財政の近年の動向について 1
- スウェーデンの2014年総選挙と自治体の過大 17
- アメリカにおける州企業課税の動向
ー課税ベースの選択を中心にー 33

第 2 章 参考資料

- 経済・財政再生計画について 53
- 統一的な基準による地方公会計の整備促進等について . 71
- 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制について
～広域連携による行政サービスの提供～ 106

第 1 章

平成27年度調査報告

スウェーデン財政の近年の動向について

2015 年 8 月 4 日

横浜国立大学 伊集守直

(1) 国政選挙の動向

スウェーデン国会議員選挙：2014 年 9 月 14 日（日）実施

コミューンおよびランスタング議会選挙も同日実施

投票率 85.81%（2010 年：84.63%）

○選挙結果

		得票率(%)			議席数		
		2014	2010	増減	2014	2010	増減
右派ブロック (39.43%)	穏健党	23.33	30.06	-6.73	84	107	-23
	中央党	6.11	6.56	-0.45	22	23	-1
	自由党	5.42	7.06	-1.64	19	24	-5
	キリスト教民主党	4.57	5.60	-1.03	16	19	-3
左派ブロック (43.62%)	社民党	31.01	30.66	0.35	113	112	1
	左翼党	5.72	5.60	0.12	21	19	2
	環境党	6.89	7.34	-0.45	25	25	0
	スウェーデン民主党	12.86	5.70	7.16	49	20	29
	フェミニスト党	3.12	0.40	2.72	0	0	0
	その他	0.97	1.02	-0.05	0	0	0

資料:Valmyndigheten

- ・ 右派ブロックの得票率・議席数が大きく減少。しかし、左派ブロックの得票率・議席数が伸びているわけではなく、スウェーデン民主党が大きく議席を伸ばしたため、左派ブロックは過半数を獲得できていない。
- ・ フェミニスト・イニシアティブ(フェミニスト党)は前回選挙より得票率を伸ばすも 4% 条項により議席は獲得できず。
- ・ 社民党と環境党による少数連立政権（首相は社民党のステファン・ロヴェーン）。左翼党は閣外協力。（首相選出において、保守中道 4 党は棄権）

右派連立と社民党の選挙公約における政策および財源策の比較¹

社民党		右派連立	
歳出増加(2018年度、10億クローナ)			
雇用・経済政策	18.6	雇用・経済政策	1.15
教育政策	15.0	教育政策	7.35
福祉政策	6.1	福祉政策	3.63
国防	1.1	国防	1.14
合計	40.5	合計	13.3
財源策(2018年度、10億クローナ)			
歳入強化		歳入強化	
若年労働者社会保険料軽減の廃止	16.5	年金貯蓄控除の引下げ・廃止	4.44
飲食店へのVAT軽減の廃止	5.0	軽自動車等への課税強化	1.55
銀行課税の強化	4.0	アルコール・たばこ税強化	1.39
高所得者課税の強化	1.8	VAT等の団体登録の廃止	0.48
贈与税控除、RUTの見直し	0.5	過料の引上げ	0.66
年金受給者への減税	-3.5	環境、気候、エネルギー	0.88
肥料等への個別消費税	0.4	新規雇用補助の上限	0.51
道路消耗課徴金	4.0	歳出削減	
現政権の財源策	13.3	エージェンシー歳出	1.11
		就学貸与金	0.35
		防衛庁(国際的事業)	0.50
		雇用保障の効率化	0.01
		高齢者政策	1.44
		成果ベースケア保障	1.00
		精神医学補助	0.40
合計	42.0	合計	14.7

資料: 社民党、右派連立選挙公約

次の政権期間において、社民党は雇用・経済政策、教育政策を中心に 405 億クローナの支出増加を行うことを提示(2018 年度時点)。右派連立は 133 億クローナの支出増加を提示(教育政策への支出が中心)。

○財源調達(主要な財源策)

社民党:

- ・ 月給 6 万クローナ以上の高所得者に対する勤労税額控除の段階的削減
- ・ 銀行に対する課税強化(40 億クローナ)
- ・ レストランに対する軽減税率の廃止
- ・ 環境課税での増税
- ・ 年金受給者への減税(月額 12,000 クローナまでの年金受給額に対する課税の廃止)
- ・ 若年労働者に対する社会保障拠出金(雇用主負担分)軽減措置の廃止。

¹ 政策および財源策の比較については、連立政権選挙公約および社民党選挙公約、Aftonbladet 紙 2014 年 9 月 2 日付記事を参照 (<http://www.aftonbladet.se/nyheter/article19465467.ab>)。

年齢別の社会保障拠出金(2013年)

年齢	社会保障拠出金(雇用主負担)		合計
	老齢年金	その他	
～26歳	10.21%	5.28%	15.49%
27～65歳	10.21%	21.21%	31.42%
66～75歳	10.21%	—	10.21%
76歳～	—	—	—

資料: Skatteverket

右派連立:

- ・ アルコール、たばこに対する課税強化
- ・ 自動車課税の強化(環境性能ベース)
- ・ 民間年金貯蓄に対する控除の削減(2016年に廃止)
- ・ 銀行・保険セクターへの課税強化
- ・ (参考) 労働に対する増税なし、勤労税額控除の維持

(2) 2015年度予算編成

- ・ 2014年12月3日、国会において社民党予算案が否決され、保守中道4党の予算案が可決(再選挙は回避)。
- ・ 12月27日、「12月合意」を発表(社民党、環境党、保守中道4党)。
- ・ 「12月合意」の内容(ダーゲンス・ニヘーテル紙12月27日付)
 - ① 首相選出においては、最も有力な党派の候補者を選出する。
 - ② 少数与党による予算を成立させる。
 - ③ 国会における予算の可決後に、個別項目に関する否決を行わない²。
 - ④ 防衛・安全保障、年金、エネルギーの3分野については、超党派の協力・協議を行う³。
- ・ 「12月合意」は2015年4月の春予算(2016年度以降の三カ年予算および2015年度補正予算の審議)から適用される。
- ・ 2022年の国政選挙日まで効力をもつ。

² 2014年度予算編成において、保守中道政権予算の成立後、社民党、環境党、スウェーデン民主党の反対により、与党案である国税所得税の課税最低限の引上げを否決。

³ 環境党も政権与党に参加している限り、年金に関する協議に参加する。

2015 年度補正予算および 2016 年度以降の中期財政計画

<歳出面>

- ・ 2015 年度には 80 億クローナ、2016 年度以降はおよそ 200 億～230 億クローナの支出増加⁴（歳出総額の 2～3%）。
- ・ 失業給付の補償率の改善（給与上限額の引上げ（2006 年レベルまでの引上げ）。月額給与 25,000 クローナにおいて 80%の補償率を全補償期間で維持）
- ・ 一人親世帯に対する経済的支援の強化
- ・ 高齢者介護における人材強化
- ・ 成人教育、職業学校、高等教育における定員の増加
- ・ 18 歳以下の児童に対する無料医療
- ・ 出産ケア
- ・ 鉄道インフラの維持管理
- ・ 地方の環境政策支援、自然保護
- ・ 経済政策

<歳入面>

- ・ 2015 年度には 80 億クローナ、2016 年度以降はおよそ 200 億～250 億クローナの歳入増加。
- ・ 若年労働者に対する社会保障拠出金（雇用主負担分）の軽減措置の削減・廃止。2015 年度で 55 億クローナ、2016 年度以降は 160 億～180 億クローナを調達。
- ・ 原発施設に対する課税強化
- ・ 家庭学習支援にかかる費用の税控除の廃止

近年の財政状況の推移及び財政政策の展開

- ・ 1990 年代半ばの景気回復以降、2007 年、08 年の景気後退を除くと比較的堅調な経済成長を維持している。
- ・ 1990 年代半ば以降、債務残高は減少傾向（70%台→30%台：労働市場関係支出の減少＋財政規律の維持）
- ・ 一方で、失業率は高止まり傾向にある（若年労働者層では 20%程度）。
- ・ 一般政府歳出が 2000 年代に低下傾向にある中で、地方政府支出（コミューン）は微増傾向にある。同時期に、地方政府（コミューンおよびランスティング）への財政移転が増加する一方で、中央政府の家計への移転支出の低下が顕著となっている。

⁴ 2015 年度予算の歳出総額は 8624 億クローナ（1 スウェーデンクローナ＝14.3 円）。

社会保険給付

- ・ 2006 年 10 月に発足した保守中道連立政権のもとでは、社会保険給付の所得補償率の引下げおよび給付の短期化、給付上限額の引下げを実施。

Ex. 失業給付 200 日まで 80%、その後 100 日 70%

疾病給付 364 日まで 80%、その後 75%

税制

○ 所得税

- ・ 勤労税額控除の導入

勤労税額控除(2014年)		
年間勤労所得(SEK)	税額控除額(SEK)	所得に占める割合(%)
100,000	9,618	9.6
150,000	12,581	8.4
200,000	15,942	8
250,000	19,304	7.7
300,000	22,665	7.6
350,000	25,994	7.4
400,000	26,310	6.6
500,000	26,310	5.3
1,000,000	26,310	2.6

資料: Skatteverket

- ・ RUT・ROT 控除 (RUT2007 年 7 月、ROT2008 年 12 月導入)
年額 1 万クロナを上限として、その 50%のコストを税額控除 (とくに建設部門の雇用増加を狙い)。

RUT (掃除、洗濯、ガーデニング、ベビーシッター等) 13 億クロナ

ROT (家の修繕、増築等) 135 億クロナ

○ 法人税の税率引き下げ (1994~2008 : 28%、2009~2012 : 26.3%、2013~ : 22%)

- ・ 2009年から税率を26.3%に引下げ。68億クロナの減税効果。ただし、利子控除の制限や、建設部門における棚卸資産の評価減制度の制限によるベースの拡大により減税分を部分的に補完。
- ・ 2013年から法人税率を22%に引き下げ。160億クロナの減税効果を見込む。

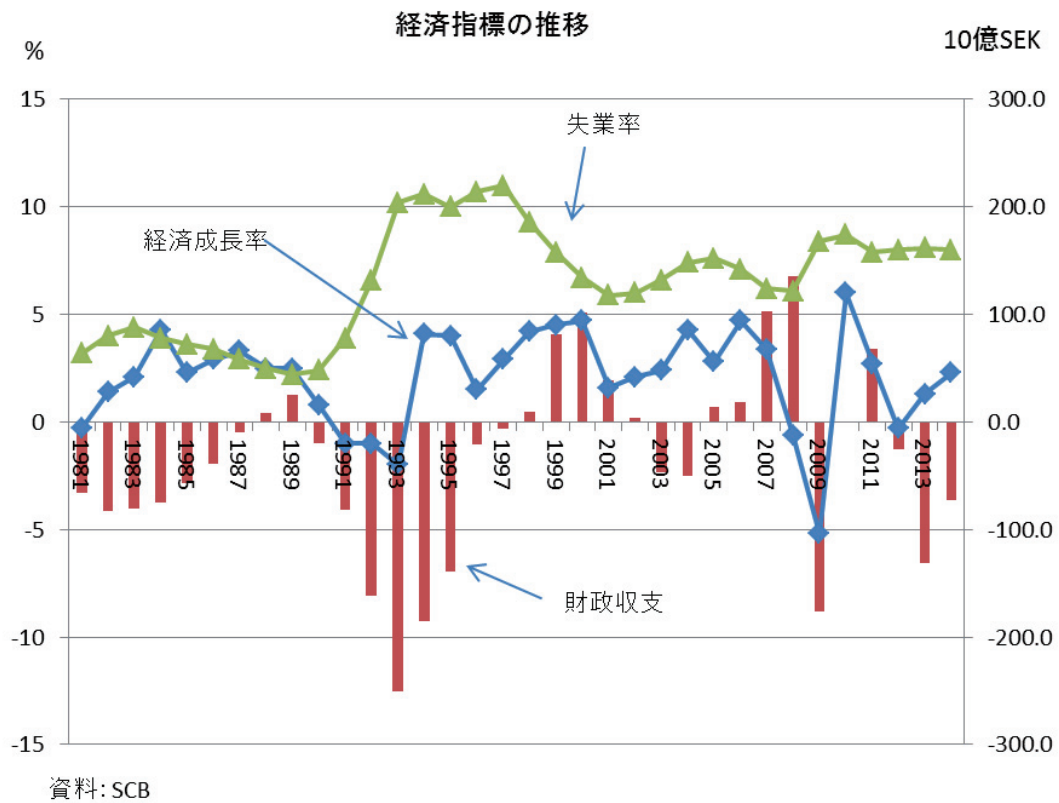
○ 純資産税の廃止

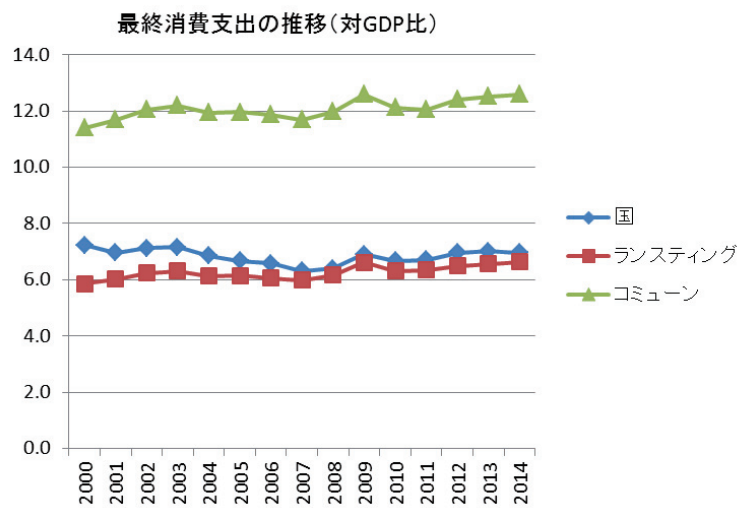
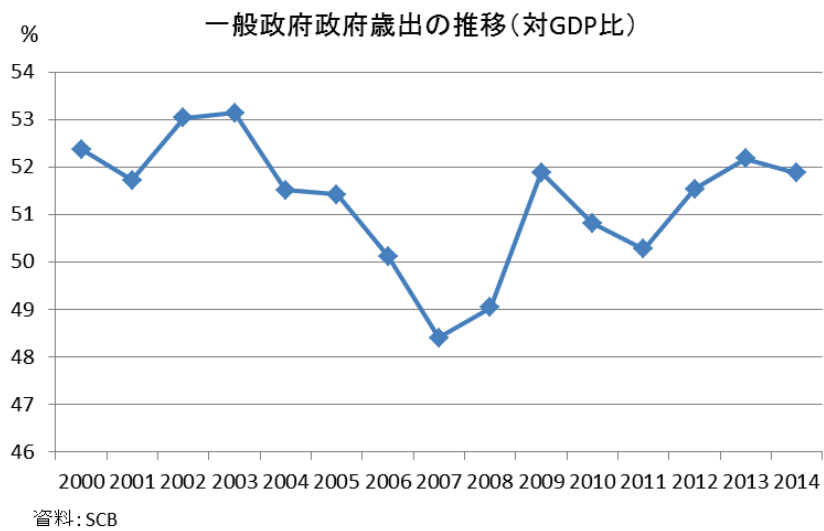
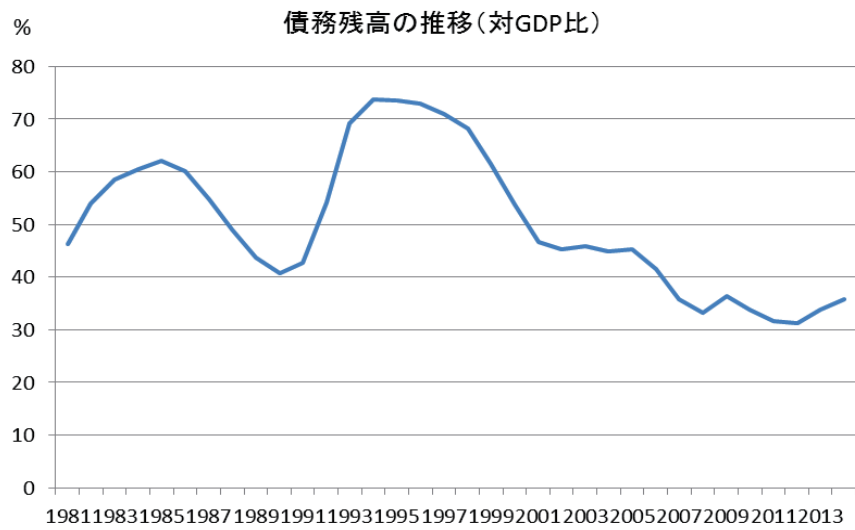
○ 相続税・贈与税の廃止

○ 不動産税の一部地方政府への移管 (料金化)

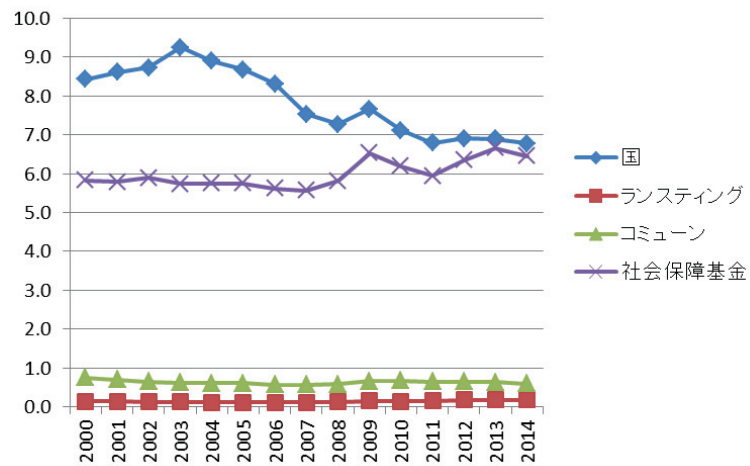
政権の推移				
1991	Oct-91	穏健党、国民党、中央党、 キリスト教民主党	ビルト政権	少数連立
1992				
1993				
1994				
1995	Oct-94	社民党	カールソン政権	少数単独
1996				
1997	Mar-96			
1998				
1999				
2000				
2001		社民党	ペーション政権	少数単独
2002				
2003				
2004				
2005				
2006				
2007				
2008				
2009	Oct-06	穏健党、中央党、国民党、 キリスト教民主党	ラインフェルト政権	多数連立
2010				少数連立
2011				
2012				
2013				
2014				
2015				
2015	Oct-14	社民党、環境党	ロヴェーン政権	少数連立

資料: 政府ホームページ

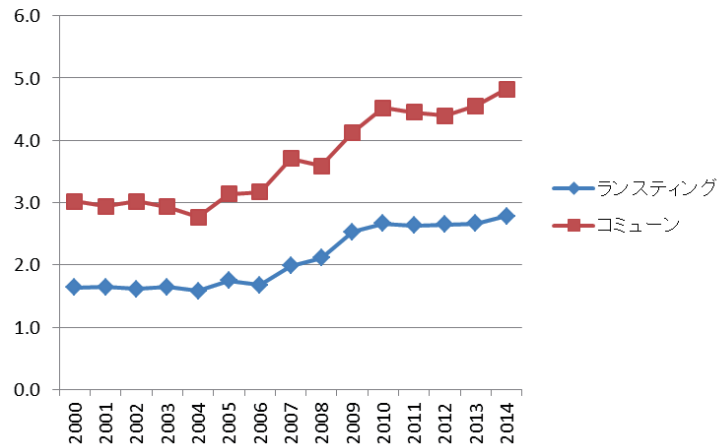




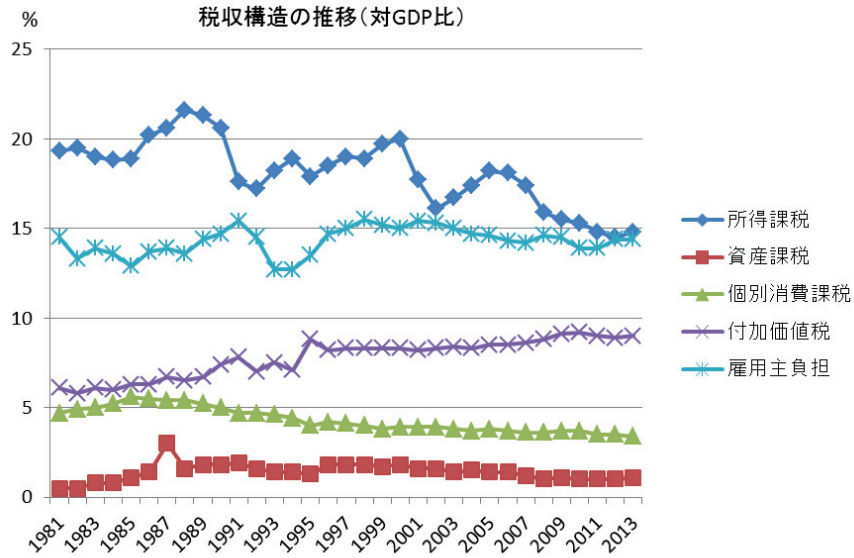
家計への移転支出の推移(対GDP比)



地方政府への財政移転(対GDP比)



税収構造の推移(対GDP比)



資料: SCB

(参考) スウェーデンの財政再建と予算制度改革

○ 社民党政権による 1990 年代半ばの財政再建

- ・ 財政再建における 3 つの原則
 - ①需要に対する悪影響をもたらさないように一定の期間をかけて政策を実施すること。
 - ②再分配政策の観点から高所得者層により大きな負担を求めること。
 - ③歳出削減は教育、医療、社会福祉サービスよりも家計に対する所得移転において優先的に実施すること。
- ・ 歳出面においては、社会保障分野における移転給付が主要な削減項目となり、在宅保育手当の廃止や児童手当の縮小、年金給付額の引き下げや物価スライドの抑制、失業手当や傷病手当の給付率の引き下げなど。その他、規模としては相対的に小さくなるが、労働市場政策、教育、環境、農業、通信、防衛などの分野においても歳出削減を実施。
- ・ 歳入面では、医療保険の本人負担の引き上げのほか、国税所得税の税率の引き上げ、資本所得課税の強化や純資産税の維持、不動産税や賃金税の税率の引き上げによる税負担の増加などを実施。その一方で、所得分配に対する配慮から食料品に対する付加価値税率を 21%から 12%に引き下げる措置。
- ・ 財政再建の原則に掲げられたように、国民に対する教育、医療、社会福祉サービスという現物給付を優先するため、社会保障分野における歳出削減は移転給付を中心として実施。また、所得分配を重視し、とくに歳入強化においては高所得者層を対象とした税負担の引き上げ。1998 年度予算案における所得分配に関する分析によれば、家計を 5 分位階層で見た場合、財政再建に要した金額のうち、43%が最も所得が高い階層により負担され、最も所得が低い階層では 11%の負担にとどまった。

財政再建策の比較

	保守中道連立政権の財政再建案	社民党政権の財政再建策
歳出減	76.8	71.2
	家計への移転給付等 36.8	家計への移転給付等 34.6
	国民付加年金の改正 5	補助金 8.1
	政府消費 35	政府消費 6.8
		その他 21.7
歳入増	23.7	69.0
	徴税の効率化 6	医療保険の自己負担 23.7
	付加価値税のベース拡大 2	資本所得課税の強化 7.5
	環境税・個別消費税 14.7	高所得者に対する所得税 4.2
	不動産の評価替え 1	生産物税 6.1
		その他 27.5
歳入減	—	-14.7
		付加価値税 -7.6
		その他 -7.1
合計	100.5	125.5

注：数値は 1998 年までの累積効果額を示している。

出所：Finansdepartmentet1994, p.49 および Swedish Ministry of Finance 2001, p.28 より作成。

○ スウェーデンにおける予算制度改革

(1) プログラム予算のとりくみ

- ・ 第二次大戦後には、国家予算の拡大に対する批判はさほど大きくなかったものの、より合理的な予算過程や資金管理を求める議論がすでに見られていた。
- ・ アメリカにおける事業別予算や PPBS といった予算改革の影響を受けながら、1968 年にヨーロッパで初めて民事・軍事行政部門においてプログラム予算を試験的に導入。プログラム予算に見られる予算の効率的管理に向けた動きは、80 年代に歳出抑制を目標とした取り組みとして進む。
- ・ 79/80 年度の予算編成では、政府外局に対する、対前年度比 2%の歳出削減要求。実際には予算要求額全体の三分の一程度。時間的制約などにより、当該年度の政策の結果を反映させられない。
- ・ 85 年には移転的経費を含まない行政的経費を対象に歳出削減要求が単年度 2%から三カ年度で 5%という基準へ変更。外局での三カ年予算編成を 88 年よりすべての経費に対して適用。90 年代改革の柱となる「三カ年のフレーム予算」の原型。

(2) 政府外局（エージェンシー）の裁量の拡大

- ・ 三カ年予算の導入により、それまで政府から詳細な統制を受けていた人件費や施設費について、外局長官に包括的な決定権限。政府内部の予算準備作業において三カ年フレームにより歳出総額を見積もり、各省へ予算配分する方法が 92 年から開始。
- ・ 歳出科目の執行に対する外局の裁量の拡大。従来の歳出科目（概算科目、繰越科目、固定科目）に対して、総枠科目を 88 年に導入（超過支出と繰越しが可能）、93 年より本格的に採用（投入資源の管理から成果管理へ）。外局による事業成果に関する説明責任の増大、財務報告と事業報告の質の向上の要求。
- ・ 1993 年にすべての政府外局に対して発生主義会計を導入、93/94 年度より中央政府の連結財務諸表を作成。発生主義会計の導入にともなう原価計算と管理会計の向上を通じて、成果管理を達成することを意図。
- ・ 90 年代の経済危機の深刻化を背景に、より徹底した制度改革を実施。

1996 年予算法制定による予算編成過程の改革

(1) 従来の予算制度の問題点

- ・ 1990 年代初頭に予算制度に関連する 2 つの報告書（財務省、リンドベック委員会）。
- ・ 財務省報告書：ヴォン・ハーゲンと同様の手法でスウェーデンの財政規律を評価。
 - ① 予算準備段階での基準値がなく、外局の予算要求が初期値となっている。
 - ② 国会審議において予算案が制約なく増額されるため、最終的に決定されるまで総額がわからない。

- ③予算外基金や非政府法人への貸付けに関する予算計上が不十分なため予算文書が透明性を欠いており、国民経済計算上の区分にも対応していない。
- ④年度中の予算の執行状況に対する財務省や国会の監督機能が欠如している。
- ⑤年度間の資金の移動に対する制約が高い。
- ⑥予算の計画性は、三カ年予算の取組みがヨーロッパ諸国よりも高く評価。
- ・ 以上の問題点を解決する手法
 - ①歳出科目の柔軟性の拡大。
 - ②予算編成における首相府と財務省主計局の調整機能の拡大。
 - ③完全性の原則（予算文書の包括性）の適用。
 - ④一定の歳出枠組みのもとでの国会審議への転換（フレーム決定モデルの採用）。
 - ⑤国会の中心的役割としての評価・監査機能の強化。
- ・ 国会内部においても国会での予算審議のあり方について検討（93年に国会報告書）
 - ①完全性原則の適用。
 - ②国会審議におけるフレーム決定モデルの採用。
 - ③暦年に合わせた会計年度の採用
 - ④春季の財政政策案と秋季の政府予算案による二段階の国会審議。
 - ⑤国会の財政委員会の調整機能の強化。

(3) 1996年予算法の制定

- ・ 1996年予算法：長期的な予算政策を実行する手段としての複数年度のフレーム予算を設定することを規定。
- ・ 1月から3月に、財務省では最新の経済データや各省・外局からの予算要求を踏まえ、三カ年フレームを更新。
 - ①GDPに対する一般政府財政余剰目標の設定（対GDP比1%）。
 - ②その目標を達成するための歳出総額の上限額（歳出シーリング）の設定。
 - ③歳出シーリングのもとでの二七歳出分野への歳出配分の提示。
- ・ 3月中旬に財務省は新たなフレーム予算の原案を作成し、3月下旬の予算閣議に提出。フレーム予算には、三年間の歳出シーリングと各歳出分野の上限額が記載。
- ・ 3月下旬の予算閣議で、財務省原案の承認。議論の中心は各省大臣からの追加予算要求。ここでも歳出総額が先に決定されるため、各省大臣は、他の歳出分野からの資源の再配分を求めるか、所管する歳出分野の間で再配分。

⇒予算閣議における歳出総額と各歳出分野の上限額の決定し、春季財政政策案を国会に提出（4月15日）。
- ・ 春季財政政策案に関する国会審議が行われる一方で、次年度の政府予算案の提出に向けた準備し、政府予算案を国会に提出（9月20日）。

⇒国会ではフレーム決定モデルに従った予算審議と最終的な決定。

(2) 新たな予算過程（国会審議）

年度	時期	従来の予算編成過程		新たな予算編成過程	
		日程	内容	日程	内容
N-1年度	11カ月前		外局内部での予算提案	2月初旬	各省が3カ年歳出入推計を財務省に提出 外局が年次報告書(2月22日)、予算要求(3月1日)を提出
	10カ月前	9月1日	外局から所管省に対する予算要求の提出 各省が予算要求を財務省に提出	3月中旬	財務原案の提出
	9カ月前			3月下旬	予算検討閣議: 3カ年のフレーム予算と27歳出分野の支出上限額の決定
	8カ月前		財務省と各省との間で調整	4月15日	春季財政政策案を国会に提出
	7カ月前	12月初旬	財務原案の提出。政府内部で財政状況、経済状況にもとづき調整	5月中旬	各省において、予算上限額を個別の議決科目に配分し、財務省に提出。財務省と各省との間で調整
	6カ月前	1月10日	政府予算案を議会に提出	6月15日	国会が春季財政政策案を議決
	4カ月前		国会の各委員会で審議	7月	(EU予算の策定)
	2カ月前 1カ月前	4月末	政府が修正予算案を国会に提出	9月20日	政府予算案を国会に提出 財政委員会で27歳出分野の上限額を審議 各委員会で歳出分野の議決科目について審議
		6月末	国会での議決。政府決定、通知書の発行	11月末	国会で27歳出分野の上限額を議決
				12月末	国会で個別の議決費目を議決 政府決定、通知書の発行
N年度		7月1日	予算の執行	1月1日	予算の執行

- 各方面からの既存制度の問題点の指摘と改革提案を受ける形で、90年代半ばに制度改革を実施（政府による予算編成と国会における予算審議）。
- 1994年に国会法改正（会計年度の暦年への変更、春季の財政政策案と秋季の政府予算案の審議、トップダウン型のフレーム決定モデルの採用、歳出区分の変更、国会議員任期の3年から4年への延長）。
- 新たな予算編成過程：1997年度予算編成より適用。
従来の予算編成過程：政府予算案の国会提出は、次年度開始の6カ月前。そこから国会内の各委員会で修正・増額要求を受けたうえで、修正予算案を提出。
新たな予算編成過程：次年度開始の9カ月前に提出される経済政策および予算政策のガイドラインとなる春季財政政策案（春予算）と4カ月前に提出される政府予算案に変更（従来の修正予算案は廃止）。
- フレーム決定モデルの採用：政府予算案に対する二段階の国会審議。
第一段階：財政委員会における歳出総額の決定と二七歳出分野の上限額の決定。
第二段階：各歳出分野を担当する個別委員会における個別の議決科目（約500科目）の決定。
⇒財政委員会の調整機能の向上、Pay as you go原則の適用。
- 国会法では国会審議での増額修正に対する制限はない。国会は総額を増加させる権限を留保。このもとで財政規律を確保するのが「三カ年のフレーム予算」の役割。

新たな予算制度に対する評価

- ・ 一般政府財政余剰目標：平均値でみると、2000 年代半ばには 1%程度で推移しており。
- ・ 歳出シーリングの設定：当初設定された上限額を技術上の理由以外で変更することは可能となっているが、2009 年度までの時点でそのような変更は 2 回しか行われておらず、しかもそれらの変更はともに減額修正。
- ・ 三カ年フレーム予算の導入は、財政規律の維持において概ねうまく機能しているとの評価（Boije, Kainelainen & Norlin 2010, Swedish Government Office 2011）。
- ・ 国会審議のあり方：新たな予算編成過程の導入によって国会における予算案の修正が大きく減少（Wehner 2007）。改革前（85/86～95/96 年度）は平均で 33 回の予算案の修正、改革後（97～2005 年度）は 6 回に減少。
- ・ 「抜け穴」への対応
 - ①総計予算主義の徹底（原則として、すべての収入と支出が予算に計上）。
 - ②経済予測の正確性（財務省とは独立して、債務管理庁における借入所要額の予測、財政運営庁による中央政府の歳出入の中期見通し、経済調査研究所の一般政府財政の中期見通しなど）。
 - ③補正予算も歳出シーリング対象。
- ・ 地方政府に対する均衡予算原則の導入（2000 年）

歳出シーリング(2007年～2012年)(10億クローナ)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
歳出総額	938	957	989	1,024	1,054	1,074
対GDP比(%)	30.6	30.3	32.2	33.0	32.8	31.9
シーリング対象支出額	910	943	975	1,007	1,017	1,025
予備費	28	14	14	17	37	49

(資料) Finansdepartementet 2009

決算・業績評価

政府外局に対する予算の配分

- ・ 1990 年代半ばの予算制度改革により、従来の省庁別歳出区分は 27 歳出分野ごとの歳出区分に変更。併せて、議決科目は約 1000 科目から約 500 科目に削減。ただし、非財務的な業績評価の観点から見ると、27 歳出分野では広すぎ、500 科目では狭すぎるとの議論があり、2001 年度予算より予算案においては、非財務的評価を目的として 50 の政策分野を導入（歳出分野⇒政策分野⇒議決科目という構成）。
- ・ 国会における予算の承認が行われると、議決科目が予算を執行する政府外局（およそ 300 機関）に対して配分され、同時に予算承認書が発行される。予算承認書は、非財務項目と財務項目に分かれており、非財務項目では政策領域・活動の目的、要求される成果等が示される。財務項目では、財源調達の内容、予算執行の条件、料金設定や追加的

財源調達に関する条件等が通知される。

会計と成果報告

- ・ 政府に対する報告内容は、①予算に対する追跡情報、②非財務的成果目標に対する報告、③GAAP 会計に基づく会計報告、④国民経済計算に対する報告の 4 つに大別される。全体を通じて外局が独立した会計主体となっている。
 - ①各外局が財政運営庁（ESV）に対して歳出歳入に関する月次報告を行う。政府は外局からの報告をもとに少なくとも年 2 回国会に対する報告を行う（通常は春予算と政府予算案提出時）。最終的な決算報告は年度終了から 4 か月以内に行われる。
 - ②予算承認書に示された非財務的成果目標に対応した報告が各外局から政府に対してなされ、これが外局からの年次報告書の主要内容の 1 つとなっている。報告内容については現在詳細な規定は設けられていないが、承認書において特定されている政策分野についてはその総費用を GAAP 会計原則に基づいて報告することになっている。政府から国会に対して、前年度の活動成果と将来的な成果目標が通常 9 月の政府予算案の提出時に示される。
 - ③GAAP 会計に基づく会計報告には、各外局の半期・年次報告と中央政府全体の連結報告が含まれる。「年次報告および予算文書に関する規則」に基づけば、各外局は前年度の年次報告と次年度の予算要求を 2 月 22 日までに行い、当該年度の半期報告を 8 月 15 日までに行う。
 - ④国民経済計算に対する報告は各外局によってなされ、その情報は国民経済計算を所管する統計局（SCB）が利用する。
- ・ ①は修正現金主義、②は発生主義および非財務報告、③は発生主義に基づいて報告が行われる。

監査庁の役割

- ・ 従来政府の外局として位置づけられてきた監査庁は 2003 年 7 月より国会の下におかれ、政府に対する独立性を高めている。
- ・ すべての中央政府外局の半期および年次報告書を監査し、政府が国会に提出する年次報告書（連結）に対してコメントを行う。監査は財務報告、非財務報告の双方に対して行われる。

参考資料

2014 年国政選挙時における両陣営の個別政策分野の比較（社：社民党、右：右派連立）

○住宅

社) 2020 年までに 25 万戸の新規住宅建設。小規模賃貸住宅、学生向け住宅を建設する会社に対する補助。新規建設への信用供与の強化。

右) 2020 年までに 30 万戸の新規住宅建設。建設開始プロセスの短縮化。

○雇用

社) ①インフラ、住宅、R&D への投資、②教育・福祉における雇用、③労働市場政策における教育とマッチングの改善、の 3 本柱。

右) 2020 年までに 35 万人の雇用を増加し、20～64 歳の労働力率を 82%に高める。勤労税額控除の維持。23 歳未満の雇用者に対する社会保険料雇用主負担の軽減。

○失業

社) 失業給付の補償率の改善（月額給与 25,000 クローナにおいて 80%の補償率を全補償期間で維持）。長期失業対策。若年失業者に対する 90 日保証（期間内の職業/職業訓練斡旋）。

右) 失業給付補償率の変更なし。長期失業者に対するマッチング事業・就業支援。試用雇用期間の延長（6 か月→12 か月）。

○インフラ

社) 鉄道建設の支援。輸出産業にとって重要な高速鉄道、地下鉄、その他の地域交通、鉄道への投資。

右) スtockホルムーヨーテボリ・マルメ間の高速鉄道の建設、スウェーデンーデンマーク間、北部スウェーデンの鉄道建設。Stockホルム、ヨーテボリ、マルメの地域交通事業。

○教育

社) 10 年以内に EU で 5 位に入る平等な教育を目標とする。若年失業者の学力向上、職業学校、成人教育の定員増加。単科大学の定員増加。少人数学級と専門教員の充実。15 名を上限とする保育グループ。Läx-rut（家庭学習支援にかかる費用の税控除）の廃止。営利企業による学校に対する規制の強化。高校の義務教育化。運転免許取得に対する学習貸与金。

右) 10 年以内に PISA ランキング 10 位以内。小学校教育の強化（少人数学級、教員数の増加、専門教員の増加）。10 年制基礎学校の導入。4 年生からの成績付け。家庭学習補助の義務化。フリースクールの適性検査。中学、高校における席次評価の導入。奨学金の増加。

○環境

社) 環境税の導入。地方の環境政策、新エネルギー開発に対する支援。環境車両への優遇措置。2050年までに化石燃料からの脱却。

右) 新エネルギー開発。化石燃料からの段階的脱却。原子力発電の世代交代。森林業、工業の輸送拡大のためのトラックの重量化の許可。環境車への優遇措置。

○平等

社) 男女間の賃金格差の解消に向けた賃金調査の実施。不本意なパートタイム労働や長期の一時雇用の削減に向けたフルタイム雇用への権利の強化。女性研究者の増加。男性の育児休業取得期間の拡大。

右) RUT 控除の維持。両親保険におけるジェンダーボーナスの強化。パートナー（夫婦）間の平等な年金分配のための制度変更。

○福祉

社) 福祉分野での民間主体に対する明確な規制、原価割れ価格での売却に対する法制化。コミューンとランスティングへの国庫補助金の増額。ガン診断後 4 週間以内の治療開始保証。保育士教育定員の増加。医療保険において全疾病期間における 80%の補償率の維持。

右) 子ども・若者の精神的疾病の予防・治療に対して 10 億クローナの支出 (2016~18 年)。ガン治療における待機時間の短縮および一般的な質の向上に対して毎年 5 億クローナの支出 (2015~18 年)。高齢者ケアの向上に向けたコミューンとランスティングの協力に対して実績ベースの補助金の導入。保育士教育、専門看護師教育定員の増加。高齢者ケア、保育所における食事の向上。

スウェーデンの2014年総選挙と自治体の課題

星野 泉(明治大学)



1

①スウェーデンの主要政党

- ▶ スウェーデン社会民主労働党
(Sverigessocialdemokratiska arbetareparti、
Socialdemokraterna)
- ▶ 環境党緑(Miljöpartiet de Gröna) 反原発
- ▶ 左翼党(Vänsterpartiet) 旧共産党

- ▶ 穏健党(Moderaterna) 中道右派
- ▶ 国民党自由(Folkpartiet Liberalerna) 自由
- ▶ 中央党(Centerpartiet) 農民
- ▶ キリスト教民主党 (Kristdemokraterna)プロテスタントルーテル派
- ▶
- ▶ スウェーデン民主党(Sverigedemokraterna)

2

②スウェーデンの選挙制度

- ▶ 総選挙は4年に1度、基本的には9月第3日曜日、
▶ 今回は第4日曜日
- ▶ 選挙区(21レーン+α)毎の非拘束名簿式比例代表制
- ▶ 総議席349議席のうち310は選挙区議席
- ▶ 39は調整議席(全国得票と議席のバランス)
- ▶ 修正・サンラグ方式
- ▶ 1.4でまず割り、さらに3、5、7と奇数で割る
- ▶ 最少投票獲得率は 全国で4% 選挙区は12%
- ▶ 基本的に国、県、コミュン(市町村)同時に行う
- ▶ 選挙権は18歳以上
- ▶ 地方議員選挙は、ノルウェー、アイスランド、EU加盟国民、
また3年以上の居住があれば外国人でも投票できる

3

2006年総選挙の写真



4



5



6



③スウェーデンの選挙2014

- ▶ 5月22日～25日 欧州議会選挙751議席
▶ (スウェーデンは20議席の配分)
- ▶ 9月14日 総選挙 国は349議席を争う
- ▶ 2015年3月22日、国会のみ再選挙(Extra Val)の予定だったが中止。

④2014年5月の欧州議会選挙

スウェーデンの議席配分は20議席

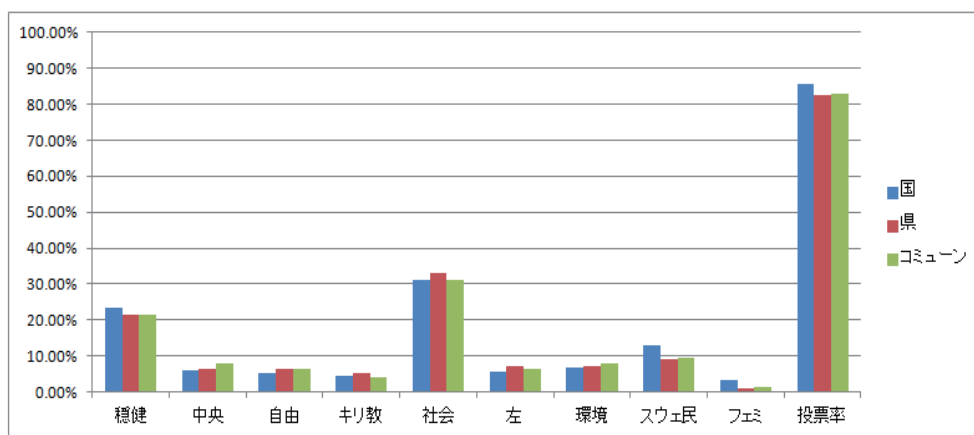
投票率48.9%

- ▶ 社民党6
- ▶ 環境党3(ストックホルム、ヨーテボリ、ウプサラでトップ)
- ▶ 穏健党3
- ▶ 自由党2
- ▶ スウェーデン民主党2
- ▶ 1(中央、左、キリ民、フェミニスト党)
- ▶ 海賊党(海賊版OK)は2010年2→0
- ▶ 結果は 極右の風より緑の風

9

⑤2014年9月の総選挙得票率

	穏健	中央	自由	キリ教	社会	左	環境	スウェ民	フェミ	投票率
国	23.33%	6.11%	5.42%	4.57%	31.01%	5.72%	6.89%	12.86%	3.12%	85.81%
県	21.51%	6.31%	6.28%	5.17%	32.90%	7.08%	7.21%	9.14%	1.08%	82.44%
コミュン	21.55%	7.85%	6.55%	3.98%	31.23%	6.44%	7.76%	9.33%	1.23%	82.84%



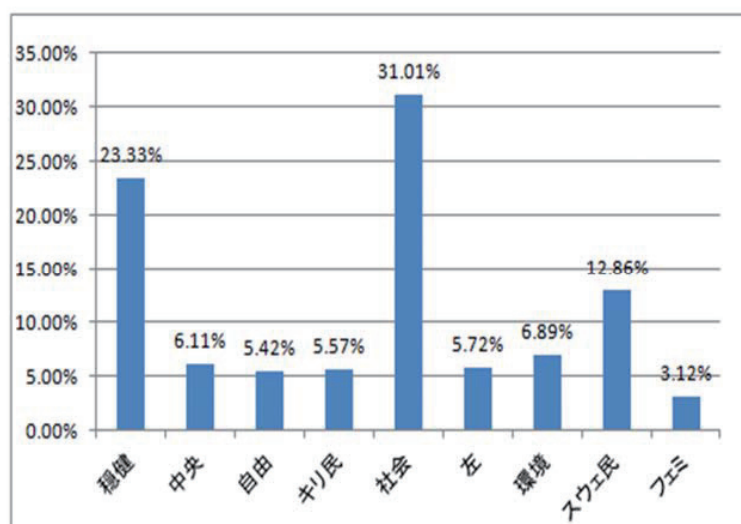
10

⑥国会議員選挙候補者数と内訳(%)

政党	候補者数	18-29	30-49	50-64	65-	初めての 有権者	男	女
社民党	789	17,7%	50,2%	28,1%	3,9%	2,9%	50,3%	49,7%
中央党	820	12,6%	42,4%	36,3%	8,7%	4,1%	55,9%	44,1%
フェミニスト党	47	31,9%	55,3%	4,3%	8,5%	4,3%	14,9%	85,1%
国民党自由	779	10,4%	38,3%	28,5%	22,8%	4,0%	56,4%	43,6%
キリスト教 民主党	694	10,1%	30,8%	38,0%	21,0%	1,9%	57,1%	42,9%
環境党緑	676	12,6%	45,4%	31,8%	10,2%	1,8%	49,3%	50,7%
穏健党	793	13,6%	43,6%	30,9%	11,9%	3,3%	57,9%	42,1%
海賊党	48	45,8%	41,7%	12,5%		4,2%	81,2%	18,8%
スウェーデン 民主党	86	15,1%	57,0%	19,8%	8,1%	1,2%	69,8%	30,2%
左翼党	709	11,6%	40,2%	35,7%	12,6%	1,4%	46,7%	53,3%
総数	5901	13,3%	41,5%	31,7%	13,5%	2,7%	54,8%	45,2%

11

⑦国会議員選挙得票率



穏健	23.33%
中央	6.11%
自由	5.42%
キリ民	5.57%
社会	31.01%
左	5.72%
環境	6.89%
スウェ民	12.86%
フェミ	3.12%

12

⑧国会の獲得議席

	2002年	2006年	2010年	2014年
穏健党	55	97	107	84
中央党	22	29	23	22
国民党自由	48	28	24	19
キリスト教民主党	33	24	19	16
社会民主労働党	144	130	112	113
左翼党	30	22	19	21
環境党緑	17	19	25	25
スウェーデン民主党	0	0	20	49
フェミニスト党	0	0	0	0
	349	349	349	349

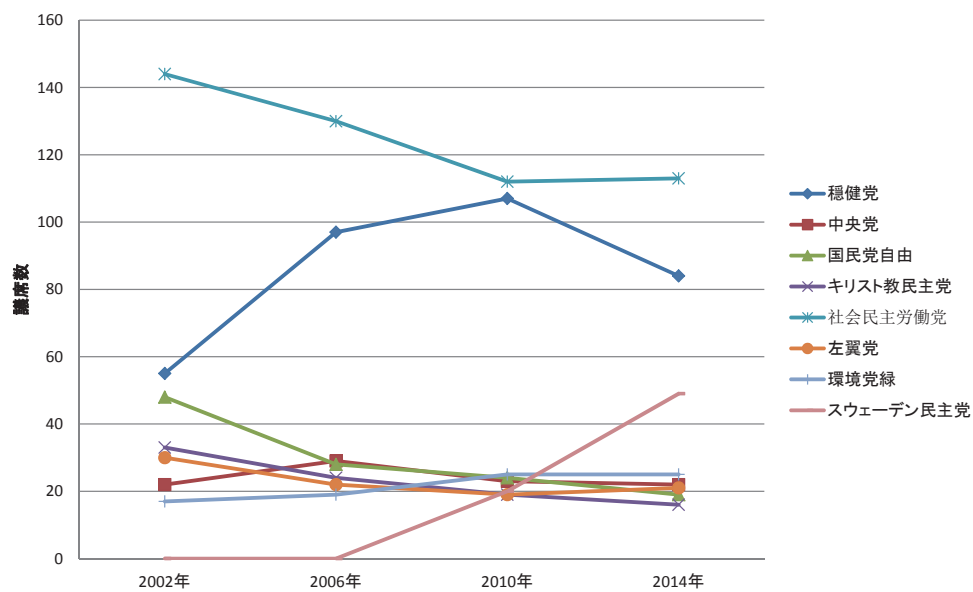
13

⑨当選者の男女構成比・年齢構成

Parti	Antal	18-29	30-49	50-64	65+	Första	Män	Kvinnor
Arbetarepartiet-Socialdemokraterna	113	6,2%	48,7%	43,4%	1,8%		53,1%	46,9%
Centerpartiet	22	9,1%	45,5%	40,9%	4,5%		59,1%	40,9%
Folkpartiet liberalerna	19	10,5%	57,9%	26,3%	5,3%		73,7%	26,3%
Kristdemokraterna	16	12,5%	37,5%	50,0%			62,5%	37,5%
Miljöpartiet de gröna	25	16,0%	44,0%	40,0%			52,0%	48,0%
Moderaterna	84	9,5%	46,4%	41,7%	2,4%		47,6%	52,4%
Sverigedemokraterna	49	20,4%	63,3%	10,2%	6,1%	2,0%	77,6%	22,4%
Vänsterpartiet	21	14,3%	57,1%	28,6%			42,9%	57,1%
Sverige	349	10,9%	50,1%	36,4%	2,6%	0,3%	56,4%	43,6%

14

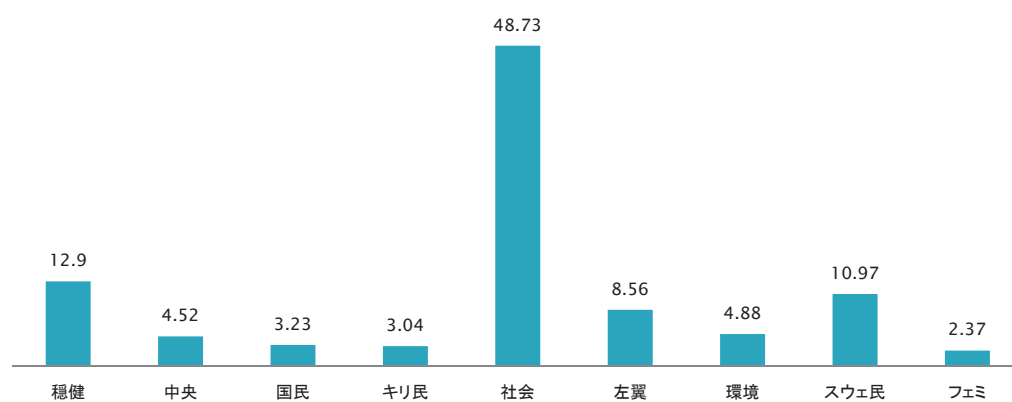
⑩国会議席の変化



15

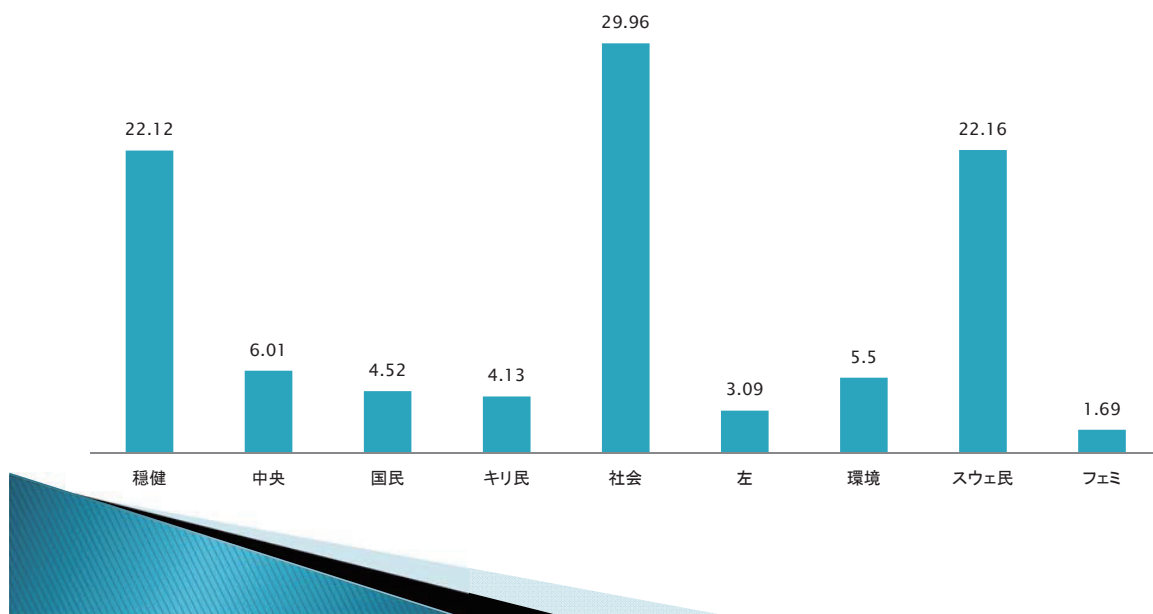
⑪得票率 %

ノルボッテン選挙区



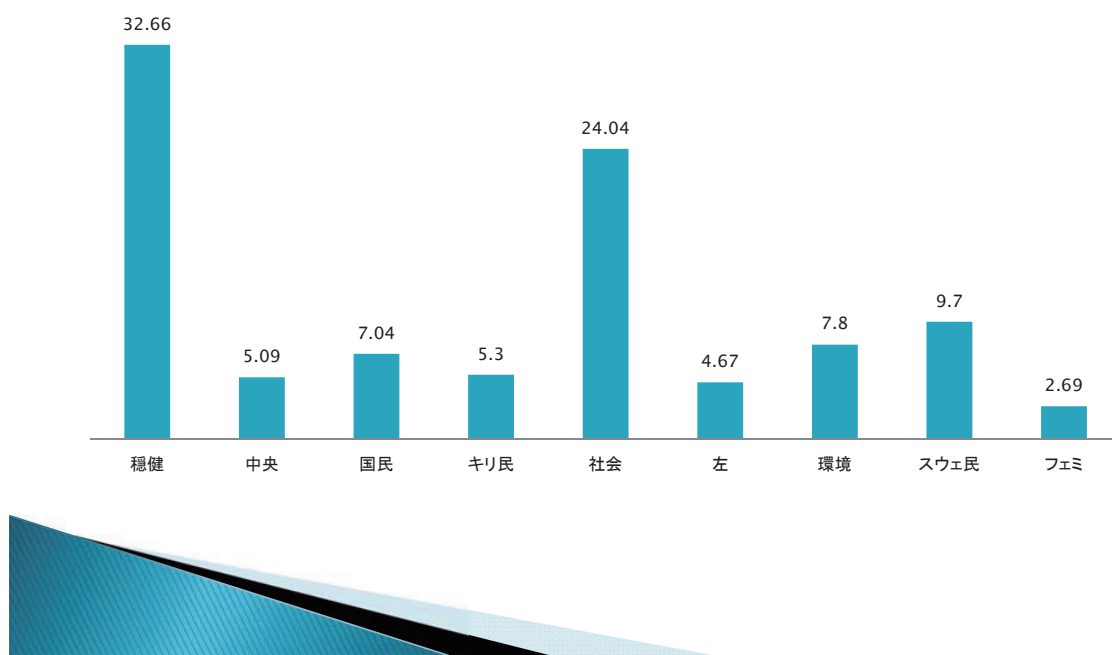
16

スコーネ北東部選挙区



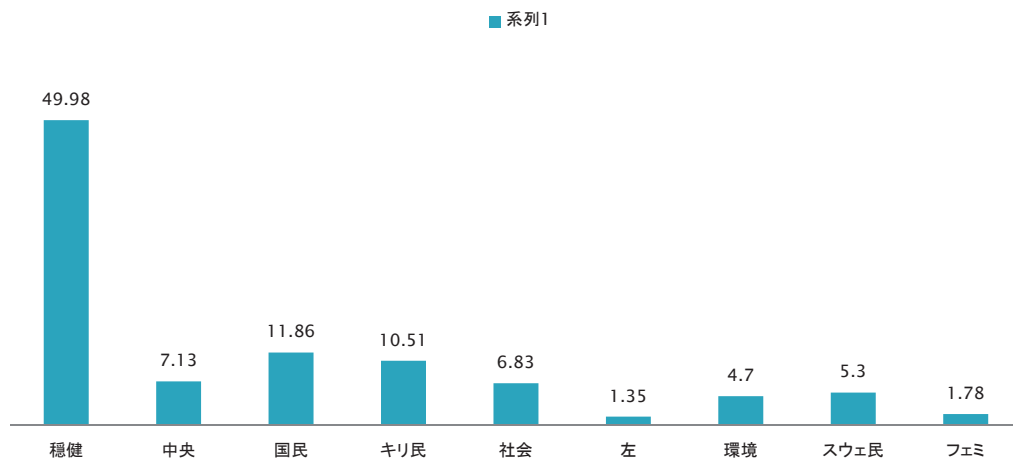
17

ストックホルム郊外選挙区



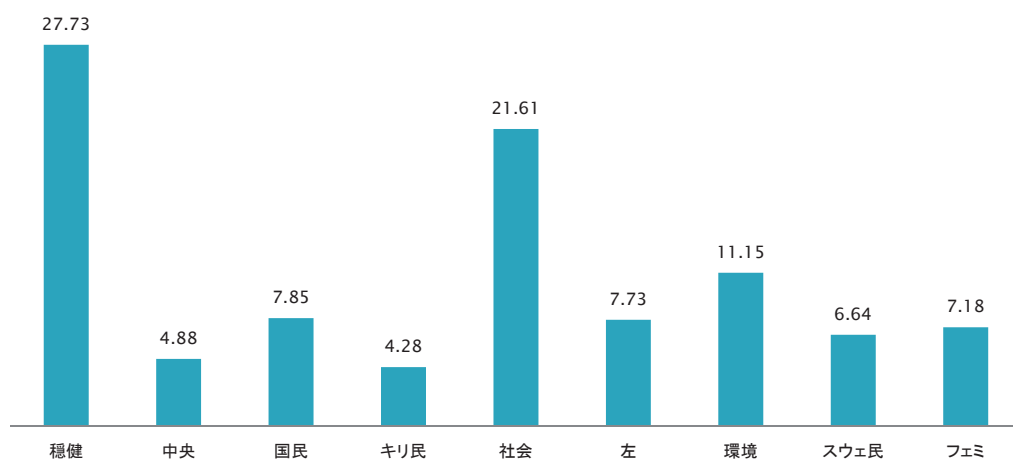
18

ダンデリードコミュニティ(ストックホルム郊外選挙区内)



19

ストックホルム市内選挙区



20

⑫総選挙後1

- ▶ 左翼党とは連立せず環境党緑と連立
- ▶ 前の穏健党少数政権でも環境党緑に声掛けしたが、失敗。今回も中央党との連立を図るがうまくいかず。
- ▶ 首班指名では、社民と環境党はロヴェーンに。スウェ民は反対。中道右派連合と左翼党は棄権。
- ▶ 予算については、中道右派予算案とスウェ民予算案採決で中道右派案が賛成多数、次に社民党予算案と中道右派予算案採決。ここで、スウェ民が中道右派案にのり、与党案否決。野党案成立→与党は再選挙を発表したが、その後再選挙なしとなった。

21

⑬総選挙後2

- ▶ 中道右派 社民グループとも難民の受け入れには好意的であった
- ▶ 対立軸は新自由主義と社民主義から変化するのか
- ▶ 今後とも極右とは組まずとなるのかどうか
- ▶ 福祉充実には好意的な極右政党
- ▶ スウェ民党首Jimmie Åkessonが、選挙で疲労困憊のためシックリーブを申請。10月17日から無期で。
その後3月に復帰
- ▶ 首相ローベンがネオファシスト単一公約政党とは組まないとDagens Nyheterに投稿。しかし、再選挙に向けてスウェ民と交渉も。

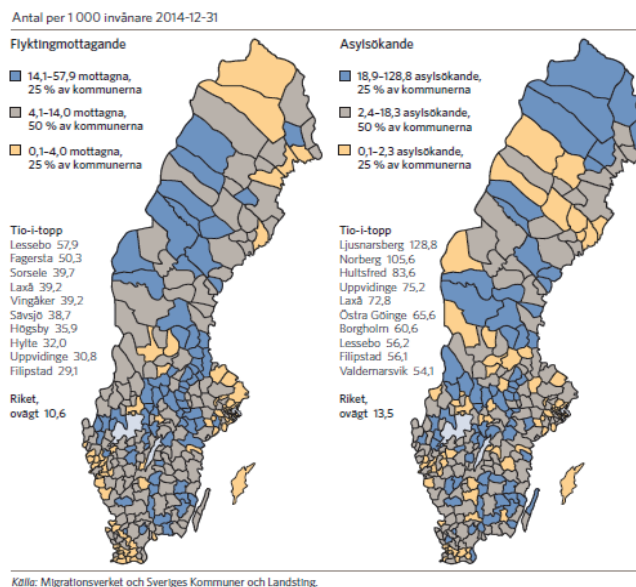
22

⑭過去24か月の難民受け入れ者数(左図)と難民申請者数(右図) 人口1,000人当り

数値の大きい自治体25%
中位自治体50%
数値の小さい自治体25%

上位10自治体

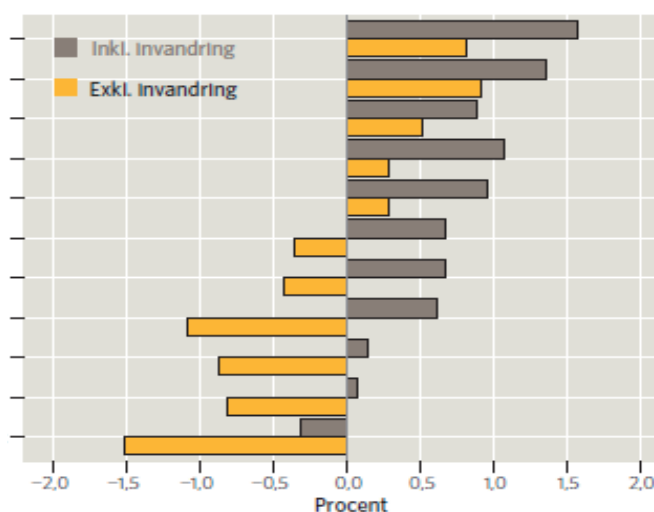
全国



23

⑮地域の人口変化率 移民含む(上)と移民除く(下)

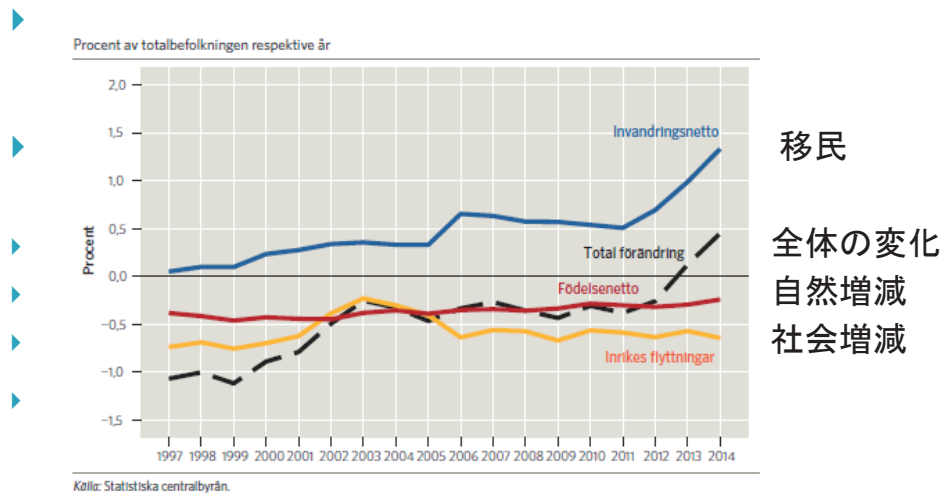
- 大都市
- 大都市郊外
- 中都市郊外
- スウェーデン全体
- 中都市
- 人口密度の高い自治体
- ベッドタウン
- 工業都市
- 人口密度の低い自治体
- 観光地自治体
- 過疎地自治体



24

⑩人口変化の動向 1997~2014

一 工業都市・人口密度の低い自治体・過疎地



25

⑪難民の状況

- ▶ 移民局は、2015年には8万~10.5万人の難民申請があるとみている。
- ▶ 2014年の難民受入数は45,800人。2014年末で難民申請者は79,800人。
- ▶ 2014年に人口減の自治体は40。移民を計算に入れないと168自治体/290自治体が人口減であった。
- ▶ 申請中は所定のところに住居を決められるが、申請が通れば住む場所はある程度自由。国の思うように各地にばらけてくれない。
- ▶ 人口(住民)比でみた割合でみて、多い自治体は、少ない自治体の約70倍。

26

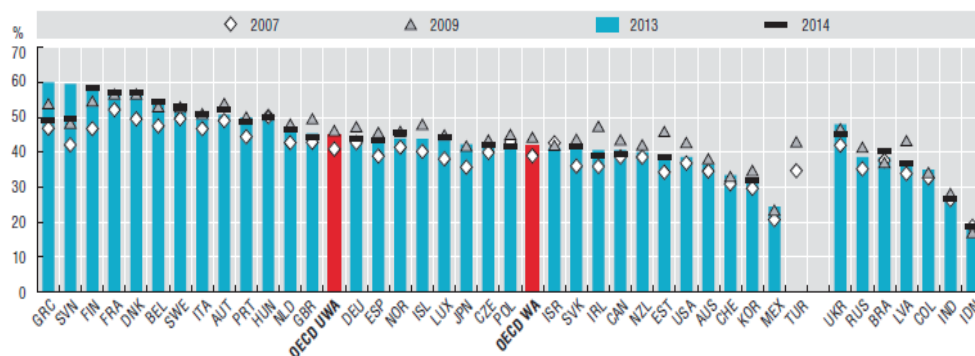
⑱課税ベース、税率、人口、自治体類型

	人口		課税ベース		指数	税率	変化	コミュニティ税率	変化
	合計100万	伸び率	一人当たり	指数					
大都市	1 743 965	364 241	4,2	208 858	110	30,88	0,34	19,15	0,24
▶ 大都市郊外	1 570 393	339 589	3,7	216 245	114	31,18	0,09	19,37	0,01
▶ 中都市	2 880 555	529 212	3,5	183 719	97	32,35	0,08	21,31	0,00
▶ 中都市郊外	326 199	58 713	2,9	179 991	95	31,95	0,02	20,97	0,01
▶ ベッドタウン	704 471	124 657	2,8	176 952	93	32,58	0,14	21,43	0,02
▶ 観光地	288 458	50 137	2,9	173 809	91	32,97	0,08	23,73	-0,01
▶ 工業都市	797 765	138 859	2,0	174 060	91	33,03	0,08	21,77	0,00
▶ 過疎地自治体	160 919	25 837	1,8	160 562	84	33,91	0,04	22,92	-0,03
▶ 人口密度の高い自治体	853 839	147 243	2,7	172 448	91	32,69	0,15	21,57	0,02
▶ 人口密度の低い自治体	318 300	56 579	2,5	177 753	93	33,19	0,00	22,44	0,00

27

⑲GDP比一般政府支出の国際比較 2007 2009 2013

2.28. General government expenditures as a percentage of GDP, 2007, 2009, 2013 and 2014



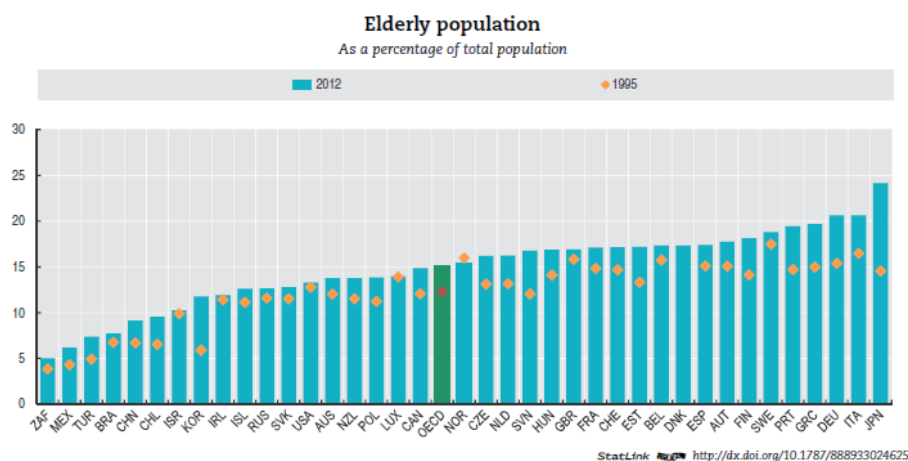
source: OECD National Accounts Statistics (database). Data for the other major economies of Brazil, India, Indonesia and Ukraine are from the IMF Economic Outlook (April 2015).

StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888933248323>

28

②OECD諸国の高齢化(65歳以上)率

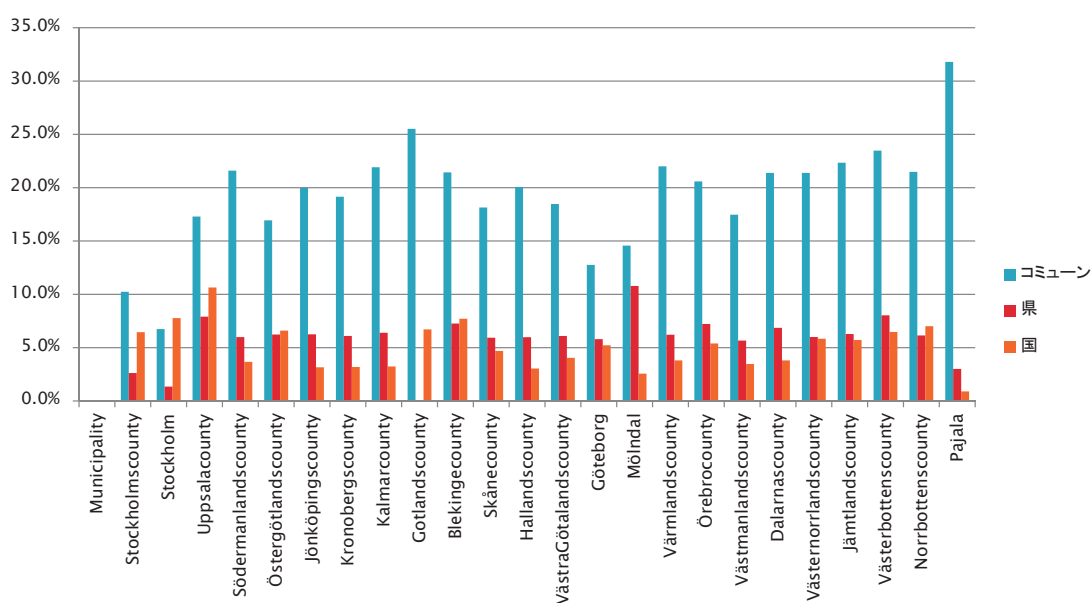
1995年 2012年



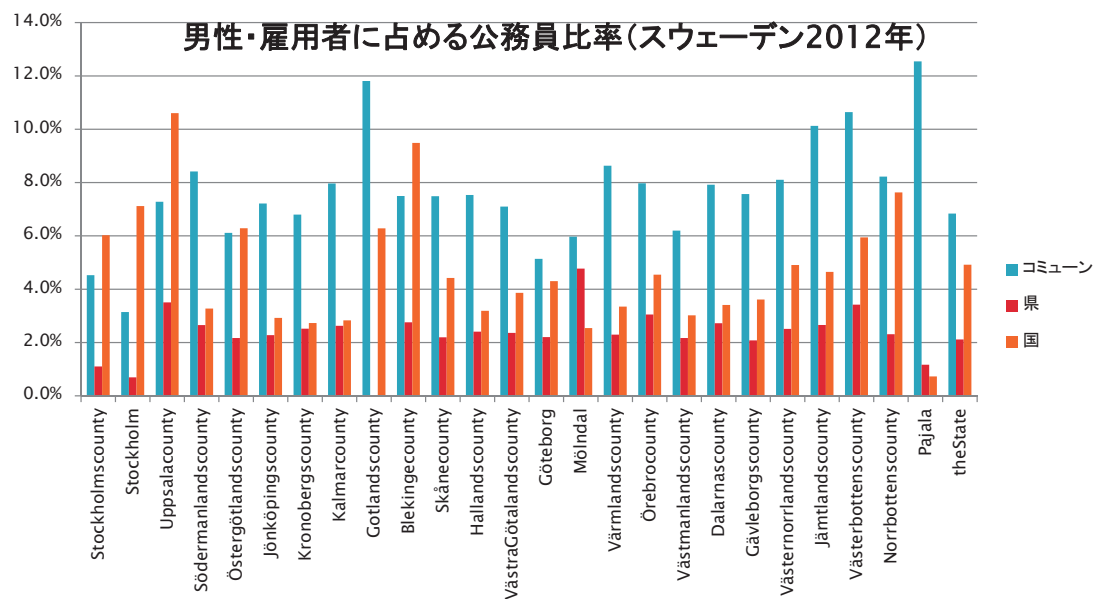
29

②①

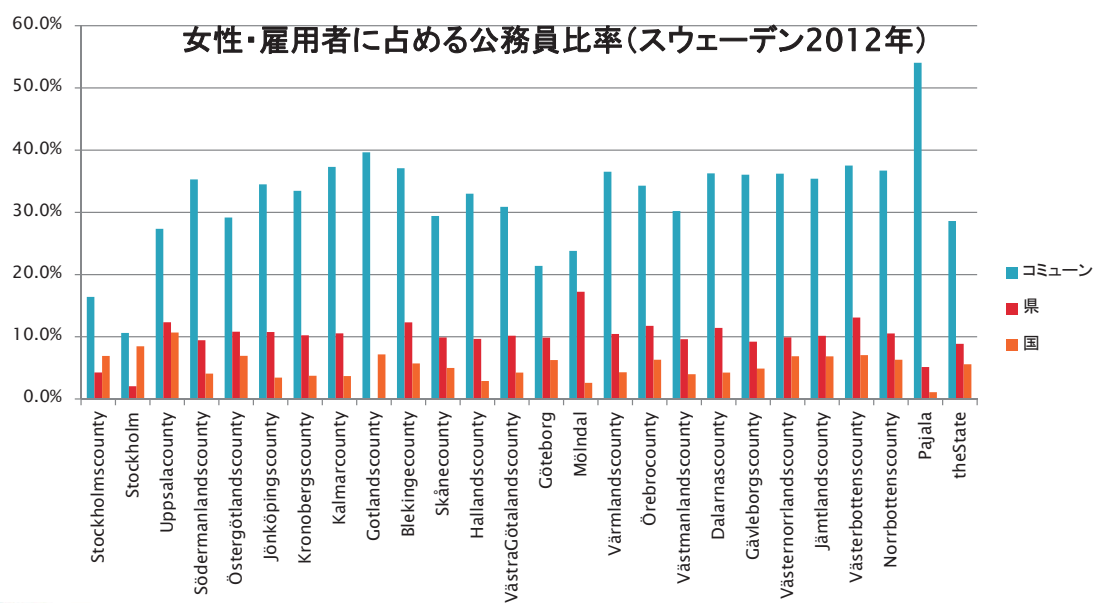
雇用者に占める公務員数(スウェーデン) 2012年



30



31



32

アメリカにおける州企業課税の動向 ——課税ベースの選択を中心に——

池上 岳彦

1. はじめに——州・地方企業課税の課税ベースを語る視点

○州・地方企業課税の根拠 = A. 付加価値の原産地課税（応益課税）

B. 所得の源泉地課税（分割基準が問題となる）

C. 消費課税（単段階売上税，消費型付加価値税）

・ Aは，B及びCと並存しうる。

○課税ベース，定式配賦基準（formula apportionment）は各州が決定。連邦からの規制は，“nexus”がある場合のみ州法人所得税を賦課できる（Public Law 86-272），というもの。

○現実の税制が設定されている理由及び問題点（例）日本，アメリカ

2. シャウプ勧告とカーター報告における企業課税

（1）シャウプ勧告（1949年）

- ・ 道府県レベルの付加価値税
- ・ 法人所得税は個人所得税の前取り（法人擬制説）

（2）カーター報告（1966年）

- ・ 法人所得税と個人所得税の完全統合（法人擬制説）
- ・ 連邦と州が小売売上税を共有する（州は税率決定権あり ⇒ 連邦は徐々に撤退）

○いずれも，取引高税には批判的（税の累積による不公平，非効率）。

← シャウプ勧告（第10章-A節），カーター報告（第5巻-第28章）

3. 法人所得税（Corporate Income Tax [CIT]）

（1）44州とコロンビア特別区が，法人所得税を賦課（2015年1月現在）

- ・ ネバダ州，オハイオ州，テキサス州，ワシントン州，ワイオミング州は法人所得に課税していない。また，サウスダコタ州は銀行のみに課税。
- ・ 税率は，比例税率 31州と特別区（最高 9.99% [ペンシルベニア州]），累進税率 13州（最高限界税率 12.0% [アイオワ州]）。

アメリカ合衆国 (United States of America)



(2) 州税に占める割合 → 1980 年代の 8% 台から 5% 台へ低下 (2014 年度 5.3%) [図 1]

○比重低下の原因とされる事情

①事業体が多様化しているが、課税対象は黒字の法人 (C Corporation) に限られる。

[LLC, Sole Proprietorship, Partnership, S Corporation 等は、構成員段階でのみ課税。]

②タックスシェルターの拡大

→ 所得の州外移転 (持株会社、州内に施設・従業員を置かない営業) 拡大。

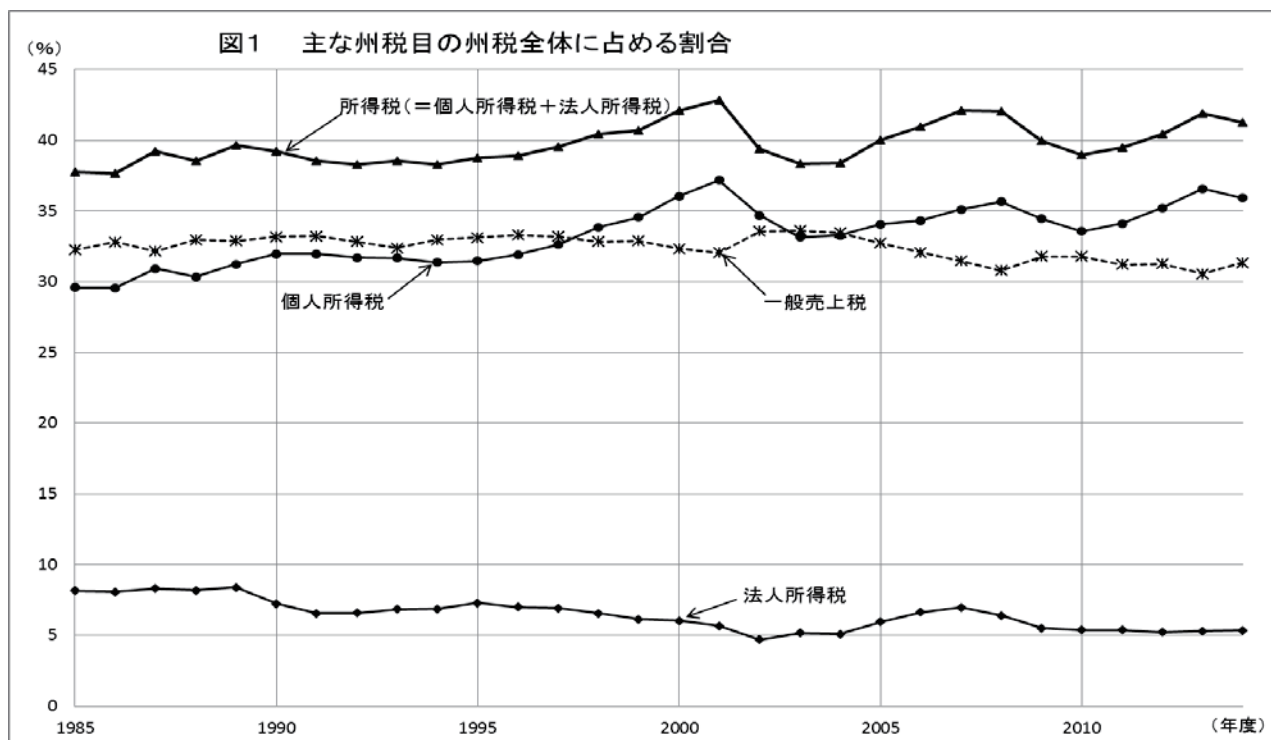
③州を越える活動に課税しようとしても、連邦法 (P.L. 86-272) の“nexus”規制が厳しい。

→ 物理的“nexus”が必要であり、従業員が州内に常駐しない訪問販売のみでは不可。

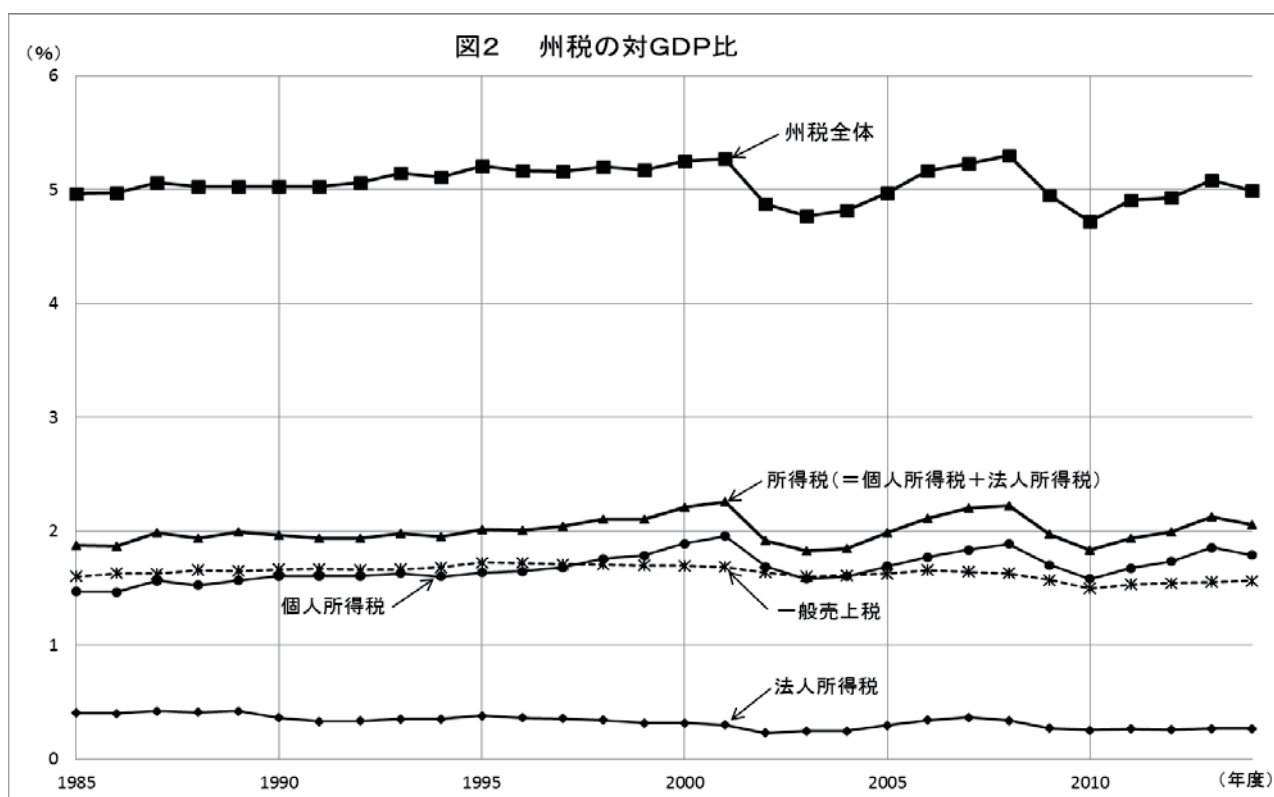
○所得税全体 (個人+法人) では、州税に占める割合が上昇 (好況期上昇, 不況期低下)。

○法人所得税の対 GDP 比はやや低下している (2014 年度 0.3%)。

ただし、所得税全体としての対 GDP 比は低下していない。[図 2]



資料：U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, “State Government Tax Collections, Historical Data” により作成。
[\[http://www.census.gov/govs/statetax/historical_data.html\]](http://www.census.gov/govs/statetax/historical_data.html) (2015年11月25日参照)



資料：図1と同じ資料及びU.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis, “Current-Dollar and “Real” Gross Domestic Product” (November 24, 2015) [<http://www.bea.gov/national/index.htm#gdp>] (2015年11月25日参照)により作成。

表1 法人所得税の定式配賦基準

州・特別区	2005年1月1日現在	2015年1月1日現在	「売上」増減
アラバマ州	3要素（給与・資産・売上）均等	売上50%，給与25%，資産25%	+
アラスカ州	3要素均等	3要素均等	
アリゾナ州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与・資産各25%/売上90%，給与・資産各5%	+
アーカンソー州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
カリフォルニア州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
コロラド州	3要素均等/売上50%，資産50%	売上	+
コネチカット州	売上50%，給与・資産各25%/売上	売上50%，給与・資産各25%/売上	
デラウェア州	3要素均等	3要素均等	
フロリダ州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
ジョージア州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
ハワイ州	3要素均等	3要素均等	
アイダホ州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
イリノイ州	売上	売上	
インディアナ州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
アイオワ州	売上	売上	
カンザス州	3要素均等	3要素均等	
ケンタッキー州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
ルイジアナ州	売上50%，給与25%，資産25%	3要素均等	-
メイン州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
メリーランド州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与・資産各25%/売上	+
マサチューセッツ州	売上50%，給与・資産各25%/売上	売上50%，給与・資産各25%/売上	
ミシガン州	売上90%，給与5%，資産5%	売上	+
ミネソタ州	売上75%，給与12.5%，資産12.5%	売上	+
ミシシッピ州	独自基準/3要素均等	独自基準/売上	+
ミズーリ州	3要素均等/売上	3要素均等	-
モンタナ州	3要素均等	3要素均等	
ネブラスカ州	売上	売上	
ネバダ州	(州法人所得税なし)	(州法人所得税なし)	
ニューハンプシャー州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
ニュージャージー州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
ニューメキシコ州	売上50%，給与・資産各25%/3要素均等	売上60%，給与・資産各20%/3要素均等	+
ニューヨーク州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
ノースカロライナ州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
ノースダコタ州	3要素均等	3要素均等	
オハイオ州	売上60%，給与20%，資産20%	独自基準（CATについて）	
オクラホマ州	3要素均等	3要素均等	
オレゴン州	売上80%，給与10%，資産10%	売上	+
ペンシルベニア州	売上60%，給与20%，資産20%	売上	+
ロードアイランド州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
サウスカロライナ州	売上50%，給与・資産各25%/売上	売上	+
サウスダコタ州	(州法人所得税なし)	(州法人所得税なし)	
テネシー州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
テキサス州	売上	売上（TMTについて）	
ユタ州	3要素均等	売上	+
バーモント州	3要素均等	売上50%，給与25%，資産25%	+
バーヂニア州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与・資産各25%/売上	+
ワシントン州	(州法人所得税なし)	(州法人所得税なし)	
ウェストバージニア州	売上50%，給与25%，資産25%	売上50%，給与25%，資産25%	
ウィスコンシン州	売上50%，給与25%，資産25%	売上	+
ワイオミング州	(州法人所得税なし)	(州法人所得税なし)	
コロンビア特別区	3要素均等	売上	+

注：1）「/」は複数の基準があることを示す。（条件に基づく、もしくは納税者の選択に基づく適用。）

資料：Federation of Tax Administrators 作成資料による。[www.taxadmin.org]（2015年11月25日参照）

（2）法人所得の定式配賦基準（Apportionment Formulas）〔表1〕

○各州が独自に決める。ただし、法律や州の共同組織がモデルを設定している。

・“Uniform Division of Income Tax Purposes Act”（UDITPA）〔1957年〕

→ 3要素（支払い給与、資産、売上）に1/3ずつウェイトを与える。

- ・“Multistate Tax Commission” (MTC) → nexus, audit, uniformity 等について協議。

[Compact Members 16, Sovereignty Members 7, Associate & Project Members 26 (ネバダ^{*}, ハーヰニアを除く)]

○給与・資産は「原産地主義」、売上は「仕向地主義」の配賦基準 (関口 2014 ; 2015 参照)。

○売上要素の拡大 (表 1 2005 年⇒2015 年の定式配賦基準の変化)

- ・ 23 州・特別区では売上要素拡大 (2 州では縮小)。20 州は売上のみで配賦。
- ・ 「3 要素均等」のみは, 11 州・特別区から, 9 州へ減少 (2 州増, 4 州減)。
- ・ 目的 = 生産要素 (資産・従業員) を州内に多く持ち, 主に州外に販売する企業に軽課。逆に, 州内の生産要素が少なく, 州内で多く販売する企業に重課。
[州内の投資・雇用と州外販売を促進して州民所得を高めたい。]

- ・ どの州も課税しない“nowhere income”の存在

i 「3 要素均等」でも“nowhere income”は存在する。

(例) ある法人が X 州で生産し, X 州と Y 州で販売して, 所得 100 がある場合。

X 州 (給与 100%, 資産 100%, 売上 40%) ⇔ Y 州 (給与 0%, 資産 0%, 売上 60%)

→ 課税所得は, X 州: $100 \times \{(1+1+0.4) \div 3\} = \underline{80}$, Y 州: “nexus”がないので 0

ii “nowhere income”は, 売上要素方式の州が増えると増大する。

(とくに当該州で投資が多く, 販売が少ない法人) ⇒ 全体として課税所得が減少

(例) ある法人が X 州と Y 州で生産・販売を行い, 所得 100 がある場合。

X 州 (給与 60%, 資産 50%, 売上 40%) ⇔ Y 州 (給与 40%, 資産 50%, 売上 60%)

①両州とも 3 要素均等方式の場合, 課税所得は 50+50=100

X 州: $100 \times \{(0.5+0.6+0.4) \div 3\} = \underline{50}$, Y 州: $100 \times \{(0.5+0.4+0.6) \div 3\} = \underline{50}$

② X 州が売上要素方式, Y 州が 3 要素均等方式の場合,

X 州: $100 \times 0.4 = \underline{40}$, Y 州: $100 \times \{(0.5+0.4+0.6) \div 3\} = \underline{50}$ 40+50=90

- ・ ただし, 売上要素の拡大が州の経済成長を促進する効果の実証は不十分。

(Mazerov 2005, Brunori 2011b: 102-103; 2012: 339-340, 345-346,)

(3) 合算申告 (Combined Reporting) (Mazerov 2009, ITEP 2011a)

○親会社と子会社の法人所得を合算して, 1 つの法人として申告させる。

→ 法人所得税がない, もしくは税率が低い州に子会社 (たとえば知的財産権管理会社) を設立して所得を移転する租税回避を防止できる。

○既に法人所得税を課する州の過半数が採用。MTC がその動きを支援している。

(4) “Throwback Rule” (Luna 2005, ITEP 2011b)

○ X 州が課税権をもつ (“nexus”がある) 法人が州外で行った販売のうち, その法人への課税権がない (“nexus”がない) Y 州への売上額は, 原産地 X 州における売上額に加算して配賦額を計算する。[“nowhere income”対策 → 仕向地主義の短所を補う]

4. 小売売上税 (Retail Sales Tax [RST])

○45 州＋コロンビア特別区が課税 → 税率 2.9% (コロラド州) ～7.9% (カリフォルニア州)

○州税の 1/3 を占める。(図 1 の「一般売上税」。ただし“Gross Receipts Tax”を一部含む)。

規模はGDPの1%台後半で、ほぼ安定 (図 2)。

○5 州は税収の 50%以上が小売売上税。

← フロリダ州, ネバダ州, サウスダコタ州, テネシー州, テキサス州

○事業投入財 (business inputs) 課税による税収が 30～40%台とされる。[それは重複課税]

5. 取引高税 (Gross Receipts Tax [GRT]) → 企業課税として、または小売売上税に代えて導入。

(1) 分類 (あえて行えば) [表 2]

○小売売上税に近いもの ← アリゾナ州, ハワイ州, ニューメキシコ州

○企業負担を強調 ← オハイオ州, テキサス州, ワシントン州, ネバダ州, デラウェア州等

表 2 GRT/VATを課す州の主な税目 [税率は 2015 年。() 内は 2014 年度の州税における構成比]

州	個人所得税	小売売上税	法人所得税	取引高税 / 付加価値税
アリゾナ	税率 2.59～4.54%	なし	税率 6.0%	“Transaction Privilege, Use and Severance Tax”税率 2.5～6.5% (多くの業種は 5.6%) [郡・市も課税]
	(42.5%)	(-)	(7.1%)	(49.4%)
ハワイ	税率 1.4～11.0%	なし	税率 4.4～6.4%	“General Excise Tax” 税率 0.15 (製造・卸売)～4(小売・サービス)%
	(32.5%)	(-)	(1.6%)	(52.6%)
ニューメキシコ	税率 1.7～4.9%	なし	税率 4.8～6.9%	“Gross Receipts Tax” 税率 州 5.125%＋市町村 [合計 5.5～8.625%]
	(22.0%)	(-)	(3.5%)	(38.0%)
ワシントン	なし	税率 6.5%	なし	“Business and Occupation Tax” 税率は業種ごとに多様 [小売 0.471%, 卸売・製造 0.484%, サービス 1.5%等]
	(-)	(46.8%)	(-)	(18.3%)
オハイオ	税率 0.528～5.333%	税率 5.75%	なし	“Commercial Activity Tax” 税率 0.26% [2009 年 4 月～]
	(31.8%)	(35.3%)	(-)	(6.4%)
テキサス	なし	税率 6.25%	なし [2008 年度より]	“Texas Franchise Tax” 課税標準選択制。税率は小 売・卸売 0.5%, その他 1%
	(-)	(53.7%)	(-)	(9.3%)
ネバダ	なし	税率 6.85% [他に地方課税]	なし	“Modified Business Tax” [課税標準は給与。税率 1.17%]
	(-)	(74.6%)	(-)	“Commerce Tax” [2015 年～] 税率は業種毎 (0.051～0.331%) [小売・金融 0.111%, 卸売 0.101%, 製造 0.091%等]
ニューハンプシャー	利子・配当所得税 税率 5%	なし	事業所得税 [非法 人も] 税率 8.5%	“Business Enterprise Tax” [加算法の所得型 VAT] 税率 0.8%
	(6.1%)	(-)	(24.9%)	(17.1%)
ミシガン (2011 年)	税率 4.35%	税率 6%	事業所得税 [非法 人も] 税率 4.95%	“Modified Gross Receipts Tax” 「売上－他企業からの購入」 に対して、税率 0.8%
	(29.3%)	(31.0%)	(“Michigan Business Tax” 合わせて 9.9%)	

注：1) () 内の数値のうち、ミシガン州は 2011 年度決算。

資料：各州ウェブサイトに掲載された決算報告書及び税務部局年報書により作成。

(2) 小売売上税に近い取引高税の例

◎ニューメキシコ州 “Gross Receipts Tax” (GRT) 消費課税の一種

○内容

①課税標準 取引高（ただし、財の再販売，輸出・移出，製造品原料は非課税）

②税率 州 5.125%，また，郡・市町村が独自に上乗せ課税 0.375～3.5%。

[市町村間で税率は多様だが，業種間の関係でみれば単一税率。]

③医療，食料品等は非課税。

○ピラミッド効果（事業向けサービス[business inputs]も課税 →累積課税）(Anklam 2014)

・その効果の一部は非課税措置（建設，農業，教育，医療等）で回避される。

・サービスの累積課税は中小企業（事業向けサービスを外部から購入）に不利。

・財・サービスを州外企業から購入する傾向を助長（州内取引は累積課税の対象）。

○消費型付加価値税と RST，GRT との中間，の評価もある (Pogue 2007)。

(3) 従来から取引高税を持っていた例

◎ワシントン州 “Business and Occupation Tax” (B&O Tax)

○1933 年導入（世界恐慌期，不動産税の限界を打破して産業界にも負担を求めるため）

・同時に成立した累進的所得税は，財産への不均一課税だから州憲法違反として無効とされた。

○内容

①課税標準 取引高（仕入，労働コスト，運送費等の控除を認めない）

②複数税率 小売業 0.471%，卸売業・製造業 0.484%，サービス業 1.5% 等。

③特定の取引や零細事業者への税額控除（例）年間税額 421 ドル未満なら，納税ゼロ

○同州は，個人所得税（45 州が賦課）・法人所得税（44 州が賦課）を賦課していない。

○Washington State Tax Structure Study Committee (2002)

・ピラミッド効果（付加価値が平均 2.5 回課税され，企業間・産業間の不公平あり）

・多数意見は，控除法の GNP 型付加価値税（資本支出も減価償却も控除せず）を提言。

(4) 法人所得税から取引高税へ転換する動き

A. オハイオ州 “Commercial Activity Tax” (CAT) (Sigriz 2006, Carr and Griffith 2006)

○導入の背景

・法人免許税 (Corporate Franchise Tax) の州税における比重低下 (1970 年代 16%⇒2002 年 4.6%)。← 低税率州への所得移転（知的財産権を所有する子会社設置等）

・減税（税率引き下げ，税額控除の拡大）。

○ “Commercial Activity Tax” (CAT) の内容（導入は 2005 年）

①趣旨： 州内で事業を行う権利 (privilege) に対して，州内の取引高に応じて課税。

②納税義務者 ・年間取引高 15 万ドル以上の事業者（法人のみならず，自営業者，パートナーシップ，医師，弁護士，会計士等も含まれる）。

- ・州外事業者でも、(a) 州内で 50 万ドル以上の取引がある、(b) 州内に 5 万ドル以上の資産がある、(c) 州内で 5 万ドル以上給与を支払っている、(d) 資産、支払給与、取引高のいずれかの 25%以上が州内にある、のいずれかに該当すれば納税義務者となる。

[(a)・(d) → 物理的“nexus”がなくても、経済的“nexus”ありとする。]

- ・金融・保険（他の税を適用）、政府機関、NPO は非課税業者。

③課税標準 取引高（売上原価その他の費用を控除しない）

④税率 ・2005 年 7～12 月は取引高 15 万～50 万ドルの者はミニマム税 75 ドル。50 万ドル超の者は、その超過額に税率 0.06% を乗じた税も納付。

- ・2006 年 1～3 月は取引高 15 万～100 万ドルの者はミニマム税 150 ドル。100 万ドル超の者は、その超過額に税率 0.0598% を乗じた税も納付。

○その後、取引高 100 万ドルを超過する分への税率を徐々に引き上げて、2009 年 4 月からは 0.26%（本来の税率）になっている。

- ・ミニマム税（2015 年現在）は、取引高 15 万ドル以上 100 万ドル以下は 150 ドル、取引高 100 万ドル超 200 万ドル以下は 800 ドル、取引高 200 万ドル超 400 万ドル以下は 2,100 ドル、取引高 400 万ドル超は 150 ドル。

⑤輸移出・州外向けサービス取引の収入、配当・キャピタルゲイン・利子・給与収入は非課税。しかし、賃貸料、ロイヤリティは課税。

⑥「外税」の禁止（消費者への転嫁を防ぐ試み？）

○導入目的

- ・州内の製造業者の負担軽減及び移出の優遇。
- ・財産税（事業用資産）を 4 年かけて廃止
→ 2010 年度まで税収の 70%，2011～18 年度は 67.5% を学校区財産税軽減に充当。
- ・法人免許税を 5 年かけて廃止。（税率を 8.5% から徐々に下げて、2010 年度に廃止。）
- ・個人所得税と小売売上税の軽減。（現知事はさらなる減税のために CAT 増税を提案中。）

○長所 法人以外にも課税。赤字企業課税。事業用資産の負担軽減。（Pogue 2007）

○短所 ピラミッド効果（実効税率は多様。薄利多売の企業が不利）。（McLure 2005）

○州内の経済団体間で対立

- ・大企業（とくに製造業）は賛成。← すべての事業者が負担、租税回避しにくい。
 - ・中小企業（商業会議所等）は反対。← 赤字企業も負担、全段階で売上増が負担に直結。
- （例）食糧雑貨商協会が「食料品販売への課税を禁じた州憲法に違反する」と提訴。

州政府は「個別取引課税ではなく、一定期間の取引高を指標とする企業課税」と反論。

B. テキサス州 “Texas Franchise Tax” (Texas Margin Tax [TMT]) (Hamilton 2010; 2012; 2014)

○2008 年、名称は「営業免許税」のままだが、内容が「利潤」(earned surplus. 税率 4.5%)・「資本」(taxable capital. 税率 0.25% (課税から「利ざや」(margin) 課税に転換された。)

○内容

- ①納税義務者 ・年間売上高 108 万ドル以上の事業者（組織形態、業種を問わない。
ただし単独所有企業、保険会社、NPO、不動産投資信託等は免税）
- ②課税標準 ・「利ざや」(margin)。次の3つから、納税義務者が選択する。
 - (a) 総売上高 × 70%
 - (b) 総売上高 − 売上原価 (cost of goods sold) [売上総利益(粗利益)]
[製造部門賃金を含むが、販売・総務部門賃金を含まない]
 - (c) 総売上高 − 支払報酬 (wages and benefits)
- ③税率 ・小売業・卸売業は 0.5%，その他は 1%
減税計画：2014 年は小売業・卸売業 0.4875%・その他 0.975%，
2015 年は 0.475%・0.95%，2016 年以降は 0.375%・0.75%
- ④特例措置 年間売上高 1,000 万ドル以下の事業者は、総売上高を課税標準として
税率 0.575%を適用する“E-Z computation”を選択できる。
[この簡易課税制度は、純粹の取引高税といえる。]

○改革の目的

- ①税収を増大させ、それを教育向け財産税の負担軽減にあてる（税収のうち、従来の「営業免許税」を上回る分は教育向け財産税軽減基金に拠出）。
(例)2009 年度税収 43 億ドル → 一般会計へ 28 億ドル、財産税軽減基金へ 15 億ドル。
- ②課税対象事業者を非法人（パートナーシップ等）へ拡大し、租税回避の機会を減らす。
・州憲法が個人所得税を禁止しているので、非法人を含む課税を取引高税とした。
- ③課税ベースを選択する機会を提供する。

○評価 ・取引高税と所得税の混合（配当・利子・賃貸料・ロイヤリティ・キャピタルゲイン等に課税し、減価償却を認める）。

- ・Pogue (2007) →課税対象の拡大は改善だが、課税ベースの選択は租税回避を招く。原産地型付加価値税に劣る。本来の取引高税との優劣は不明。
- ・Mikesell (2007: 6) → “badly designed business profits tax”（ピラミッド効果批判）
- ・州内の大企業（石油、化学、電気、製造業）は TMT を容認。(Hamilton 2012)
 - ← 大企業は財産税を最も嫌う。(TMT はそれを 1/3 カットしてくれた。)
 - 課税ベース拡大、税率低下、税収は旧税の 1.5 倍、との点を評価。
- ・中小企業（とくにサービス業、自営業者）は、増税になったとして批判的。
 - ← 財産税軽減は、地価上昇と地方政府の増税で相殺された。
 - サービス業は「売上原価」控除や請負への「支払報酬」控除が認められない。
 - 赤字企業課税への批判。卸小売業とその他の業種の区別があいまい。

[州は、売上高免税点を 2008～09 年 30 万ドル、10～11 年 100 万ドル、12～13 年 103 万ドル、14～15 年 108 万ドルと引き上げたが、大企業はそれに批判的。]

(5) 事業免許税に加えて導入した州

◎ネバダ州 “Commerce Tax” [2015 年 7 月に導入したばかり。]

○従来の事業税は “Modified Business Tax” (課税標準は給与 [控除 85,000 ドル]。税率 1.17% [銀行は 2%], 税収 3.9 億ドル [7.7%])

“Business License Fee” (年額 200 ドル)

○2015 年 “Commerce Tax” 導入。

(同時に “Business License Fee” を法人 500 ドル, その他 200 ドルへ改定。 “Modified Business Tax” の控除を 50,000 ドルに減額, 一般税率を 1.475% に引き上げた。さらに,)

○ “Commerce Tax” の内容 (Ponda et.al. 2015: 49-50, Walczak 2015)

- ①納税義務者 ・年間売上高 400 万ドル超の事業者 (非法人を含む。ただし, NPO, 信用組合, 信託等を除く。)
- ②課税標準 ・年間売上高 (400 万ドルを超える分) から, 利子・配当, パススルー事業体からの配分, 知的財産権取引による収入, 収他事業体の所得からの収益等を控除する。
- ③税率 ・26 業種に分類した税率。最高 0.331% (鉄道) ~ 最低 0.051% (鉱山)。
(例) 出版 0.253%, 不動産 0.250%, 宿泊 0.200%, 飲食 0.194%, 小売 0.111%, 金融 0.111%, 卸売 0.101%, 製造 0.091%, 建設 0.083%, 農業 0.063%
- ④他税との調整: “Commerce Tax” 納付額の 1/2 を “Modified Business Tax” で税額控除。

○改革の目的 : 増収 (改革全体で 14 億ドル) を, 急務である教育の充実に充てる。

○評価 (Hamilton 2015, Walczak 2015 参照)

*ピラミッド効果 (累積課税) を緩和するために, 業種ごとに税率を設定。これは Texas Margin Tax の分析から業種ごとのマージン率を推定して設定したもの。

[州ごとの産業構造の相違を考慮していない。各業種内のマージン率も多様。]

*反税団体は, 赤字企業にも課税する “Commerce Tax” を “ability to pay” を無視していると批判する。[「小さな政府」論者が, 取引高税批判のときは応能課税を語る。]

(6) 廃止した州もしくは導入に失敗した州

A. ミシガン州 “Michigan Business Tax” (MBT) (Gell 2011, Fisher 2015: 441-443)

○経緯 [2008 年導入。2011 年を最後に廃止。]

・ “Single Business Tax” (SBT. 法人所得税を含む 8 種類の事業税に代えて, 1976 年導入) は, 加算法の消費型付加価値税。しかし業界利益を反映させる「修正」を重ね, 「複雑」として批判が高まり, 廃止。その善後策として事業税改革が急務だった。

○ “Michigan Business Tax” (MBT) の内容 = 複数の税目を総称したもの

① “Business Income Tax” (事業所得税)

- ・納税義務者 事業者 (法人, 個人事業者, パートナシップ, S 法人株主等)。
- ・課税標準 所得 (連邦所得税における 「事業所得」 を一部修正)
- ・税率 4.95%

②“Modified Gross Receipts Tax”（修正取引高税）

- ・納税義務者 事業者（法人，個人事業者，パートナーシップ，S 法人株主等）。
- ・課税標準 売上高－他企業からの仕入（棚卸資産，原材料，備品，請負代金等）
- ・税率 0.8%

（付）①と②の合計額に税率 21.99%の付加税が課される。

③“Insurance Company Premiums Tax”（保険会社保険料収入税）

- ・保険料収入を課税標準として，税率 1.25%で課税。（保険会社は，①・②は免税）

④“Financial Institutions Tax”（金融機関税）

- ・純資本金額を課税標準として，税率 0.235%で課税。（金融機関は，①・②は免税）

○特徴

- ・法人以外にも課税。また，赤字企業にも課税（②～④）。
- ・②は控除法の消費型付加価値税（資本財購入の即時控除）。→ 投資優遇
- ・定式配賦基準は売上のみ（「全活動による課税標準」×「州内売上高／全売上高」）。
- ・州内立地企業には手厚い税額控除があった（雇用，投資，R&D，事業用財産税）。
- ・2011 年度は，MBT 全体で，州税の 9.9%を占めた（21.3 億ドル／215.8 億ドル）。

●MBT から法人所得税（Michigan Corporate Income Tax）への転換（2012 年～）

（Gell 2011, Roberts and Gell 2011, Griffith 2011, Brunori 2011a, Citizens Research Council of Michigan 2015）

* 法人所得税率 6%（対象は C 法人。売上 35 万ドル未満または税額 100 ドル以下は免税）。

* 定式配賦基準は売上のみ。合算申告制度を採用。

* 法人所得税を適用しない業種は，別途課税。

→ 金融機関（純資本金額の 0.29%）・保険会社（保険料収入の 1.25%）。

* 転換の目的

①企業減税（非 C 法人 [9 万事業者]，州外向け生産のみの企業は課税されない）

2014 年度税収 3.3 億ドル（＝法人所得税 9.4－MBT 還付 6.1）→11 年度より 84%減

← パートナーシップ，LLC 等は MBT と個人所得税を納める，付加税の重い負担。

②税制簡素化 → 中小企業（売上 2,000 万円以下，所得 130 万円以下，かつ株主・職員

報酬 18 万ドル以下）税額控除のみ残る（税率を 1.8%に引き下げる効果）

← 州内立地企業への手厚い税額控除による不公平感増大。

* 問題点

- ・企業課税の中で代替財源を設けない。⇒ 個人所得減税凍結，年金課税一部強化
- ・法人所得税の不安定性。（少数の法人，かつ黒字企業のみ負担に依存。）

* Fisher (2015: 443) “At this time, in 2014, Michigan uses a corporate income tax as its main business tax, but history suggests that future change are likely.”

B. ニュージャージー州，ケンタッキー州，インディアナ州 → 廃止
(2002 年) (2006 年) (2006 年)

C. イリノイ州

○2007 年，知事が医療・教育・年金の充実を掲げて G R T を提案したが，議会で否決された（Giertz 2007; McNichol and Lav 2007; Mattoon and Testa 2007）。

6. 付加価値税

(1) ニューハンプシャー州の“Business Enterprise Tax” (BET)

○加算法をとる修正所得型付加価値税として、1993 年導入。現在も運営されている。

- ・課税ベースは、支払った報酬、利子、配当の合計額（75,000 ドルを超える分）
- ・免税点：総所得 150,000 ドル
- ・税率：0.75%

○それとは別に、事業所得税（Business Profits Tax [BPT]）が、1970 年から、法人・非法人に課されている。→ 総利潤 50,000 ドルを超える額に、税率 8.5% で課税。

○減税計画：2016 年末以降に終わる事業年度から、BET 税率 0.72%，BPT 税率 8.2%。

（財政状況が良ければ、その 2 年後に BET 税率 0.675%，BPT 税率 7.9% へ）

(2) ミシガン州（既述）

○“Business Activities Tax”（1953～1967 年）→ 控除法をとる所得型付加価値税

○“Single Business Tax”（1976～2008 年）→ 加算法をとる消費型付加価値税

○“Modified Gross Receipts Tax”（2008～2011 年）→ 控除法をとる消費型付加価値税
（1968～1975 年、2012 年以降は、法人所得税が課されている。）

7. 課税ベースの改革をめぐる議論

(1) 取引高税（GRT）

A. 批判 —— 小売売上税・付加価値税との比較

（Mikesell 2007; McLure 2005; Pogue 2007; Testa and Mattoon 2007）

①ピラミッド効果（付加価値への多重課税）＝「課税ベース拡大，低税率」は見せかけ

- ・実効税率は、表面税率より大幅に高い。
- ・同価値の財でも、流通の「上流」で付加価値が多いほど実効税率が高い（水平的不公平）。
- ・企業の垂直的統合を促進し、非効率な企業形態を招く。

②「薄利多売」の事業者（中小零細事業者に多い）に不利である。

③州内取引は不利になるので、州外からの中間財移入を促進し、州内投資を妨げる。

④租税回避は可能。

（例 1）州内メーカー X 社が州外子会社 Y 社を設立。Y 社が原材料等を州に持込み、X 社に加工委託し、Y 社が製品を州内で売れば、X 社の課税ベースは加工費のみ。

（例 2）州内卸売業者が、州外小売業者のエージェントとして活動し、手数料をもらえば、卸売業者の課税ベースは手数料のみ（製品取引の契約主体でないから）。

B. 容認論（条件付き）

（Fox, Luna and Murray 2007; Luna, Murray and Yang 2012; McNicole and Lav 2007; Pogue 2007）

①タックスプランニング（所得の州外移転等）の機会が法人所得税のほうが多いので、課税事業体を拡大して租税回避の機会を減らすのは、法人所得税に比して改善だ。

②サービスへの課税を行えるのであれば、小売売上税に比して改善だ。

③取引高税には連邦法の“nexus”規制が適用されない。

→ (例) 経済的“nexus”のみで課税 (総売上上の一定割合が州内であれば可)。

④税率 1 % 未満であれば, 垂直的統合や資本移動の心配は少ない。

⑤他企業からの仕入を控除する等の修正により, ピラミッド効果は回避できる。

⑥法人所得税の存置, 低所得者対策 (EITC 引上げ等) とともに行えば逆進性対策可能。

(2) 付加価値税論 「応益課税」を強調する論者が多い

①所得型付加価値税 (加算法, 原産地課税)

○Pogue (1999; 2007) → 「社会的費用」に応じた課税

・事業活動により発生する「社会的費用」に見合った負担を事業者を求めるべきだ。

(a) 市場経済では事業者が無視してしまう外部費用の内部化 [原因者負担?]

(b) 政府活動により事業者が得た便益に応じた課税 [応益課税]

・「社会的費用」に比例する事業活動の指標は取引高よりも所得型付加価値である。

○所得型付加価値税の主な論者

・Oakland and Testa (1996); Testa and Mattoon (2007)

→ 課税ベースを付加価値にしたうえで, 減税を主張。

・天然資源・水運のすべて, 交通・公園・消防・警察・司法・下水道・廃棄物
処理等の半分が事業者の便益 (すべての州サービスの 14%) と計算する。

・Kenyon (1996) ニューハンプシャー州の“Business Enterprise Tax”を肯定的に評価。

・Bird (2003); Bird and Mintz (2000) カナダの州における所得型付加価値税を提言。

②GNP 型付加価値税 (仕入れ控除するが, 資本支出も減価償却も控除しない)

・Washington State Tax Structure Study Committee (2002) の多数意見 (pp.39-40)

→ 控除法の GNP 型付加価値税 (資本支出も減価償却も控除しない)

③消費型付加価値税

・Papke (1999) 控除法・原産地課税 事業用資産への財産税を代替する。

・McLure (2000) 控除法・仕向地課税 州間で課税ベースを統一する。税率は自由。

・Fisher (2015) 加算法・原産地課税 (ミシガン州の“Single Business Tax”) を高く評価。

[広い課税ベース, 低税率, 税収の安定性。生産要素構成に中立。収支を問わない応益課税]

(3) 「法人所得税・小売売上税を改善すればよい」との案

①「小さな政府」論

・取引高税・付加価値税を非難する際は“ability to pay”に適う法人所得税を推奨する。

・法人所得税・財産税の軽減は, 歳出削減によるべきだ, との主張。

②個人所得税の増税, 法人所得税の改善

→ 租税支出の改廃, 合算申告の導入, 課税ベース・定式配賦基準の州間調整(統一)

(Brunori 2011b; Fox and Luna 2002; Giertz 2007; McNicole and Lav 2007; Schiller 2005)

③小売売上税の課税ベース拡大 → とくにサービス分野, 電子商取引

(4) 応益の範囲をめぐる議論 (VAT, GRT を通じて)

○応益の範囲を狭くとらえる議論

- ・Oakland, Testa → 天然資源・水運のすべて、交通・公園・消防・警察・司法・下水道・廃棄物処理等の半分（教育は家計が〔私的または家計税で〕負担）。

○応益の範囲を広くとらえる議論

- ・Bird and Mintz (2000), McNicole and Lav (2007) → 「教育には事業者の便益あり」
- ・Brunori (2011b: 99), Pogue (2007) → 交通インフラ（道路、鉄道、空港、港湾）、安全（警察、消防、救急）、司法（契約・知的財産権等の保護）、学校（労働者育成、転入の魅力）⇒ 企業が減税に反対する例。
- ・Luna, Murray and Yang (2012: 359-360) → 企業の直接的便益だけでなく、株主(他地域在住者も含む)、訪問者、地域住民、労働者の一般的便益にも応益課税。

8. おわりに

○州の企業課税に関する課税ベースをめぐる議論を「公平」「効率＝中立」の観点から整理すると、表3のようになる。

表3 州の企業課税に関する課税ベースの議論

	法人所得税 (CIT)	付加価値税 (VAT)	取引高税 (GRT)	小売売上税 (RST)
公 平	*法人も応能課税？ *応益課税(事業あれば受益あり)からみれば、赤字企業も負担すべきだ(財産税等も納付している)。	*原産地課税(当該地域に居住しない者も含むステークホルダー〔株主、従業員、消費者、債権者等〕に応益負担を求める) 「応益」の範囲は狭義(資源管理、交通、司法、安全)から広義(教育等も含む)まで、多様な解釈。	*ピラミッド効果(累積課税)から生じる水平的不公平。 *修正型(仕入控除)はVATに近い。	*消費額に比例した負担を求める。個人所得税と比較して逆進的。(人的控除なし。累進税率不可能。)
効 率 ＝ 中 立	組織形態	*法人(C法人)のみ課税。 *LLC、パートナーシップ、S法人等は構成員段階の個人所得税のみ。	*中立的。(NPO等を非課税、金融・保険を別途課税にすることもある。)	*中立的。
	業種・流通段階	*中立的。	*ピラミッド効果は、流通段階が多い財の負担大。 ・垂直的企業統合を促進。 ・中小企業(中間財を外部から購入)に不利。 [対策] 仕入控除、複数税率(業種ごと) *課税範囲はRSTより大。	*本来は中立的なはずだが、実際は中間財(business inputs)にも課税しているので、ピラミッド効果が発生。 *サービス課税が不十分な州が多い。
	州間関係	*連邦法(PL.86-272)による“nexus”規制。 ・定式配賦基準を各州が決定。(重複課税や“nowhere income”が発生。) *タックスシェルター設立や所得移転の頻発。 [対策] 合算申告 “Throwback” MTCによる協議	*原産地課税 → 州外の法人・個人にも負担を求める。 *仕向地課税 → 輸移出免税。	*GRTのない州からの中間財購入を助長。 *輸移出に不利。 [対策] 定式配賦基準において売上要素を拡大。 ・経済的“nexus”を採用(州内で一定割合以上販売する企業に課税)

- 事業活動による「社会的費用」をカバーするための事業税，と考えれば，「応益課税」と「外部費用の内部化」（環境税等）を統一的にとらえることができる。[「受益者負担」と「原因者負担」の統合]「応益」を狭くとらえる必要はない。
- 下位政府の課税における付加価値税の優位性（2タイプの付加価値税の併存は可能）
 - ・事業所得税 ⇒ 加算法・原産地課税としての付加価値税（所得型，消費型，GDP型）
 - ・小売売上税 ⇒ 控除法・仕向地課税としての付加価値税
- 取引高税の理論的評価は低いとしても，実際に運営されている修正取引高税については，従来の税（法人所得税，小売売上税，財産税）との比較が重要である。
 - ・法人所得税と修正取引高税（内容は多様）は必ずしも二者択一ではない。
 - ・教育向け財産税の代替財源として事業税を用いることに住民や事業者が賛成するのであれば，「応益」の存在を認めているのと同じ。
- 州取引高税，州付加価値税の定式配賦基準は，連邦法による州法人所得税の“nexus”ルール（P.L. 86-272）が適用されていない。[課税自主権の面ではメリット。]
 - 連邦議会は，それを適用して課税権規制を強める法案を審議中。（Mazerov 2015）

参考文献

- Anklam, Richard L. (2014) *Tax Policy, Trends, and New Mexico (Good, Bad, and Ugly): Presented to the Legislative Finances Committee*. Albuquerque: New Mexico Tax Research Institute (September 24).
- Bird, Richard M. (2003) "A New Look at Local Business Taxes." *Tax Notes International*, May 19, pp. 695-728.
- Bird, Richard M., and Jack M. Mintz (2000), "Tax Assignment in Canada: A Modest Proposal." in Harvey Lazar (ed.) *Canada: The State of the Federation 1999/2000*. Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, Queen's University, pp. 263-292.
- Brunori, David (2011a) "Michigan's Tax Reform Plan Only Sounds Good." *State Tax Notes*, May 9, pp. 417-419.
- Brunori, David (2011b) *State Tax Policy: A Political Perspective, Third Edition*. Washington, D.C.: The Urban Institute Press.
- Brunori, David (2012) "State Corporate Income Taxes," in Robert D. Ebel and John E. Petersen (eds.) *The Oxford Handbook of State and Local Government Finance*. New York: Oxford University Press, pp. 333-351.
- Bucks, Dan R. (2005) "Multistate Tax Commission," in Joseph J. Cordes, Robert D. Ebel and Jane G. Gravelle (eds.) *The Encyclopedia of Taxation & Tax Policy, Second Edition*. Washington, D.C.: The Urban Institute Press, pp. 264-266.
- Carr, Jennifer, and Cara Griffith (2006) "A Challenge to Ohio's Commercial Activity Tax." *State Tax Notes*, June 19, pp. 935-938.
- Citizens Research Council of Michigan (2015) *Outline of the Michigan Tax System: May 2015*. Livonia: Citizens Research Council of Michigan.
- Ebel, Robert D., and Laura Kalambokidis (2005) "Value-added Tax, State," in Joseph J. Cordes, Robert D. Ebel and Jane G. Gravelle (eds.) *The Encyclopedia of Taxation & Tax Policy, Second*

- Edition*. Washington, D.C.: The Urban Institute Press, pp. 464-467.
- Edmiston, Kelly (2005) "State Formula Apportionment," in Joseph J. Cordes, Robert D. Ebel and Jane G. Gravelle (eds.) *The Encyclopedia of Taxation & Tax Policy, Second Edition*. Washington, D.C.: The Urban Institute Press, pp. 370-371.
- Fisher, Ronald C. (2015) *State and Local Public Finance, Fourth Edition*. London and New York: Routledge.
- Fox, William F., and LeAnn Luna (2002) "State Corporation Tax Revenue Trends: Causes and Possible Solutions." *National Tax Journal*, Vol. 55, No. 3, pp. 491-508.
- Fox, William F., LeAnn Luna and Matthew N. Murray (2007) "Emerging State Business Tax Policy: More of the Same, or Fundamental Change?" *State Tax Notes*, May 7, pp. 393-405.
- Gell, Marjorie (2011) "Michigan Business Taxes on the Rock." *State Tax Notes*, March 14, pp. 803-805.
- Giertz, J. Fred (2007) "The Gross Receipts Tax Debate in Illinois." *NTA Network*, Issue 14, pp. 3-4.
- Griffith, Cara (2011) "A Premier on the New Michigan Corporate Income Tax." *State Tax Notes*, June 13, pp. 819-821.
- Hamilton, Billy (2010) "This Is Not an Income Tax: Problems with Texas's Margin Tax." *State Tax Notes*, May 24, pp. 629-633.
- Hamilton, Billy (2012) "The Texas Margin Tax Can't Get No Respect." *State Tax Notes*, July 2, pp. 47-51.
- Hamilton, Billy (2014) "The Marginal Appeal of the Margin Tax." *State Tax Notes*, September 8, pp. 645-649.
- Hamilton, Billy (2015) "The Uncertain Future of the Nevada Commerce Tax." *State Tax Notes*, November 16, pp. 533-537.
- Institute on Taxation and Economic Policy [ITEP] (2011a) *Combined Reporting of State Corporate Income Taxes: A Premier*. Washington, D.C.: Institute on Taxation and Economic Policy (August).
- Institute on Taxation and Economic Policy [ITEP] (2011b) *"Nowhere Income" and the Throwback Rule*. Washington, D.C.: Institute on Taxation and Economic Policy (August).
- Kenyon, Daphne A. (1996) "A New State VAT? Lessons from New Hampshire." *National Tax Journal*, Vol. 49, No. 3, pp. 381-399.
- Luna, LeAnn (2005) "Throwback Rules, Multistate Corporations," in Joseph J. Cordes, Robert D. Ebel and Jane G. Gravelle (eds.) *The Encyclopedia of Taxation & Tax Policy, Second Edition*. Washington, D.C.: The Urban Institute Press, pp. 436-439.
- Luna, LeAnn, Matthew N. Murray, and Zhou Yang (2012) "Entity Taxation of Business Enterprises," in Robert D. Ebel and John E. Petersen (eds.) *The Oxford Handbook of State and Local Government Finance*. New York: Oxford University Press, pp. 352-379.
- McLure, Charles E., Jr. (2000) "Implementing Subnational Value Added Taxes on Internal Trade: The Compensating VAT (CVAT)." *International Tax and Public Finance*, Vol. 7, No. 6, pp. 723-740.
- McLure, Charles E., Jr. (2005) "Why Ohio Should Not Introduce a Gross Receipts Tax: Testimony on the Proposed Commercial Activity Tax." *State Tax Notes*, April 18, pp. 213-215.
- McLure, Charles E., Jr. (2008) "Understanding Uniformity and Diversity in State Corporate Income Taxes." *National Tax Journal*, Vol. 61, No. 1, pp. 141-159.

- McNichol, Elizabeth C., and Iris Lav (2007) *Illinois' Proposed Gross Receipts Tax: A Modified GRT Could Be Paired With Other Tax Changes*. Washington, D.C.: Center on Budget and Policy Priorities (May 3).
- Mattoon, Richard H. (2007) "Future State Business Tax Reforms: A Conference Summary." *Chicago Fed Letter*, No. 245b (December), pp. 1-4.
- Mattoon, Richard H., and William A. Testa (2007) "New Developments in State Business Taxation: A Conference Summary." *Chicago Fed Letter*, No. 240a (July), pp. 1-4.
- Mazero, Michael (2005) *The "Single Sales Factor" Formula for State Corporate Taxes: A Boon to Economic Development or a Costly Giveaway?* Washington, D.C.: Center on Budget and Policy Priorities (September).
- Mazero, Michael (2009) *A Majority of States Have Now Adopted a Key Corporate Tax Reform: "Combined Reporting"*. Washington, D.C.: Center on Budget and Policy Priorities (April 3)
- Mazero, Michael (2015) *Proposed "Business Activity Tax Nexus" Legislation Would Seriously Undermine State Taxes on Corporate Profits and Harm the Economy*. Washington, D.C.: Center on Budget and Policy Priorities (June 16)
- Merriman, David F. (2014) *Tools to Address Revenue: Business Taxes*. Urbana-Champaign: Institute of Government and Public Affairs, University of Illinois (*The Illinois Budget Policy Toolbox*, February 18).
- Mikesell, John I. (2007) *Gross Receipts Taxes in State Government Finances: A Review of Their History and Performance*. Washington, D.C.: Tax Foundation (*Background Paper*, No. 53).
- Musgrave, Richard A. (1983) "Who Should Tax, Where, and What?" in Charles McLure, Jr. (ed.) *Tax Assignment in Federal Countries*, Canberra: Centre for Research on Federal Financial Relations, Australian National University, pp. 111-155.
- Oakland, William H. (1992) "How Should Businesses Be Taxed?" in Thomas F. Pogue (ed.) *State Taxation of Business: Issues and Policy Options*, New York: Praeger, pp. 17-34.
- Oakland, William H., and William A. Testa (1996) "State-Local Business Taxation and the Benefit Principle." *Economic Perspective* (Federal Reserve Bank of Chicago), No. 20, pp. 2-19.
- Papke, James A. (1999) "Rethinking Local Business Taxation: Substituting a State Value Added Tax for the Local Ad Valorem Tax on Business Personal Property." *Proceeding: 92nd Annual Conference on Taxation, Atlanta, Georgia, October 24-26, 1999*, Washington, D.C.: National Tax Association, pp. 310-317.
- Pogue, Thomas F. (1992) "State and Local Business Taxation: Principles and Prospects." in David Brunori (ed.) *The Future of State Taxation*, Washington, D.C.: The Urban Institute Press, pp. 89-110.
- Pogue, Thomas F. (2007) "The Gross Receipts Tax: A New Approach to Business Taxation?" *National Tax Journal*, Vol. 60, No. 4, pp. 799-819.
- Ponda, Shona, James M. McNiff, Kathleen Rudis, Namrata Jhawer, and Dashrath Phulwary (2015) "State Corporate Income Tax Update: What's Happened During the 2015 Legislative Sessions?" *State Tax Notes*, October 5, pp. 45-56.
- Roberts, Wayne D., and Marjorie Gell (2011) "Rebirth of the Michigan Corporate Income Tax." *State Tax Notes*, June 13, pp. 833-839.
- Royal Commission on Taxation [Carter Commission] (1966) *Report of the Royal Commission on Taxation, Volume 5*. Ottawa: Queen's Printer.

- Schiller, Zach (2005) *Strengthen, Don't Scrap, Ohio's Corporate Franchise Tax*. Cleveland: Policy Matters Ohio.
- Sigritz, Brian (2006) "Examining Ohio's Commercial Activity Tax." *State Tax Notes*, February 20, pp. 567-571.
- Strauss, Robert P. (2005) "Apportionment," in Joseph J. Cordes, Robert D. Ebel and Jane G. Gravelle (eds.) *The Encyclopedia of Taxation & Tax Policy, Second Edition*. Washington, D.C.: The Urban Institute Press, pp. 14-16.
- Testa, William A., and Richard H. Mattoon (2007) "Is There a Role for Gross Receipts Taxation?" *National Tax Journal*, Vol. 60, No. 4, pp. 821-840.
- Walczak, Jared (2015) *Nevada Approves New Tax on Business Gross Receipts*. Washington, D.C.: Tax Foundation (*Fiscal Fact*, No. 467).
- Washington State Tax Structure Study Committee (2002) *Tax Alternatives for Washington State: A Report to the Legislature, Volume 1 - Committee Report*. Olympia: Washington Tax Structure Study Committee.
- Wildasin, David E. (2010) "State Corporation Income Taxation: An Economic Perspective on Nexus." *National Tax Journal*, Vol. 63, No. 4 – Part 2, pp. 903-924.
- 池上岳彦 (2010) 「事業税の課税ベースについて」『地方税』第61巻第5号, 2～14ページ。
- シャウプ使節団 (1949) 『日本税制報告書 (全4巻)』連合国最高司令官総司令部。
- 関口智 (2014) 「法人課税の諸潮流に関する覚書 — EU とアメリカの議論を中心に」『地方分権に関する基本問題についての調査研究会報告書 (座長: 神野直彦)』自治総合センター (3月), 49～60 ページ。
- 関口智 (2015) 「事業税の分割基準とシャウプ勧告の附加価値税」『地方税』第66巻第10号, 2～15 ページ。

以 上

第 2 章

参 考 資 料

経済・財政再生計画について



平成27年8月4日

総務省自治財政局財政課

財政企画官 和田 雅 晴

財政運営戦略（抄）

（平成22年6月22日閣議決定）

Ⅱ. 具体的な取組

1. 財政健全化目標

（１）収支（フロー）目標

残高目標を達成するために、以下のとおり、収支の改善を図ることとする。

- ① 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目指す。

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

（５）地方財政の安定的な運営

財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

3. 中期財政フレーム

財政健全化目標の達成に資するため、経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、以下のように、平成23年度から平成25年度を対象とする中期財政フレームを策定する。

（２）歳入・歳出面にわたる取組

③歳出面での取組

なお、2.（５）の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

中期財政計画（抄）

平成25年8月8日 閣議了解

Ⅱ．財政健全化に向けた目標

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

Ⅲ．平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて

1 基本的な取組

当面、平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて、平成26年度（2014年度）及び平成27年度（2015年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。

平成27年度（2015年度）の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度（2013年度）から17兆円程度改善する必要がある。

（中略）

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点で踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2 歳出面・歳入面の取組

地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

2

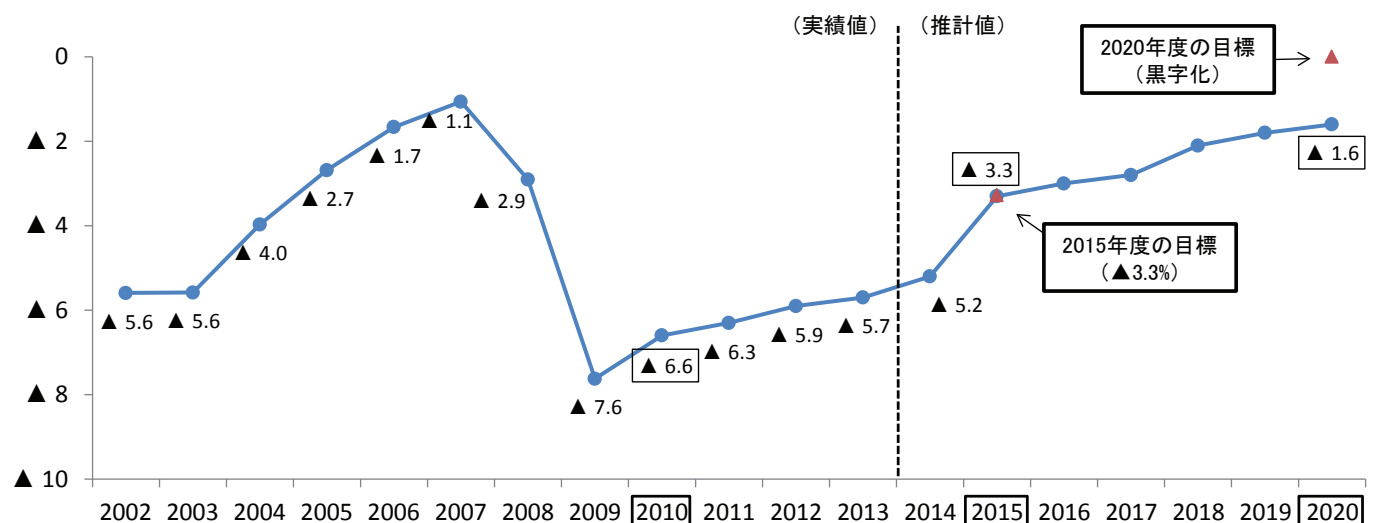
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）の推移

（「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年2月12日内閣府）の「経済再生ケース」）



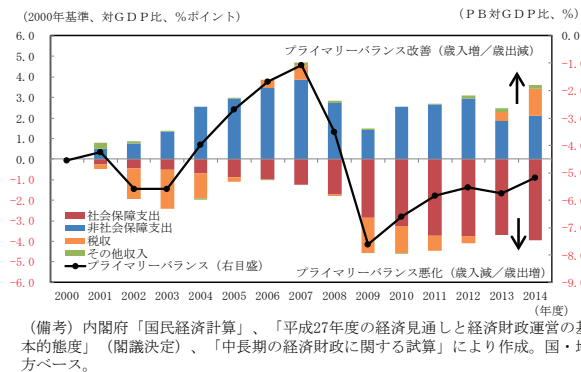
	2010年度	2013年度	2015年度(見込)	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲27.8兆円 [▲5.7%]	▲16.4兆円 [▲3.3%]	黒字化	▲9.4兆円 [▲1.6%]

3

1. 経済再生・財政健全化の基本的考え方について（1）

- 経済再生と財政健全化の双方を実現することを目標とし、2020年度の財政健全化目標を堅持する。財政健全化は、①デフレ脱却・経済再生、②歳出改革、③歳入改革の三つの柱で進める。具体的には、「経済再生と財政健全化に最大限取り組むことにより、国と地方のPB対GDP比を2020年度までの5年間で2015年度に比べ3.3%程度改善する（消費税率10%への引上げにより1%弱程度、経済再生（成長による税収増）、歳出改革等により（各年一律ではなく）年平均0.5%程度の改善）」ことで達成することとしてはどうか。
- 各年度の具体的な取組においては、「デフレ脱却・経済再生を実現する中で、財政健全化を進めることを原則とする」べき。
- また、ストックの面では、「中長期にわたって国と地方の債務残高のGDP比を安定的に引き下げる」ことを目標とすべき。さらに、フロー面では歳出・歳入それぞれ、ストック面では負債・資産それぞれについて、規模が過大とならず、内容は真に必要なものとするを目指すべき。

図表1 PB変化の要因（社保、非社保、税収）分解



図表2 国と地方の金融資産と負債（2013年度）

項目 \ 部門	金融資産残高				負債残高			
	中央 政府	地方 政府	社会保 障基金	合計	中央 政府	地方 政府	社会保 障基金	合計
I. 現金・預金	16.9	32.6	31.8	81.3	0.0	0.0	0.0	0.0
II. 貸出・借入	19.9	8.2	4.8	32.9	55.2	105.5	3.9	164.6
III. 株式以外の証券	18.1	1.7	97.2	117.0	889.6	72.5	0.0	962.1
(1) 国庫短期証券	17.2	0.0	0.0	17.2	157.4	0.0	0.0	157.4
(2) 国債・財融債	0.4	0.7	67.6	68.8	732.1	0.0	0.0	732.1
(3) 地方債等	0.4	1.0	29.5	31.0	0.1	72.5	0.0	72.6
IV. 株式・出資金等	77.8	46.4	28.5	152.7	13.2	11.1	0.1	24.4
V. その他の金融資産・負債	143.7	0.8	53.7	198.2	13.8	1.0	7.3	22.2
うち、対外証券投資	118.9	0.0	42.1	161.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	276.3	89.8	215.9	582.0	971.8	190.1	11.3	1,173.3

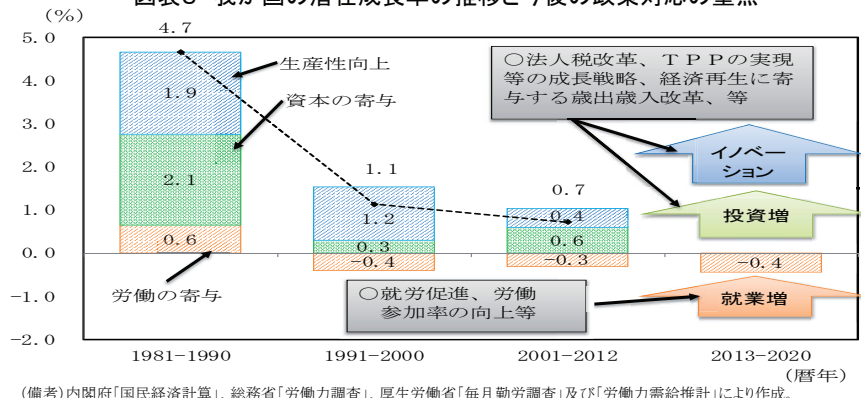
(備考) 内閣府「国民経済計算」による。

4

1. 経済再生・財政健全化の基本的考え方について（2）

- 歳出改革については、安倍内閣のこれまでの取組をさらに強化し、歳出全般を聖域なく徹底的に見直す。その際、経済再生と財政健全化の双方の実現のため、前回提案した公的分野での新たな需要創造や公共サービス改革を通じた産業化・活性化、国民参加に向けたインセンティブ設計等の取組を最大限推進すべき。
- マクロ経済の姿を展望する際には、潜在成長率を前提としたベースラインを出発点とする。その上で、アベノミクスの3本の矢による経済再生の効果を適切に評価し、反映する。その際、以下のようなマクロ経済環境の変化を織り込むことが重要。
 - ✓ 短期的には原油安、中期的にはGDPギャップの解消に伴う輸出製品の価格引上げ圧力やブランド化等の取組による交易条件の改善
 - ✓ 法人税改革、TPP等をはじめとするビジネス環境の改善等を通じた国内での企業立地や対日直接投資が加速する成長効果 等

図表3 我が国の潜在成長率の推移と今後の政策対応の重点

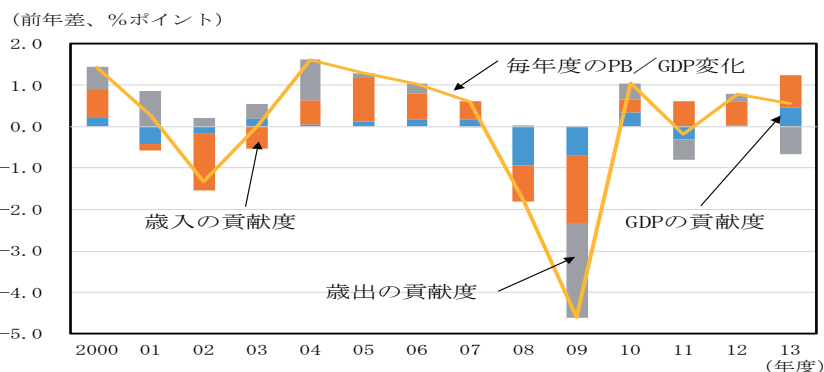


5

2. 「経済再生と財政健全化」計画の基本フレームについて

- 計画期間は2016年度から2020年度の5年間。試算については、より長い期間について行うべき。
- 計画の中で、2020年度までにPB対GDP比が3.3%程度改善するための主な具体的取組を明示すべき。
- 経済再生と財政健全化の関係については進捗管理が重要課題。財政状況の徹底した見える化、PDCAサイクル、メリハリ等の仕組みの強化が不可欠。
- 各年度の進捗状況をレビューし、計画の中間段階では基本フレームの達成状況を評価。必要に応じて「歳出、歳入の追加措置」を検討し、2020年度の財政健全化目標を確実に達成すべき。

図表4 PB対GDP比の前年差推移と歳出、歳入、GDPの貢献度



(備考) 内閣府「国民経済計算」による。図は、毎年度のPB/GDPを歳入、歳出、GDPの動きに分解したもの。GDP増減に伴う歳入増減は、GDPの貢献としている。

6

基本的考え方

- 国民一人ひとり、企業、自治体等の意識や行動の変化を促す仕組み(意識づけ、誘因の付与、先進事例の横展開等を促す)を構築し、全ての国民が参加する形で公共サービスへの過度の依存を緩和し、自らムダの排除を徹底することで、効率的かつ質の向上した公共サービスを実現することが重要。
- 従来の仕組みはなぜ十分な効果がなかったか。
 - (1) 公共サービスは国民生活に密接に関わるものであるにもかかわらず、公共サービスに関するこれまでの改革は、広く国民全体が参画する社会改革として位置づけられず、国民に浸透せず
 - (2) 結果の平等を保障する仕組みの下、コスト意識が希薄化し、自助自立や公共サービス需要の膨張を抑制する取組が阻害されてきた。また、個人のニーズに合わせる選択肢がなく、一律的なサービス提供であるため、ムダも多い
 - (3) 短期的成果が重視され、中長期的取組が困難(優良事例の形成不十分、横展開にも時間を要する)
 - (4) 効果の検証がないまま制度が温存され、補助金等が既得権化。時限を区切った対応やペナルティが欠如
 - (5) 国民の意識、自助努力に訴えかける情報の欠如
- 今回の「インセンティブ改革」においては以下の仕組に刷新すべき。
 - (1) 国民参加の社会改革として位置づける。時限的対応、トップランナー方式等も活用し、人々や企業、自治体等の意識と行動の変化を促す
 - (2) 結果の平等を常に保障する仕組みから、頑張る者の取組を促す仕組みへのシフト。個人のニーズに適合した選択肢を整備
 - (3) 官民連携(BPR等の活用)で民間の創意工夫を活かした優良事例を横展開し、2020年度までに全国展開
 - (4) 諮問会議の下での第三者評価の実行。エビデンスに基づく徹底したPDCAの実施
 - (5) 公共サービスのコストが見える化、マイナンバーやICTの徹底活用、業務の標準化

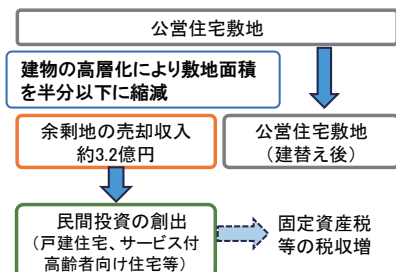
7

社会資本

社会資本のリサイクル、PPP/PFIの積極的活用

- 既存の社会資本ストックの売却益を再投資する仕組みをコンパクトシティ化の取組等に拡大することにより、資本のリサイクルを促進し、土地購入費等を節約
- PPP/PFIと通常の公共事業の税・財政措置上のイコールフットingを徹底するとともに、自治体等に周知し、PPP/PFIによる事業の実施が優先されるようにすべき

図表8 公営住宅のリサイクルの例(大阪府)



図表9 PPP/PFIと通常の公共事業との税・財政措置上のイコールフットing

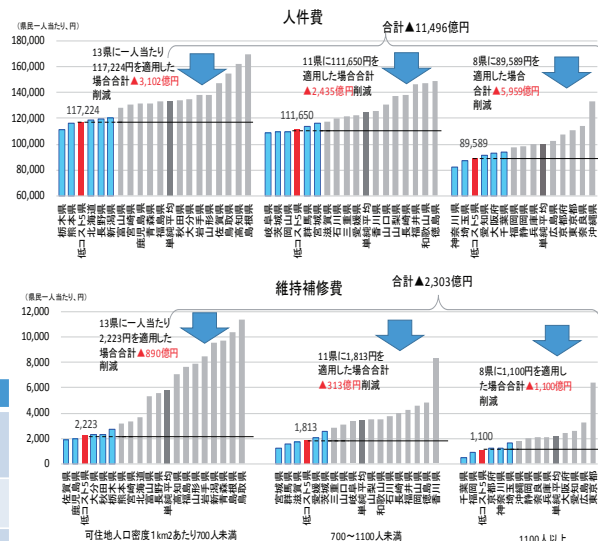
事項	主な措置
地方交付税	・コンセッション事業に対して、導入時・事業期間中・事業終了時のいずれにおいても、普通交付税の減少要因とならない。 ・2015年度からは導入準備についても特別交付税措置。
地方債	・PFI事業における地方公共団体の負担に対し、地方公共団体が直営事業において地方債を活用した場合と同等の財政措置。
補助金	・従来型のPFI事業については概ねイコールフットingが実現。 ・水道分野において、通常の事業とコンセッション事業とのイコールフットingを図るための仕組みを検討。
税制	・BOT方式で行われるPFI事業については固定資産税等の課税標準を2分の1に減額。 ・通常の公共事業及びBTO方式については非課税。

地方行財政

優良事例の横展開

- 自治体間での徹底した行政コスト比較を通じて行政効率を見える化し、行財政改革の遅れている自治体の取組を促す
- 例えば地方交付税の単位費用を5年後を目途に優良事例に合わせることで、自治体全体の取組を加速(横展開)

図表10 県民一人当たり主要行政コスト(人口密度別)

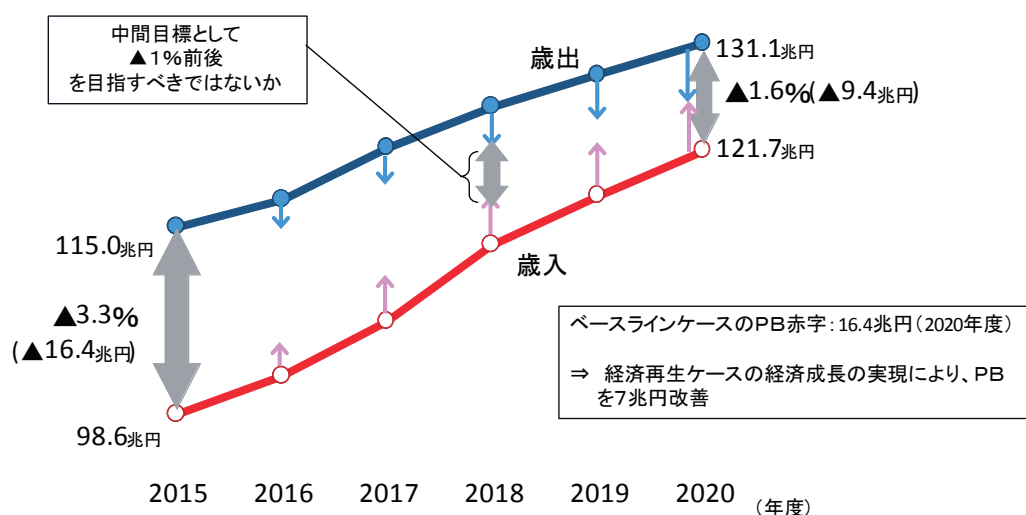


(備考)総務省「地方財政状況調査」を基にした統計局データより作成。2012年度の状況。
・県民一人当たり行政経費については、各グループ内の低コスト5県(トップランナー)の平均コストを、グループ内他県に当てはめた場合に削減される額の合計を赤字表示。
・人件費は、特別職員給与、一般職員給与、恩給・退職年金、地方公務員共済組合負担金等。
・維持補修費は、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費その他から成る。

計画のイメージ図

- 2020年度の財政健全化目標の達成のためには、まずは、成長戦略の加速等を通じた実質2%、名目3%を上回る経済成長の確実な達成が不可欠。それにより、ベースラインケースに比べ、PB赤字対GDP比を1.4%、金額で7兆円改善。
- 2020年度までに経済再生ケースでも残るPB赤字(GDP比1.6%、9.4兆円程度)を「経済・財政一体改革」によって、歳出、歳入両面から改善する必要がある。

「経済・財政一体改革」による収支改善



「財政健全化計画の枠組み」と「歳出改革の考え方」

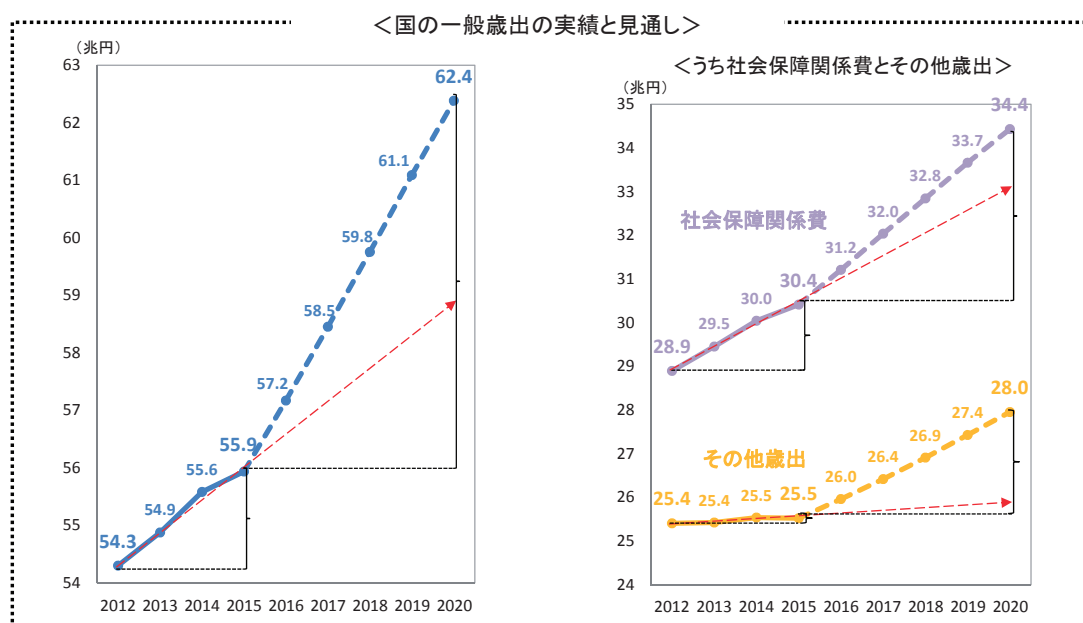
- 経済再生と財政健全化の両立を目指し、デフレ脱却・経済活性化を通じて「経済再生ケース」を実現させることが重要課題。
それでも2020年度には9.4兆円のPB赤字が残るため、歳出改革等を通じて解消を図り、PB黒字化を図る必要。
- 中長期試算の歳出は、これまでの伸びを大幅に超えている。財政健全化を進める中、これまで以上に歳出が伸びては国民の信頼は得られない。そのため、少なくともこれまでの安倍内閣の歳出改革の取組を継続する必要。
- 今後5年間、安倍内閣の歳出改革の取組を継続し、これまでと同程度の歳出の増加額に抑えれば、9.4兆円のPB赤字の大宗は解消可能。

10

国及び地方における歳出の実績及び見通し

H27.5.12 経済財政諮問会議
麻生大臣提出資料

- 安倍内閣では、これまでに歳出改革に着実に取り組み(対GDP比1%程度^(注1))、2015年度のPB赤字半減目標を実現。
- 他方、中長期試算上の歳出は、これまでの歳出改革の実績を大きく上回って伸長する見通し。
- 財政健全化を進める中で、歳出がこれまで以上に伸びれば、取組姿勢を問われ、市場や国民の信頼が得られない。
- そのため、少なくともこれまでの歳出改革の取組を継続する必要。



(注1) 民間議員提出資料3-2における「歳出抑制」対GDP比0.6%については、現実の予算編成過程における諸要因(生活保護の見直し、診療報酬改定や介護報酬改定等の社会保障分野における制度改正や予算削減、地方財政における水準超経費や金融機構準備金からの繰入見合いの歳出、財政投融资特別会計からの繰入や基金の不用分の返納等の歳出抑制と一体となった歳入確保努力等)を指称しており、これらを加味すれば、対GDP比1.0%を上回る。

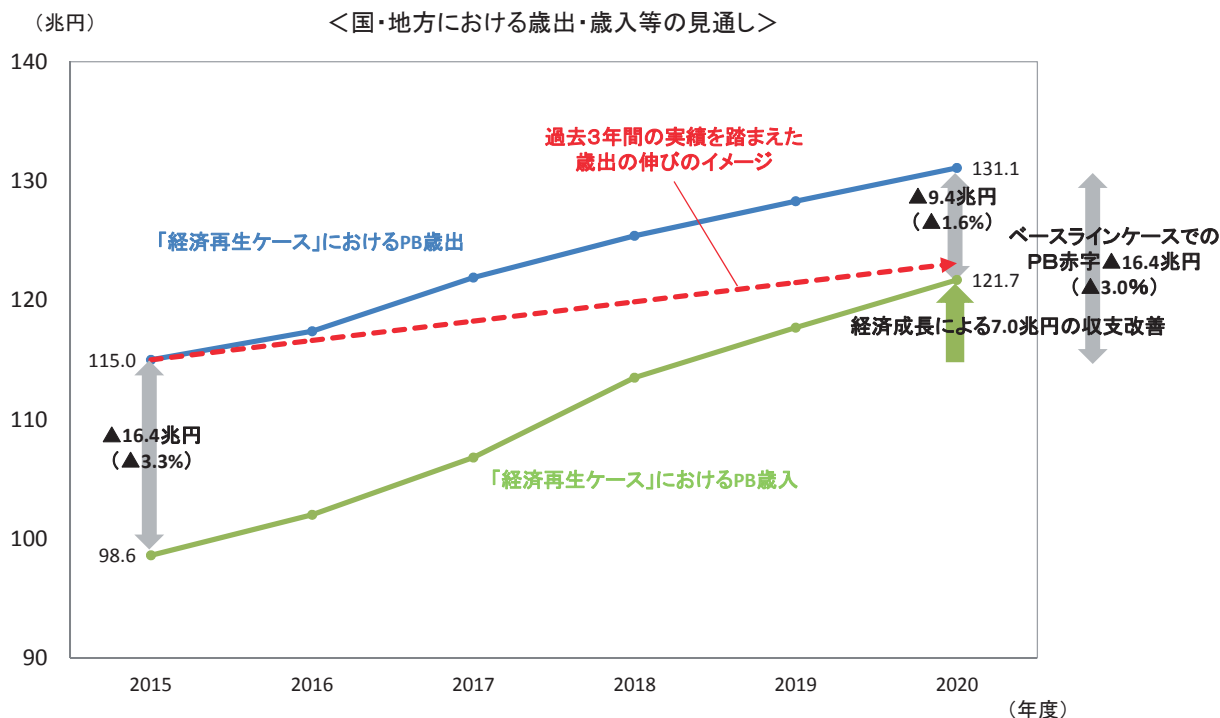
(注2) 社会保障関係費については社会保障の充実(2015年度:0.7兆円)・社会保障4経費公経費負担(2015年度:0.3兆円)等、その他歳出については公経費負担(2015年度:0.3兆円)等の影響を除いている。なお、赤点線はこれまでの歳出改革が今後も継続する場合のイメージを示したものであり、社会保障関係費については、毎年度高齢化による増加年平均+0.5兆円弱が増加していくもの。

11

計画のイメージ図

H27.5.12 経済財政諮問会議
麻生大臣提出資料

- まずは、経済活性化を通じて、「経済再生ケース」を実現させることが重要。
- あわせて、今後5年間、これまでの歳出改革の取組を継続すれば、2020年度のPB赤字9.4兆円の大半は解消可能。



12

H27.6.1 財政制度等審議会資料(抜粋)
「財政健全化計画等に関する建議(概要)」

I. 「財政健全化計画」に向けた考え方

<経済再生と財政健全化の両立を目指した、「財政健全化計画」を策定し、財政健全化目標を堅持する>

「財政健全化計画」で示されるべき方向性

(1) 基本的考え方

- デフレ脱却・経済再生に最大限取り組み、「経済再生ケース」を実現し、できる限りの収支増を図る。
- 29年4月の消費税率上げは社会保障目的であり、歳出全体が安易に増加しては、国民の理解を得られない。
- 収支増だけに期待することなく、2020年度のPB赤字解消に向け、確実に収支改善するため、歳出改革を柱とする。
- 経済が好調な時にこそ歳出改革を加速し、デフレ脱却後の金利上昇を見据え、「財政収支」を注視していく。

(2) 2016年度以降の予算編成に向けた歳出規律

- PB黒字化に向けた、国・地方の歳出規律を設けるべきであり、国については「一般歳出」の水準をメルクマールとする。
※ 「一般歳出」＝一般会計歳出－国債費－地方交付税交付金等＝PB対象経費－地方交付税交付金等
- このため、歳出規律の水準については、これまでの歳出改革の取組を継続・強化するものとし、過去3年間の歳出の増加ペース以上に歳出が増加することのないよう歳出を抑制していく。

(3) 歳出改革の方針－今後の人口動態を見据えて－

- 歳出改革が数字ありきの削減にならないよう、各歳出分野の具体的方策を積み上げ、「財政健全化計画」の実効性を確保する。
- 下記の歳出改革の方針の下、歳出分野ごとの具体的方策を工程表に沿って着実に進める。
 - ・ **社会保障**については、歳出の伸びを「高齢化による伸び」に相当する範囲内に抑制すべく、医療・介護を中心として歳出改革に取り組む。
 - ・ **社会保障以外の経費**については、人口減少を踏まえた「自然減」を考慮し、これまで同様、増加を前提としない。
 - ・ **地方財政**については、国と同様の歳出改革の取組が不可欠。リーマン・ショック後の危機対応措置(別枠加算・歳出特別枠)の継続等により高水準となっている地方一般財源総額について、その水準を見直す。

(4) 経済財政の見通しと進捗状況の管理

- 「財政健全化計画」のモニタリングを適切に行い、中間時点に当たる2018年度当初予算編成後には、歳出規律と具体的方策の進捗状況を評価・検証し、歳入・歳入の追加措置を検討する。

13

Ⅱ. 各歳出分野における歳出改革の方針と具体的取組

社会保障

- 団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年度に向けて、医療・介護を中心に制度改革に取り組み、経済雇用情勢の好転等や医療の効率化の効果と相まって、今後5年間の社会保障関係費の伸びを少なくとも「高齢化による伸び」(年0.5兆円弱)に相当する伸びの範囲内とする。
 - ※ 直近3年間の社会保障関係費の伸びは、消費税増収分を活用した充実分等を除き「高齢化による伸び」に相当する範囲内に抑制。
 - ※ 今後5年間の社会保障関係費の伸びは、消費税増収分を活用した社会保障の充実等とあわせると、年平均2%以上となる。
- 〔医療・介護〕
 - (国民皆保険を維持するための公的保険給付範囲の見直し)
 - ・ 後発医薬品使用割合目標の29年度内80%への引上げ、30年度から後発医薬品がある先発医薬品の保険給付額を後発医薬品価格までとする制度への移行
 - ・ 市販品類似薬の公的保険からの除外、かかりつけ医の推進等も踏まえた受診時定額負担等の導入
 - ・ 生活援助サービス及び福祉用具貸与等の原則自己負担化、通所介護等の地域支援事業への移行 等
 - (サービス単価の抑制)
 - ・ 薬価調査に基づく薬価のマイナス改定分は診療報酬本体の財源としない
 - ・ 診療報酬本体・介護報酬のマイナス改定、調剤報酬の適正化
 - (年齢や就業先に関わらない負担能力に応じた公平な負担)
 - ・ 高額療養費制度の見直し、75歳以上の医療費定率負担の原則2割負担化、介護保険制度の2割負担対象者の対象拡大及び月額上限の見直し、金融ストックも勘案した負担能力判定の仕組みの導入
 - ・ 前期高齢者医療費納付金と介護納付金の総報酬割への移行 等
 - (医療の効率化等)
 - ・ 病床の機能分化・医療費の不合理な地域差解消に向けた枠組み強化
 - ・ データに基づく外来医療費の地域差解消の枠組み構築、ICT等を活用した医療の無駄排除、予防の推進に向けた枠組み強化
- 〔生活保護〕
 - 保護脱却の推進、医療扶助費の適正化、最低限度の生活保障としてのきめ細かい扶助基準の在り方等を検討する。
- 〔年金〕
 - マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないような見直しや支給開始年齢の更なる引上げ等
- 〔子育て〕
 - 更なるサービス充実の要請に応えるための、事業主負担の拡大

14

地方財政

- 国の取組と歩調をあわせた歳出抑制の具体的規律が必要。
- 地方一般財源総額の水準は、リーマン・ショック後の大規模な危機対応措置の継続により例外的な高い水準であり、リーマンショック前の水準を目安に見直す。別枠加算・歳出特別枠についても、速やかに解消する。
- 地方向けの新型交付金は、既存の補助金の統廃合等により必要な財源を確保するなど、Pay-As-You-Goにより実施することを確実に担保する。
- 地方のIT投資の効率化を推進。救急出動の一部有料化などを検討する。また、技能労務の民間委託率を国並みを前提に地方財政計画に計上する。
- 減少が見込まれる公債費は、その減少分を他のPB対象経費の増に充てるのではなく、確実に地方歳出の減につなげる。
- 地方法人課税の偏在是正は、与党税制改正大綱の方針にしたがって、早期に実現する必要。
- 「中長期試算」では、2018年度に折半対象財源不足の解消が見込まれ、今後の財源超過分を、地方のPB対象経費の増ではなく、確実に国・地方の債務残高の純減に充てることを担保する。

教育・科学技術

- 少子化や研究開発効率低下の指摘等を踏まえ、教育・科学技術予算の量的拡大ではなく、「質」の向上を図る。
- 学級数の減少等による基礎定数の減のみならず、1標準学級当たりの加配教員数を一定に保った場合の減も「当然減」と考え、教職員定数の合理化計画を策定するとともに、計画的な教員採用や外部人材の活用を図ること等により、教育環境の改善を図る。
- 外部資金(研究資金等)の積極的な獲得、授業料の引上げなど収入源の多様化により、大学の財務基盤を強化する。また、授業料引上げによる収入を財源として、経済的に困難な学生に対する負担軽減を拡充するなど教育・研究環境の一層の充実を図る。

公共事業

- 新規投資に当たっては、国際競争力強化や防災対策であっても、費用対効果を厳しく見極め、これまで以上に厳選する。
- 既存の社会資本の老朽化対策は、人口減少等を踏まえ、計画的かつ効率的に対応し、安全性を維持しながら、費用を抑制する。
- 事業実施に際して、PPP/PFIといった民間活力・民間資金や適切な受益者負担の活用、税制や規制の見直し、最新の技術的知見による効率化・生産性の向上等を通じ、公費負担を抑制。
- 人口減少を踏まえ、全体の公共事業関係費は増やさないと前提に、個別の社会資本の必要性を見極め、必要不可欠な社会資本の機能を確保する。

15

経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見（概要）

平成27年6月9日地方財政審議会

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

- 住民生活の安心の確保
行政サービスの安定的な提供
⇒ 住民の幸せと安心をもたらし、チャレンジにつなげる
- 地方創生の推進
地方の創意と責任により、一体的に地方創生を推進
⇒ 人口減少の克服など地域の課題解決



2. 目指すべき地方財政の姿

- 持続可能な地方財政基盤の構築
住民への効果的・効率的な行政サービスを支える財政基盤が不可欠
⇒ 一般財源総額の確保、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築と地方交付税の機能の適切な発揮
- 地方財政の健全化
平成8年度以降、巨額の財源不足が発生し、地方財政は依然として厳しい
⇒ 特例的な地方債への依存を改善し、債務残高を引き下げる必要

第二 地方税財政改革の方向

1. 一般財源総額の確保

○ 地方の役割を踏まえた地方財源の確保

（地方財源不足の存在）

- ・ 地方は、これまで住民の選択に基づき、歳出削減や事業の重点化を実施。しかし現状では巨額の財源不足、臨時財政対策債残高を抱える
- ・ 地方は赤字地方債の発行権限が限定。国と地方の単純比較は不相当
- ・ 地方の財政状況が改善しても、過去の赤字の累積である臨時財政対策債等の償還が必要。交付税の法定率を見直す状況にはない

（一般財源総額の確保等）

- ・ 歳出全体の重点化・効率化を図りつつ、行政サービスを安定的・効果的に提供できるよう、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保
- ・ 地方交付税の法定率の引上げによる地方財政基盤の強化
- ・ 財政制度等審議会で示された論点について、地方単独事業の充実等を提示（交付税算定の改革）
- ・ 住民生活の安心・安全のため、交付税の財源保障機能は堅持
- ・ 地方が工夫可能な歳出について、業務改革の進捗等に併せて算定を見直し

○ 地方法人課税の偏在是正

- ・ 与党税制改正大綱を踏まえ、更なる偏在是正方策を検討

○ 地方行財政改革の推進

（地方自治体の業務改革）

- ・ 的確な行政サービス提供体制を確保するため、行政コスト等の比較を通じた行財政改革、自治体クラウド、民間委託・指定管理者制度等の活用、PPP/PFIに係る財政措置のイコールファイティング、公営企業・第三セクター等の経営健全化を推進

（地方自治体の財政マネジメント強化）

- ・ 統一的な基準による地方公会計の整備促進、集約化・複合化に踏み込んだ公共施設等総合管理計画の策定促進、公営企業会計の適用拡大の推進

2. 地方創生への対応

○ 地方創生のための財源の確保

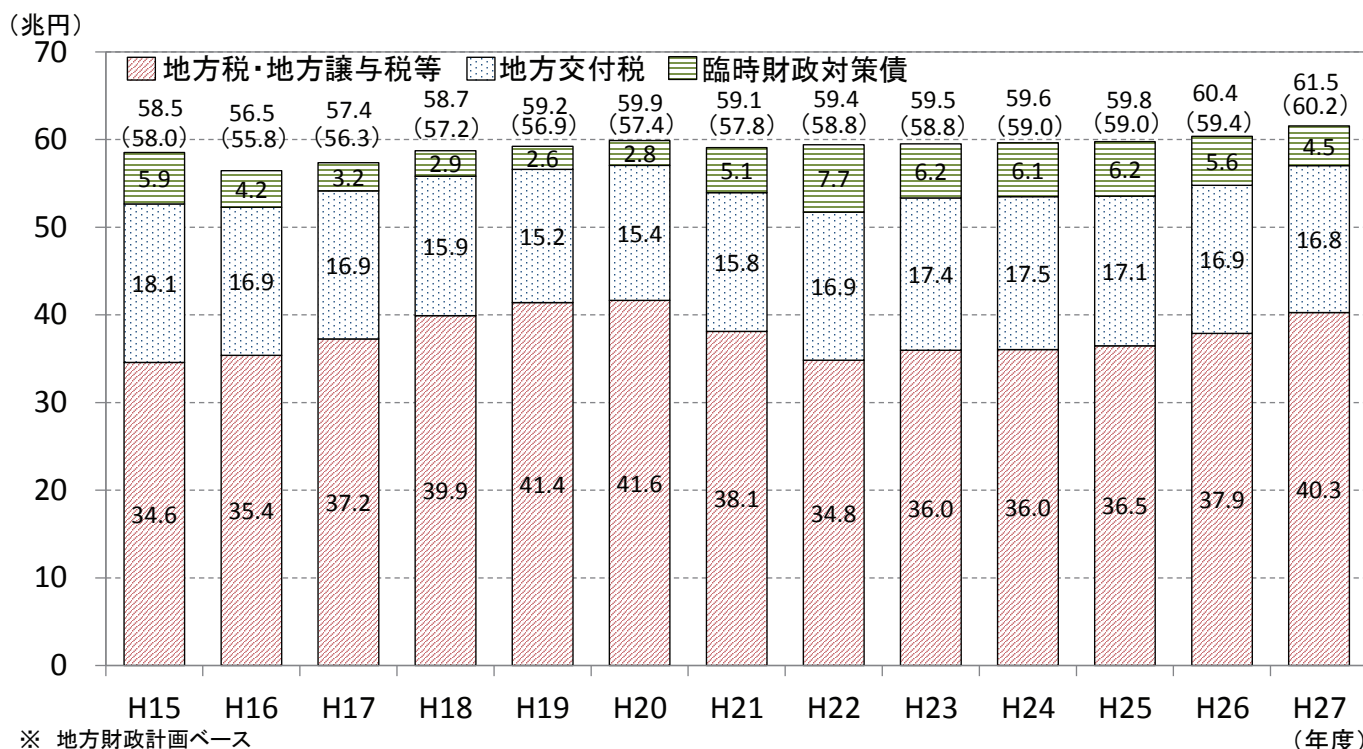
- ・ 人口減少等の構造的な課題の解決に向けて、地方の具体的な取組が本格化。国は恒久財源の確保により、地方創生の取組を息長く支援

○ 地域活性化

- ・ 地方税収の増収のための取組を推進し、強い地域経済をつくる

16

地方一般財源総額



17

地方行財政制度 提言内容の全体像

【基本的な考え方】

- 国から地方に大規模に財政移転してきたにも関わらず地方創生予算が必要な事態に至った。**従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方で共有し、地方財政の仕組みを変えていく必要**
- 地方自治体が自ら行政のムダをなくし創意工夫するインセンティブを強化する。地方交付税をはじめ、**頑張る地方の取組を促す仕組みに重点シフト**、民間の大胆な活用による効率化といった地方財政制度の改革を進める
- 国は行財政データの見える化、簡素化・標準化ガイドライン等、**地方公共サービスの基盤を整備する**
- 地方の財政収支が黒字化すると見込まれる中、地方においても国の取組と歩調を合わせた歳出改革を進める。**経済再生・歳出効率化・経営効率化に向けた自治体の努力と並行して、必要な行政サービスを賄うため、一般財源を確保する**

【公的部門の産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーション】

- (1) 外部委託の推進、包括的民間委託の推進〔図表1、2〕
 - ① 市町村等で取組が遅れている分野を中心に、KPIを設定して**外部委託を加速**
 - ② 専門性は高いが定型的な業務に関し、**官民協力のもと委託可能範囲を明確化**
- (2) 人口20万人以上の自治体においてPPP/PFI導入を原則化など、民間資金・ノウハウの活用〔図表3〕
- (3) 公共サービスの現状、コスト、政策効果等に関する徹底した「見える化」〔図表4〕
 - ① 国・地方の**行政経費の情報開示を抜本拡充**。誰もが活用できる形で集中改革期間内に確実に実現
 - ② 各自治体等の行政コスト情報、施設等保有・維持管理、IT投資等データを公開（**オープンデータ化**）
 - ③ **ストック情報**（固定資産台帳、地方公会計、公共施設等総合管理計画等）を期間中に整備し、公開
- (4) 国・自治体連携プラットフォームの整備と活用による公共施設等の集約・縮減、長寿命化（P13）
- (5) 補助金等の重複や縦割りの弊害を排除し、地方創生を一元的・効率的に支援する**新交付金創設**
- (6) 質の高いサービスを効率的に提供する**優良事例を2020年度までに全国展開**〔図表5〕
- (7) 公共サービスに関わる業務の簡素化・標準化〔図表6〕
 - ① 5年間でIT等を活用して**業務を簡素化・標準化**。国はガイドラインを示し自治体に計画策定を促す
 - ② ITを活用した公共サービスの業務改革により、維持管理経費の3割減を目指す

18

【地方行財政分野：改革の基本方針】

- (8) 別枠加算や歳出特別枠につき、**集中改革期間中、早期に危機対応モードを終了**〔図表7、8〕
- (9) 地方独法、公営企業、第3セクター等を含め地方行政サービスにおける公的部門産業化・インセンティブ改革を強力に推進。**経営改革が遅れている公営企業につき5年以内の廃止・民営化等**〔図表9、10〕
- (10) 地方交付税制度改革〔図表11〕
 - ① 交付税の単位費用を計画期間内に低コスト団体に合わせる仕組み（**トップランナー方式**）を導入する。これを地方財政計画に反映することにより、自治体全体の取組を加速する
 - ② 交付税等の配分基準を人口・ストック量に応じたものから、**改革成果や新たな課題に重点をシフト**
 - ③ 自治体が地域経済再生と財政健全化に取り組んだ成果を反映するインセンティブ措置を拡充
 - ④ 地方交付税の各自治体への配分、その考え方、詳細な内訳、経年変化を見える化し公表
 - ⑤ ①～④を内容とする**交付税制度改革について早急に具体化し、改革工程を明確化するとともに自治体に準備を促し、遅くとも計画期間中に地方財政計画に反映**
- (11) 国は各自治体の公共サービスのパフォーマンス指標を見える化、成果に応じ交付税・支出金配分を**変えるPDCAサイクルを実行**。**集中改革期間に専門調査会でその進捗を評価**
- (12) 地方税収増に伴い**税源偏在が強まる**。本年末までに抜本的改革案をまとめ、29年度から実施
- (13) 自治体の**課税自主権**の活用・拡大、ふるさと納税等を通じ、自由度の高い資金でのサービス促進
- (14) 本計画期間中、地方創生と地方交付税制度を含む地方財政改革を進め、**各自治体の財政力指数につき10%程度以上向上を図る**（リーマンショック前の水準）〔図表12〕

19

地域経済再生と財政健全化の両立に向けた今後の取組

目標：地域経済再生と財政健全化の両立

- アベノミクスの効果を全国各地に届け、どの地域に住んでも、安全な環境で生活ができ、質の高い教育や必要な福祉サービスを受けることができ、働く場所がある、そういう元気で豊かな地域を目指す。
- ローカル・アベノミクスの取組をさらに加速化させ、地域経済の好循環を確立し、地域経済再生が財政健全化を促し、それがまた地域経済再生に寄与するという「**経済再生と財政健全化の両立**」に向けた努力を継続。

※国と地方は車の両輪であり、財政健全化を進めるにあたっては、その内容について**地方自治体の理解と納得**を得て、双方が協力して積極的に取り組むことが成功につながる。また、「地方創生」、「地方分権」を進める中で、それと整合を図りながら進めていくことが重要。

目標の実現に向けた具体的対応

1 チャレンジする地方の支援

- ・地方税収の増収のための取組の推進
- ・地域経済好循環推進プロジェクト
- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設により地方創生を推進

2 地方行政サービス改革

- ・地方自治体の業務改革
- ・地方自治体の財政マネジメントの強化（地方財政の見える化の推進）

3 地方税財政の改革

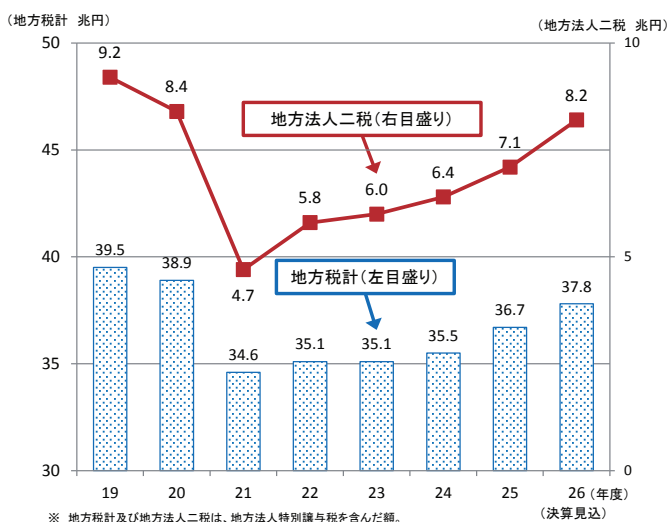
- ・メリハリを効かせた歳出の重点化・効率化に国の取組と基調を合わせて最大限努力
- ・必要な地方一般財源総額の確保
- ・地方交付税の改革
- ・地方税制改革の推進

20

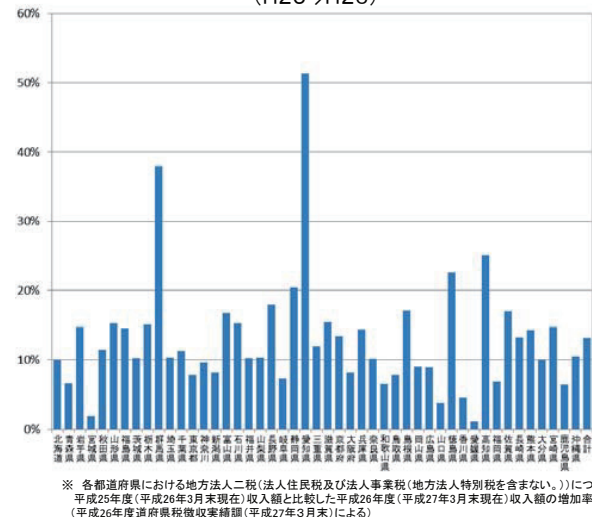
チャレンジする地方の支援①（地方税収の増収のための取組の推進）

- 地方法人二税を中心に税収が回復するなど、**ローカル・アベノミクスの効果が発現しつつある**
- 今後、地域経済好循環推進プロジェクトなどの**ローカル・アベノミクスの取組をさらに加速化**させ、地方税収の増収を実現

【アベノミクスによる景気回復と地方税収の動向】



【地方法人二税の都道府県別増加率】
(H25→H26)



21

チャレンジする地方の支援③（まち・ひと・しごと創生事業費）

- 平成27年度に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を創設
- 地方法人課税の偏在是正を進めること等により恒久財源を確保し、今後少なくとも5年間は継続
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において地域の活性化等の取組の成果を一層反映

○地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を計上

- ・地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を計上

○地方交付税における成果指標等の反映

- ・「地域の元気創造事業費」については、人口を基本とした上で、行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映
- ・「人口減少等特別対策事業費」については、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映

○今後の対応

- ・平成28年度以降については、地方法人課税の偏在是正を進めること等により恒久財源を確保しつつ、期間については少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、規模については1兆円程度の額を維持できるよう努める
- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において地域の活性化等の取組の成果を一層反映

地域の元気創造事業費の指標(平成27年度)

- (i) 行革努力分(3,000億円) (ii) 地域経済活性化分(900億円)
- ・職員数削減率
 - ・ラスパイレズ指数
 - ・人件費削減率
 - ・経常的経費削減率
 - ・地方債残高削減率
 - ・第一次産業(農業)産出額
 - ・製造品出荷額
 - ・小売業年間商品販売額
 - ・延べ宿泊者数
 - ・一人当たり県民所得(地方税収)
 - ・若年者就業率
 - ・女性就業率(※)
 - ・従業者数
 - ・事業所数
 - ・転入者人口比率

(※平成27年度算定から、新たに「女性就業率」の指標を追加)

(注)地域経済活性化分については、上記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

人口減少等特別対策事業費の指標(平成27年度)

- (i) 取組の必要度(5,000億円) (ii) 取組の成果(1,000億円)
- (以下の指標について、現状の数値が悪い団体の需要額を割増し) (以下の指標について、全国の伸率との差に応じて需要額を割増し)
- ・人口増減率
 - ・転入者人口比率
 - ・転出者人口比率
 - ・年少者人口比率
 - ・自然増減率
 - ・若年者就業率
 - ・女性就業率
 - ・有効求人倍率
 - ・一人当たり各産業の売上高(※)
 - ・人口増減率
 - ・転入者人口比率
 - ・転出者人口比率
 - ・年少者人口比率
 - ・自然増減率
 - ・若年者就業率
 - ・女性就業率

(※第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計)

22

地方行政サービス改革②(地方自治体の財政マネジメントの強化(地方財政の見える化の推進))

- 地方自治体の財政マネジメントの強化やそれを通じた歳出の効率化のため、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大など、地方財政の見える化を推進

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- ・平成26年度から28年度までの3年間で、長期的視点に立つて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するよう全地方自治体に要請(H26.4.22)
※全都道府県、全市町村が計画を策定予定
- ・公共施設の集約化・複合化、転用事業のための地方債措置の創設(H27年度より)等により、公共施設等の最適配置の実現に向けた取組を支援
- ・こうした支援を通じ、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう促す
※「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」等を活用し、国と地方自治体の適切な連携を図る

○地方公会計の整備促進

- ・原則として平成27年度から29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用するよう全地方自治体に要請(H27.1.23)
- ・地方公会計によって把握される新たな財政指標を既存の指標と組み合わせることにより、財政分析機能を強化

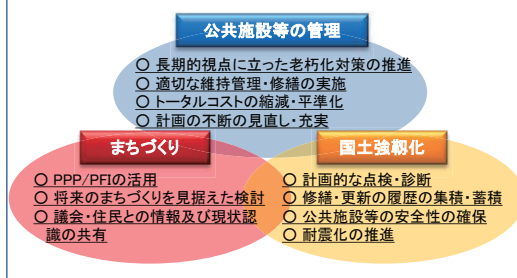
○公営企業会計の適用拡大の推進等

- ・平成27年度から31年度までの5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、公営企業会計の適用に取り組むよう全地方自治体に要請(H27.1.27)
- ・公営企業会計の導入により、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となり、より計画的な経営基盤・財政マネジメントを強化

○PPP/PFI事業への参入促進

- ・上記の取組によって、民間事業者に対して十分な情報開示・提供を行い、PPP/PFI事業への参入を促進

公共施設等総合管理計画による取組の推進イメージ



地方公会計の活用例(公共施設等のマネジメント)

施設別行政コスト計算書			
	公民館A	公民館B	公民館C
人件費	1,860万円	1,220万円	1,910万円
退職手当引当金	190万円	120万円	190万円
減価償却費	950万円	610万円	790万円
・	・	・	・
・	・	・	・
利用者1人当たりコスト	1,660円	1,400円	2,290円

施設別行政コスト計算書を作成することで、退職手当引当金や減価償却費も含めたトータルコストによるセグメント分析が可能となり、その結果を施設の統廃合や適正配置の議論に活用

23

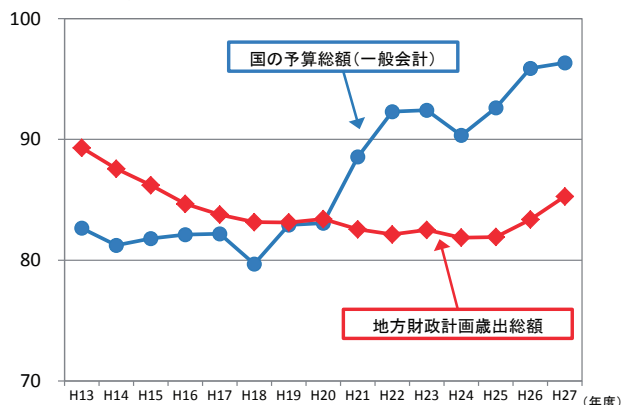
地方税財政の改革①（歳出の重点化・効率化/地方の一般財源総額の確保）

○国の取組と基調を合わせてメリハリを効かせた歳出の重点化・効率化に最大限努力。国と地方を通じた財政健全化のためには、地方歳出の大半が法令等により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、まずは国の法令、補助金、制度等の見直しを行うことが必要

○防災対策や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、地方が安定的に財政運営を行えるよう、必要な地方の一般財源総額をしっかりと確保。また、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく

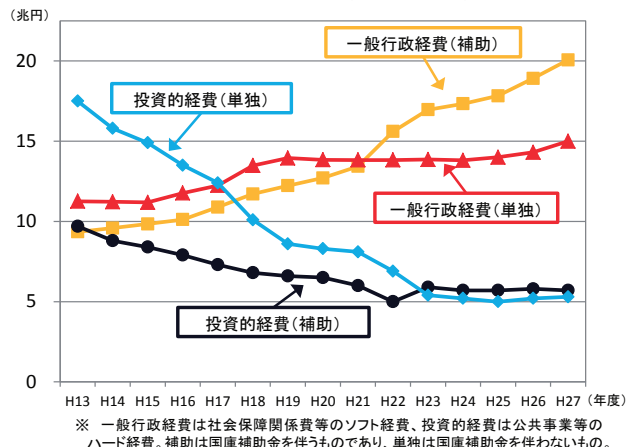
- 地方財政計画の歳出総額は、歳出特別枠を含めてピーク時（H13：89.3兆円）から相当程度抑制（H27：85.3兆円）

（兆円）【国の予算総額（一般会計）と地方財政計画歳出総額の推移】



- 社会保障関係費を中心とする一般行政経費については、単独事業が横ばいである一方、補助事業が大幅に増加。歳出の抑制にはその改革が重要

【地方財政計画の一般行政経費・投資的経費の推移】



※ 一般行政経費は社会保障関係費等のソフト経費、投資的経費は公共事業等のハード経費。補助は国庫補助金を伴うものであり、単独は国庫補助金を伴わないもの。

24

地方税財政の改革②（地方交付税の改革）

○地方交付税制度の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保しつつ、歳出の効率化、地域の活性化、経営資源の有効活用などを推進する観点から、以下のような地方交付税の改革に取り組む

【今後の地方交付税の改革】

① 歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映

（合理的・効率的な行財政運営の例）

- 自治体情報システムのクラウド化
- 庶務業務の集約化のための総務事務センター等の導入
- 民間委託や指定管理者制度、地方独立行政法人制度の活用

② 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映

③ 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において地域の活性化等の取組の成果を一層反映（再掲）

④ 広域連携を推進する地方自治体を地方交付税で支援

- 地方自治体の区域を越えて、連携中枢都市圏、定住自立圏の広域連携を推進し、適切な役割分担を行う地方自治体を地方交付税で支援

⑤ 経営資源の有効活用に取り組む地方自治体を地方交付税で支援

- 公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ公共施設等総合管理計画を策定し、具体的に公共施設等を縮減し、最適配置等の実現に取り組む地方自治体について交付税措置を手厚くすることにより支援（公共施設最適化事業債等）

- 経営戦略を策定し、経営の効率化に取り組む公営企業を重点的に支援

（例1）

- 病院事業について、新公立病院改革プラン（公立病院における経営戦略）を策定し、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化（H27）

（例2）

- 水道事業について、経営戦略を策定し、広域化のための施設及びシステムの統合・共同化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置の重点化（H28～）を検討

（例3）

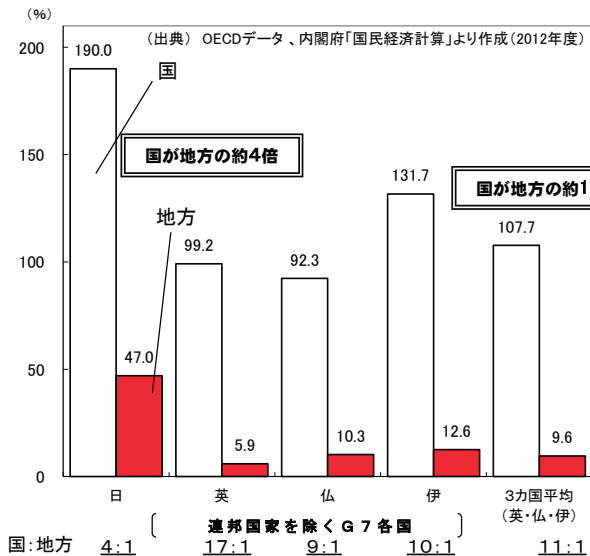
- 下水道事業の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定の要件化を検討

25

その他①（地方交付税の法定率について）

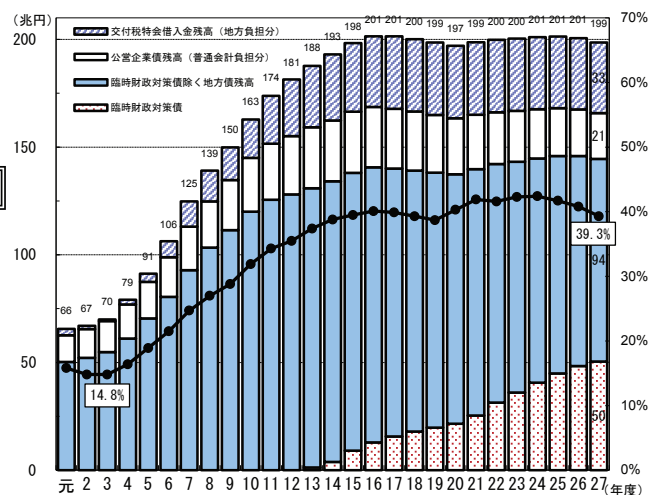
- 地方の財政赤字や債務残高は国よりも小さいが、それでも諸外国よりは多額の債務残高（平成27年度末見込み：199兆円）を抱えている
- 過去の赤字の累積である交付税特別会計借入金（約33兆円）や臨時財政対策債（約50兆円）の償還を行わなければならないことから、仮に単年度の財政収支の状況が改善しても、地方交付税の法定率の見直しを行う状況にはない

【国・地方の債務残高（GDP比）の国際比較】



※ 地方は赤字地方債（臨時財政対策債等）を国が設定した枠内でしか発行できないことから、収支均衡を図るためには、歳出を削減せざるを得ないため、結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比べて良くなっているもの。

【地方の借入金残高の推移】



26

その他②（PPP/PFI・改革目標の設定について）

<PPP/PFIについて>

○PPP/PFIの推進に当たっては、以下の点に留意が必要

- ・ イギリスで導入されていたユニバーサル・テストリングは、作業量が多いことなどにより3年で廃止されたこともあり、官民双方の作業負担が少ない仕組みを構築する必要があること
- ・ PFIに限らず指定管理者制度や包括的管理委託など様々な手法の中から最も効果的・効率的な手法を選択して、財政負担の軽減に努めていくことが適当であること
- ・ 地方自治体ごとに事業の規模、採算性が異なること
- ・ 公共投資や公共施設等の性質からみてPPP/PFIに必ずしもなじまないものがあること

<改革目標の設定について>

○経済・財政一体改革の実現に向けて、実現すべき明確な成果指標（KPI）を具体化し、進捗状況を見える化していくことは重要

○その際、成果指標をどのように設定するかについては、様々な観点から十分な検討が必要

○例えば、財政力指数は標準的な歳出と地方税収の動向によって決まるものであり、地方の歳出はその大半が法令等により義務付けられている経費や国の補助事業であること等から、成果指標としてふさわしいかどうか検討が必要であり、その際将来にわたる国の歳出や歳入の動向を明らかにできるか否かの検討も必要

<参考・財政力指数>

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (3\text{ヶ年度平均})$$

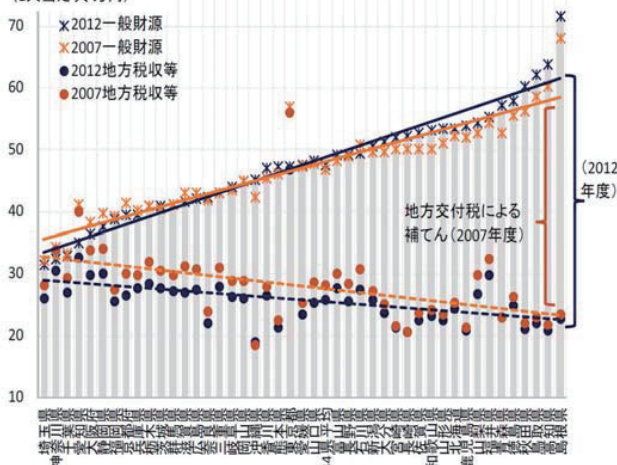
○例えば、PPP/PFIの導入に当たっては、左のような点を十分に検討することが必要

27

その他③（行政コストの比較を通じた行財政改革について）

- 行政コスト比較を通じて行政効率を見える化し、地方自治体の行財政改革を促していくことは重要
○その際、行政コストをどのような指標や分類により比較するかについては十分な検討が必要

一人当たり一般財源額と地方交付税額
平成27年5月19日経済財政諮問会議民間議員提出資料（抜粋）
（1人当たり、万円）



※ 総務省地域別統計データベースより作成。税収、交付税額ともに、都道府県分と所在都道府県別市町村分の合計を県民一人当たりで計算（決算ベース）
※ 地方交付税は普通交付税と特別交付税の合計。「地方税収等」は地方税収と地方譲与税の合計。東北被災3県を除く。

【一人当たり一般財源総額上位・下位5団体の各種指標平均】

	一人当たり一般財源総額（万円）	人口		高齢化率
		2012年（万人）	2007⇒2012伸率（%）	2012年（%）
上位5団体平均	63	78	▲ 3.9	29.2
下位5団体平均	34	775	1.1	22.4

※ 2012年における上位5団体と下位5団体の数値である。

- 一人当たり一般財源総額上位の団体は、下位の団体と比べ、人口が少なくなっている。また、リーマンショック前後の2007年から2012年にかけて、一人当たり一般財源総額の上位団体の人口の伸率は、下位団体の数値を下回っており、人口規模の差が更に拡大している。
- 一人当たり一般財源総額上位の団体は、下位の団体と比べ、高齢化率が高くなっている。

28

経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

2. 計画の基本的考え方

（歳出改革）

本計画決定後、速やかに改革工程、成果指標(KPI)等を具体化する。

歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（目標達成シナリオのポイント）

- ③ 国民参加の社会改革である「経済・財政一体改革」は、制度改革等により国民や企業等の意識、行動を変えることを通じて、歳出抑制と歳入増加を目指すものであり、効果が発現するまで一定の時間を要すると見られるが、中長期的に大きな効果が期待される。こうした点も踏まえ、先進事例の全国展開や地域差の是正に向け、「見える化」や民間事業者の参画等により、公的サービスに対する需要を変えていく取組、公的サービスの供給を効率化する取組、経済を活性化したり自治体の財政力を高める取組等について、KPIを具体化して進捗を管理する。その際、現場の動きを中心として定量的に把握・分析しながら具体化を図る。

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の初年度である平成28年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む。計画期間の当初3年間（2016～2018年度）を「集中改革期間」と位置付け、「経済・財政一体改革」を集中的に進める。その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、法案等に反映させる。

計画の中間時点（2018年度）において、目標に向けた進捗状況进行评估する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を実現する。

29

* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(2) 改革行程の具体化と各年度の予算編成

「経済・財政一体改革」は、制度改革等を通じて国民や企業等の意識、行動を変え、行財政を効率化していくことを目指すものであり、「計画」決定後、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、評価の仕組みを構築し、毎年度進捗状況について評価する。

予算編成過程において、各府省庁の予算に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする前節に掲げる計画の基本的考え方にのっとりた歳出改革を反映する。また、歳出の中身を大胆に入れ替え、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換(ワイズスペンディング)する。高い効果が見込まれる施策に重点化したメリハリのついた予算とする。

各府省庁は、新規施策のみならず既存施策を含め、歳出改革の予算への反映に取り組み、また、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする。

(4) 評価体制

計画に沿って「経済・財政一体改革」が着実に進展しているかどうかをチェックするため、経済財政諮問会議に有識者議員を中心として専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

また、各府省庁は所管の予算について、KPIとの関係において政策効果をフォローアップし、公表する。また、国から地方への財政移転を伴う予算(補助金・交付金)について、予算の所管府省庁は、自治体に対して施策に対応するパフォーマンス指標の設定を求める。専門調査会においては計画の中間時点(2018年度)において、それらの評価を行い、結果をその後の改革に反映する。

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[I] 公的サービスの産業化

(民間資金・民間ノウハウの活用)

- ・ 上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設の整備・運営に関しては、公費負担の抑制につながる場合には、多様なPPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することにより、民間の資金・ノウハウの活用を大幅に拡大する。その導入の状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。

30

- ・ PPP/PFIと通常の公共施設整備・運営とのイコールフットリングを徹底するとともに、地方公共団体等に周知する。また、質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を全国展開する。

[II] インセンティブ改革

(頑張る者を支える仕組みへのシフト、ニーズに適合した選択肢の提供)

- ・ 地方自治体が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブを強化することで、財政健全化の取組や地方創生に向けた取組を従来以上に支援する仕組みとする。こうしたことを踏まえ、地域経済の再生など頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化、民間活力の活用による効率化等の観点から地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を進める。

(トップランナー方式等を活用し、個人、企業、自治体等の意識と行動の変化を促進)

- ・ 自治体については、自治体間での行政コスト比較を通じて行政効率を見える化し、自治体の行財政改革を促すとともに、例えば歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、計画期間内に地方交付税の単位費用の積算に反映し(トップランナー方式)、自治体全体の取組を加速する。集中改革期間において、早急に制度の詳細を具体化し、導入時期を明確に示すとともに自治体に準備を促す。

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

(時間軸)

地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

(賢く使う観点からの取組)

ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。また、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、コストの公開、住民の意向把握、利用者負担の検討等を行う。あわせて、関係府省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画の策定や、国有財産の最適利用を加速するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新を行う。

31

(民間能力の活用等)

PPP／PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP／PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフットイングの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP／PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

これまで地方においても様々な改革努力を行ってきたが、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である。一方で次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う。

その際、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を内容とした歳出改革・効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立に取り組む必要がある。そのため、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要がある。

(時間軸)

地方自治体の歳出改革・効率化の取組の加速のための仕組み構築や官民連携による優良事例の創出・全国展開など主要な改革については、2018年度(平成30年度)までの集中改革期間中に集中的に取り組むを進める。「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、2021年度(平成33年度)までをめどに、国において政府情報システムのクラウド化と運用コスト低減(3割減)を目指す。ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

(地方行財政改革の基本的な考え方等)

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

一方で、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

32

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

頑張る地方を支援できるよう、地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を行う。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

国が直接執行する歳出の効率化はもとより、地方の歳出効率化の妨げとなっている国の法令や制度等の改革を進めるとともに、地方においても歳出改革・効率化に取り組む。

- ・ 社会保障、社会資本整備など国が法令や国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野について、パフォーマンス指標を「見える化」し、関係法令等を見直す。それを踏まえ、国庫支出金や地方交付税の配分等を見直す。また、BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開、公共サービスイノベーションにおける優良事例の全国展開を加速する。

- ・ 地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革^{*}を進める。

^{*} 国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。

- ・ 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。地方交付税のセーフティーネット機能を維持しつつ、例えば歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映すること等によって、地方の歳出効率化を推進する。

- ・ 地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。

- ・ 2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

33

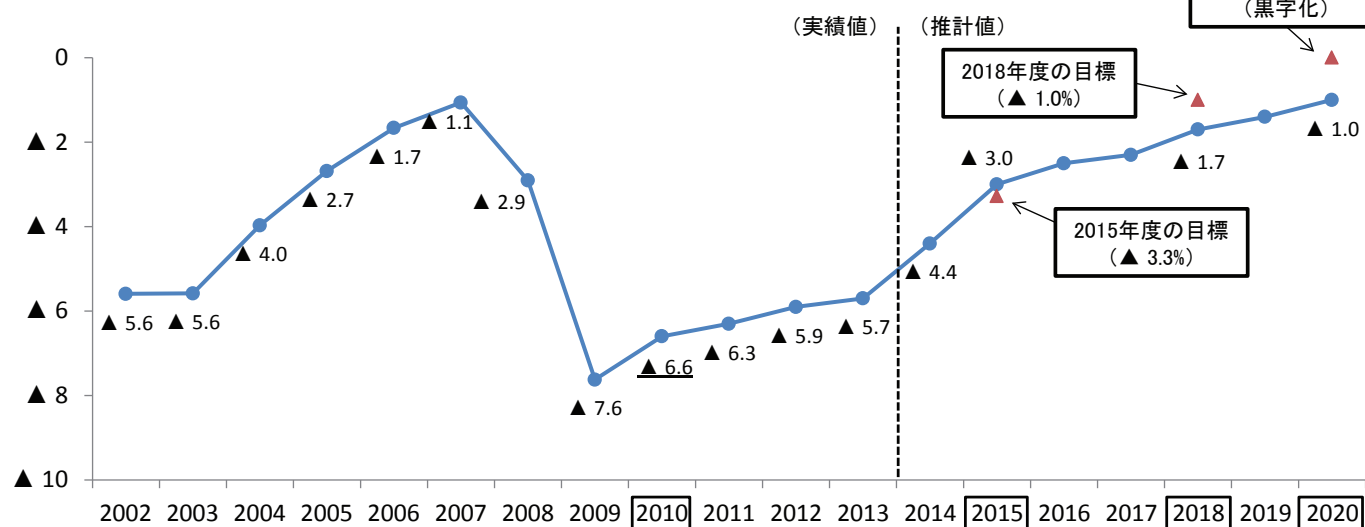
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移

(「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年7月22日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2013年度	2015年度(見込)	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲27.8兆円 [▲5.7%]	▲15.4兆円 [▲3.0%]	黒字化	▲6.2兆円 [▲1.0%]

統一的な基準による地方公会計の整備促進等について

**平成27年10月26日
総務省自治財政局
財務調査課**

目 次

- 1. 統一的な基準による地方公会計・・・2頁**
- 2. 公共施設等総合管理計画・・・・・・・・58頁**

1. 統一的な基準による地方公会計

2

①地方公会計整備の意義・目的

3

現金主義と発生主義

現金主義 現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない

発生主義 経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
 - × 主観的な見積もりが含まれるため、必ずしも客観性が担保されない
- “profit is an opinion, cash is a fact”*



「現金主義」に加えて「発生主義」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

4

単式簿記と複式簿記

単式簿記 経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）

複式簿記 経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）

（例）現金100万円で車を1台購入した場合

＜単式簿記＞ 現金支出100万円を記帳するのみ

＜複式簿記＞ 現金支出とともに資産増を記帳
（借方）車両100万円 （貸方）現金100万円



「単式簿記」に加えて「複式簿記」を採り入れることで、資産等のストック情報が「見える化」

5

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

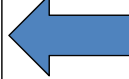
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義・単式簿記会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義・複式簿記会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書



企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

② 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

6

地方公会計の位置付け

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号) [行革推進法]

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定) [骨太の方針2015]

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

(時間軸)

地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

(賢く使う観点からの取組)

ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。

[3] 地方行政改革・分野横断的な取組等

(時間軸)

ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。

「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) [改訂成長戦略]

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現・公共施設等運営権等の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(2) 施策の主な進捗状況

(PPP/PFIの活用に向けた集中強化期間における取組)

固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類等を原則として3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請(本年1月に総務大臣通知)した。あわせて、マニュアルの公表、特別交付税措置等により整備を促進しているところ。

地方行政サービス改革②(地方自治体の財政マネジメントの強化(地方財政の見える化の推進))

○地方自治体の財政マネジメントの強化やそれを通じた歳出の効率化のため、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大など、**地方財政の見える化を推進**

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- ・平成26年度から28年度までの3年間で、長期的視点に立つて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するよう全地方自治体に要請(H26.4.22)
※**全都道府県、全市町村が計画を策定予定**
- ・公共施設の集約化・複合化、転用事業のための地方債措置の創設(H27年度より)等により、公共施設等の最適配置の実現に向けた取組を支援
- ・こうした支援を通じ、**公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画**となるよう促す
※「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」等を活用し、国と地方自治体の適切な連携を図る

○地方公会計の整備促進

- ・原則として平成27年度から29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、**予算編成等に積極的に活用**するよう全地方自治体に要請(H27.1.23)
- ・地方公会計によって把握される新たな財政指標を既存の指標と組み合わせることにより、財政分析機能を強化

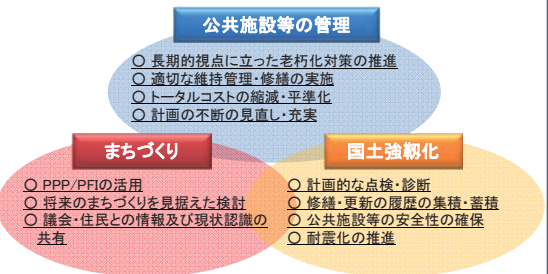
○公営企業会計の適用拡大の推進等

- ・平成27年度から31年度までの5年間で、**下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、公営企業会計の適用**に取り組むよう全地方自治体に要請(H27.1.27)
- ・公営企業会計の導入により、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となり、より計画的な経営基盤・財政マネジメントを強化

○PPP/PFI事業への参入促進

- ・上記の取組によって、民間事業者に対して**十分な情報開示・提供**を行い、**PPP/PFI事業への参入を促進**

公共施設等総合管理計画による取組の推進イメージ



地方公会計の活用例(公共施設等のマネジメント)

施設別行政コスト計算書			
	公民館A	公民館B	公民館C
人件費	1,860万円	1,220万円	1,910万円
退職手当引当金	190万円	120万円	190万円
減価償却費	950万円	610万円	790万円
・	・	・	・
・	・	・	・
利用者1人当たりコスト	1,660円	1,400円	2,290円

施設別行政コスト計算書を作成することで、退職手当引当金や減価償却費も含めたトータルコストによるセグメント分析が可能となり、その結果を施設の統廃合や適正配置の議論に活用

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

マクロ的視点

財政指標の設定

- 財務書類に係る各種指標を設定
→ 資産老朽化比率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

- 将来の施設更新必要額の推計
→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的視点

セグメント分析

- 事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能
- 予算編成への活用
→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
→ 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
→ 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
→ 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
→ 固定資産台帳の公表等により民間提案を募集

財政指標の設定（資産老朽化比率）

【事例】資産老朽化比率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都〇〇市）

背景・目的

- 市全体の老朽化比率だけでなく、施設類型別の老朽化比率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

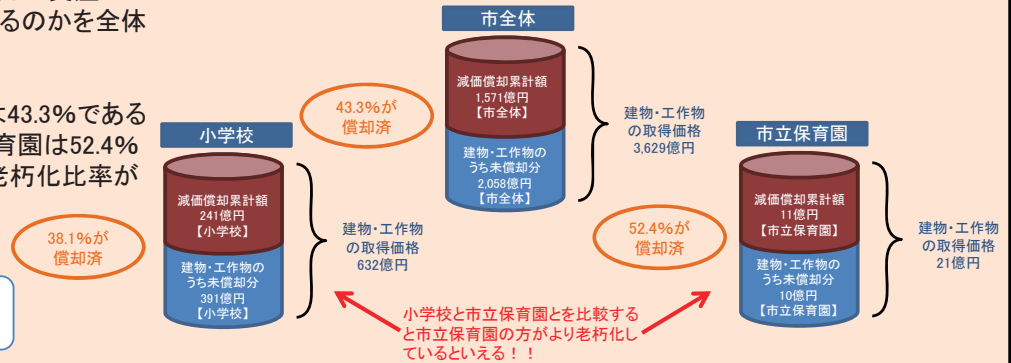
事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

- 市全体の資産老朽化比率は43.3%であるが、小学校は38.1%、市立保育園は52.4%となっており、市立保育園の老朽化比率が高くなっている。

小学校と市立保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該老朽化比率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

10

財政指標の設定（その他の指標）

【事例】各種財政指標による類似団体比較（静岡県浜松市）

背景・目的

- 発生主義・複式簿記に基づく財務書類の作成によって把握可能となる各種財政指標を住民に示す必要がある。
- 当該団体の各種財政指標を類似団体の各種財政指標と併せて示すことで、住民にとってわかりやすい情報開示を行う。

事例概要

- 市民一人当たり資産額、歳入額対資産比率等の各種財政指標について、他の政令指定都市（基準モデル）の各種財政指標と比較して表示

- 浜松市の財政指標（例）

- ✓ 市民一人当たり資産額（2,459千円）
→ 他の4市の平均値と概ね同じレベルである。
- ✓ 歳入額対資産比率（6.8年）
→ 他の4市の平均値と比べて高くなっており、その分、資産の維持管理コストが必要になる。
- ✓ 市民一人当たり負債額（415千円）
→ 他の4市の平均値と比べて低くなっている。

区分	単位	H25	H24					
		浜松市	浜松市	4市平均	川崎市	新潟市	堺市	広島市
市民一人当たり資産額	千円	2,459	2,463	2,402	2,979	1,650	2,434	2,543
	指数	100	100	98	121	67	99	103
歳入額対資産比率	年	6.8	7.1	5.4	7.0	4.0	5.8	4.7
	指数	100	104	79	103	59	85	69
純資産比率	%	83.1	83.2	68.7	74.0	59.9	79.8	61.2
	指数	100	100	83	89	72	96	74
将来世代負担比率	%	9.0	9.0	20.5	17.8	25.5	10.8	28.0
	指数	100	100	228	198	283	120	311
市民一人あたり負債額	千円	415	415	730	776	663	492	987
	指数	100	100	176	187	160	119	238
資金収支計算書における基礎的財政収支	百万円	1,214	11,414	△ 20,902	△ 11,864	△ 28,440	△ 15,822	△ 27,480
	指数	100	940	△ 1,722	△ 977	△ 2,343	△ 1,303	△ 2,264
市民一人当たりの純経常行政コスト	千円	263	255	318	282	330	319	341
	指数	100	97	121	107	125	121	130

※1 年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口 ※2 4市平均は単純平均値 ※3 指数は、H25浜松市を100としたときの割合を反映した数値

各種財政指標は概ね問題ないレベルであるが、「歳入額対資産比率」が他の4市を上回っていることから、今後、資産の過半を占めるインフラ資産のあり方等を検討する必要がある。

効果等

- 各種財政指標を用いて類似団体との比較をすることで、自市の財政状況をわかりやすく住民へ説明することができた。
- 資産規模が比較的過大であるという可能性を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程で議論を深めることとなった。

分析の視点及び指標

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 資産老朽化比率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率） 〔関係指標〕将来負担比率
持続可能性（健全性）	財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）	▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数 〔関係指標〕健全化判断比率
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
弾力性	資産形成を行う余裕はどのくらいあるか	▶ 行政コスト対税収等比率 〔関係指標〕経常収支比率 - 実質公債費比率
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか（受益者負担の水準はどうなっているか）	▶ 受益者負担の割合 〔関係指標〕財政力指数

12

適切な資産管理（将来の施設更新必要額の推計）

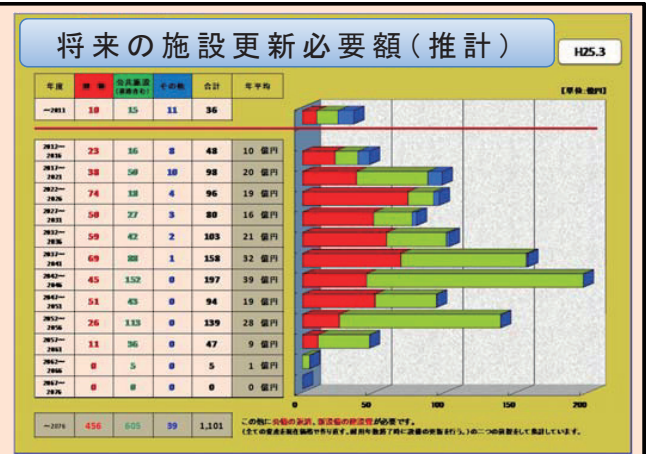
【事例】将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。
 - ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
 - ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。
- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要ことが判明した。
- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。



効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

13

適切な資産管理（未収債権の徴収体制の強化）

【事例】未収債権の徴収体制の強化（千葉県習志野市）

背景・目的

- 未収債権の種類毎に担当課が分かれる中で、全庁統一的な基準による徴収手続きが実施されていなかった。
- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化の必要性が認識されるようになった。

事例概要

- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化が行われた。

平成24年度貸借対照表（単体）

【資産の部】	（円）
債権	8,232,286,996
税等未収金	2,842,684,333
未収金	1,108,896,584
貸付金	4,544,682,918
その他の債権	6,675,480
貸倒引当金	▲270,652,319

※「平成24年度公会計白書（資料編）」に
債権の種類毎の担当課作成資料を掲載

- ✓ 貸倒引当金を控除しても債権が82億円
余りも存在している。
- ✓ その内訳は、市税、介護保険料、市営
住宅使用料、給食費等、複数の担当課に
またがっている。

全庁的な取組体制の構築

- ① 債権管理条例の制定（H25.4.1）
 - 全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定
- ② 債権管理課の設置（H25.4.1）
 - 当該課において徴収困難事案を集中処理
- ③ 債権管理連絡会議の設置（H26.9.1）
 - 関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

効果等

- 貸借対照表によって市全体の債権額が「見える化」されたことを契機として、未収債権の徴収体制が強化された。
- 貸倒引当金が財務書類に記載されることで、控除後の債権額が最低徴収目標となり、職員の取組意識が向上している。

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討（静岡県浜松市）

背景・目的

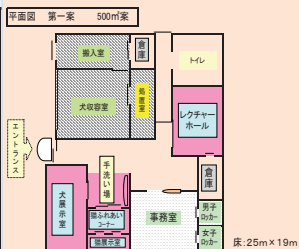
- 予算編成で施設の新規建設を検討する場合、従来は建設費用（イニシャルコスト）を中心に検討が行われており、将来の維持管理費用や更新費用（ライフサイクルコスト）までを含めた検討が必ずしも十分ではなかった。

事例概要

- 動物愛護センターの新規建設に関する予算編成に際して、施設別行政コスト計算書（試算）を審査資料として活用した。
- 具体的には、以下の2つの施設規模案（500㎡・1,000㎡）について、施設別行政コスト計算書（試算）を作成して、維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な検討を行った。

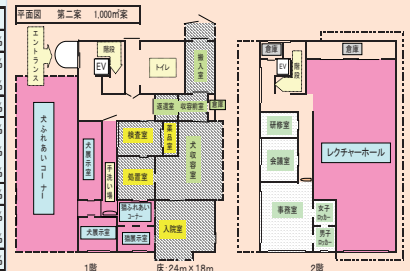
施設別行政コスト計算書（試算）〔参考〕建設費用：2.5億円

第1案(500m)		(単位:千円)
項 目	金 額	構成比
人にかかるコスト	22,248	54.6%
人件費	20,783	51.0%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.6%
物にかかるコスト	18,506	45.4%
物件費	8,100	19.9%
維持補修費	600	1.5%
減価償却費	9,806	24.1%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合 計	40,754	100.0%



施設別行政コスト計算書（試算）〔参考〕建設費用：4.3億円

第2案(1,000㎡)		(単位:千円)
項 目	金 額	構成比
人にかかるコスト	22,248	45.4%
人件費	20,783	42.4%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.0%
物にかかるコスト	26,800	54.6%
物件費	9,900	20.2%
維持補修費	600	1.2%
減価償却費	16,300	33.2%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合 計	49,048	100.0%



効果等

- 施設別行政コスト計算書等の財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。
- 予算編成において、施設の維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な検討が行われた。

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】予算要求特別枠の創設（想定事例）

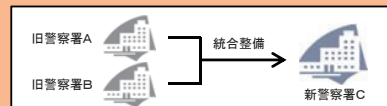
背景・目的

- 公共施設等の老朽化が喫緊の課題とされる一方で、厳しい財政状況の下、予算要求枠が制限されているため、思い切った老朽化対策を講じることができていなかった。
- また、財務書類については、作成・公表するだけに留まっており、予算編成への活用が十分に図られていなかった。

事例概要

- 財務書類を活用して中長期的なコスト減につながる事業については、通常の予算要求枠とは別途、知事特別枠として「予算要求特別枠」を設定した。
- 当該特別枠に係る予算要求については、審査資料として施設別の行政コスト計算書等を提出してもらうこととした。
- 各部局からは、当該特別枠を活用して、以下のような予算要求が行われた。
 - ✓ 老朽化した小規模警察署の統合整備（右図参照）
 - ✓ 県立高校の照明器具のまるごとLED化 等

警察署の統合整備



施設別の行政コスト計算書を用いたコスト比較（単位：千円）

	現状のまま (旧警察署A・B)	統合整備案 (新警察署C)	差額
減価償却費	0	20,000	20,000
維持修繕費	40,000	10,000	▲30,000
合計	40,000	30,000	▲10,000

※新警察署Cは、建設費10億円、耐用年数50年

行政コスト計算書を活用して減価償却費の考え方を採り入れることにより、老朽化したA・Bの警察署を維持し続けるよりも、両者を統合して機能強化された新警察署を建設した方が中長期的なコスト減につながる事が「見える化」される。

効果等

- 照明のLED化や施設の統合整備等、限られた財源を「賢く使うこと」により、中長期的なコストの縮減につながった。
- 予算要求特別枠を創設することにより、財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。

16

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】セグメント分析による公民館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 熊本県宇城市では、行政コスト計算書の他団体比較で物件費等が多いことが判明し、物件費を市全体で平成21年度までに毎年2,500万円削減する目標を設定
- 平成17年9月に、これを含む「宇城市行政改革大綱」を策定し、市内にある約220施設の管理運営等の合理化案を定め、全ての施設の現状や役割・管理運営等を検証し、施設の適正配置や効率的・効果的な管理運営のあり方を検討

事例概要

- 平成20年3月に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書（右表参照）を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を実施



【施設群名：公民館】		施設別バランスシート				(単位：千円)
整理No.		16-1	16-2	16-3	16-4	16-5
施設名称		〇〇公民館	××公民館	△△公民館	□□公民館	●●公民館
【資産】						
建物等		401,016	157,456	212,534	3,423	29,248
土地		34,814	36,278	33,912	59,718	55,035
資産合計		435,830	193,734	246,446	63,141	84,283
【負債】						
市債		20,673				
【純資産】						
純資産		415,157	193,734	246,446	63,141	84,283
負債・純資産合計		435,830	193,734	246,446	63,141	84,283
施設別行政コスト計算書						
【行政コスト】						
人件費		18,558	12,237	19,103	11,675	10,316
退職年金コスト		1,890	1,170	1,890	1,080	1,080
委託料		2,373	1,391	1,056	636	1,908
費用		2,705	631	5,145	1,477	2,207
減価償却費		9,548	6,056	7,857	407	1,828
その他		298	1,450	1,495	4,120	787
行政コスト合計		35,372	22,956	36,546	19,395	18,126
【収入】						
使用料		209	255	131	363	154
その他		35	31	177	147	228
収入合計		244	286	308	510	382
運営費負担割合		0.7%	1.2%	0.8%	2.6%	2.1%
利用者一人当たりコスト		1,656円	1,398円	2,289円	1,258円	1,459円

効果等

- 以上のようなセグメント分析や検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を実施
- 今後、中央公民館と各地域の分館方式で公民館事業を行い、施設管理のみを民間委託する方向でも検討

17

セグメント分析（受益者負担の適正化）

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書（右表）の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表（下表）に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し（100%、75%、50%、25%、0%の5段階）、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表（例）		施設名 文化会館	
（算式）＜大会議室＞			
使用面積に対する1時間当たり使用料			
＝経常費用×使用床面積／建物延面積÷年間利用可能日数÷1日利用可能時間			
＝359,017千円×179／8,688÷271÷12			
＝2,275円			
1時間当たり現行使用料（全日利用ベース）11,760÷12＝980円			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書（文化会館）

（単位：千円）		H17（改定前）
【経常費用】		
1. 経常業務費用		358,989
①人件費		0
②物件費		129,793
減価償却費		128,409
その他		1,384
③経費		223,738
④業務関連費用		5,458
2. 移転支出		28
経常費用合計		359,017
【経常利益】		
経常業務収益		25,425
①業務収益		25,425
②業務関連収益		0
経常収益合計		25,425
純経常費用（純行政コスト）		333,592

効果等

- 現行使用料（980円）とあるべき使用料（1,137円）を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

18

セグメント分析（行政評価との連携・予算編成への活用）

【事例】セグメント分析による図書館の行政評価等（静岡県浜松市）

背景・目的

- 施設別の行政コスト計算書等による行政評価は既に実施していたが、当該評価結果を活用して具体的な予算編成につなげることが課題となっていた。

事例概要

行政評価における活用

行政コスト計算書（単位：千円）			
項目	25年度決算	18年度決算	増減
人にかかるとコスト	40,706	43,431	△ 2,725
人件費	37,866	39,714	△ 1,848
退職手当引当金繰入	2,840	3,717	△ 877
物にかかるとコスト	53,090	71,653	△ 18,563
物件費	24,784	43,908	△ 19,124
維持補修費	811	250	561
減価償却費	27,495	27,495	0
その他のコスト	7,006	12,653	△ 5,647
公債費・利子	7,006	12,653	△ 5,647
合計	100,802	127,737	△ 26,935
内訳			
貸出サービス	71,569	89,416	△ 17,847
施設サービス	10,080	12,774	△ 2,694
講座サービス	19,153	25,547	△ 6,394
利用状況等			
図書等貸出サービス業務			0
貸出利用者数（人）	74,139	95,031	△ 20,892
貸出冊数（冊）	303,292	334,949	△ 31,657
施設サービス業務			0
施設利用回数（回）	7,275	10,086	△ 2,811
講座サービス業務			0
講座受講者数（人）	2,111	2,866	△ 755
評価指標			
貸出利用者1人当りコスト	965	941	24
貸出1冊当りコスト	236	267	△ 31
施設サービス利用1回当りコスト	1,386	1,267	119
講座サービス受講者1人当りコスト	9,073	8,914	159

- 図書館開館直後のH18と直近のH25と比較

- ✓ 貸出1冊当たりコスト
267円 → 236円
（▲31円）

- ✓ 貸出利用者数
95,031人 → 74,139人
（▲20,892人）

- 貸出1冊当たりのコストは下がっているが、貸出利用者数が減少している。

- 今後はコスト削減が貸出利用者数の減少を招かないような工夫が必要である。

予算編成における活用

行政コスト計算書（指定管理者料を物件費に一括計上）（単位：千円）			
項目	26年度予算	25年度決算	増減
人にかかるとコスト	0	40,706	△ 40,706
人件費	0	37,866	△ 37,866
退職手当引当金繰入	0	2,840	△ 2,840
物にかかるとコスト	91,574	53,090	38,484
物件費	62,979	24,784	38,195
維持補修費	1,100	811	289
減価償却費	27,495	27,495	0
その他のコスト	5,967	7,006	△ 1,039
公債費・利子	5,967	7,006	△ 1,039
合計	97,541	100,802	△ 3,261
内訳			
貸出サービス	69,254	71,569	△ 2,315
施設サービス	9,754	10,080	△ 326
講座サービス	18,533	19,153	△ 621
利用状況等			
図書等貸出サービス業務			0
貸出利用者数（人）	74,139	74,139	0
貸出冊数（冊）	303,292	303,292	0
施設サービス業務			0
施設利用回数（回）	7,275	7,275	0
講座サービス業務			0
講座受講者数（人）	2,111	2,111	0
評価指標			
貸出利用者1人当りコスト	934	965	△ 31
貸出1冊当りコスト	236	236	0
施設サービス利用1回当りコスト	1,341	1,386	△ 45
講座サービス受講者1人当りコスト	8,779	9,073	△ 294

- 予算編成に当たり、アウトソーシング化（指定管理者制度への移行）を検討

- H26に指定管理者制度に移行した場合の行政コスト計算書等を作成して比較検討

- H26に指定管理者制度に移行することで、コスト削減と市民サービス向上の両立が可能となった。

- ✓ コスト削減（▲3,261千円）
- ✓ 休館日（毎週月曜日）廃止

効果等

- 施設別の行政コスト計算書等を行政評価に活用するとともに、当該評価結果を予算編成に活用することによって、図書館のアウトソーシング化（指定管理者制度への移行）を行い、コスト削減と市民サービス向上の両立を図ることが可能となった。

セグメント分析（人件費等の按分基準の設定）

【事例】セグメント分析のための人件費等の按分（大阪府）

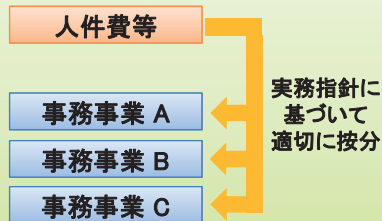
背景・目的

- 財務書類の活用にあたっては、事務事業別といった必要な単位に応じた精緻なセグメント分析が有効である。
- 正確なコストを把握するためには、事務事業費とは別立てで計上されている人件費等を各事務事業に適切に按分する必要がある。

事例概要

- 人件費等を按分するための実務指針を作成し、各事務事業に人件費等を適切に按分している。

人件費等の按分イメージ



人件費の按分の考え方

原則として以下の算式に基づいて按分

$$(\text{職階別平均給与額}) \times (\text{事務事業別職員数})$$

※ 職階別平均給与額を用いることで、事務事業側ではコントロールできない要素（配置された職員の年齢差等に基づく給与の単価差）をできるだけ排除

※ 総務・管理部門の費用については、関係する事務事業すべてに按分するのではなく、総務・管理部門として独立した事務事業単位を設定し区分する。（総務・管理部門職員の人件費、庁舎の減価償却費など）

効果等

- 各事務事業について、人件費等も含めたコストを適切に算定することで、より正確なセグメント分析を実現しており、予算編成や政策評価等への活用につなげていくこととしている。

20

情報開示（地方議会での活用）

【事例】地方議会での活用（岐阜県美濃加茂市）

背景・目的

- 議会に対する予算説明資料では、各事業にかかる人件費や減価償却費等が見えにくいことから、事業別にフルコストを表示したアニュアルレポートを作成し、議会に報告することとしている。

事例概要

- 財務書類やセグメント分析の概要をわかりやすくまとめたアニュアルレポートを作成・公表し、議会にも提出している。（別途、財務書類も議会に提出している。）
- アニュアルレポートには、全てのセグメント分析の結果を掲載するのではなく、任意で抽出した数事業を例示として掲載することにより、議会や住民に関心を持ってもらうことにしている。
- 実際に議会での質疑応答も行われている。



A地区交流センターとB地区交流センターでは、利用者1人当たりの行政コストに2倍以上の差がある。市民サービスや行政コスト等の観点から、今後どのような運営をしていくのか。

民間委託も含めて、地区交流センターの運営方法を検討していきたい。



A地区交流センター		B地区交流センター	
(単位：千円)		(単位：千円)	
行政コスト	収入	行政コスト	収入
①人にかかるコスト 9,829 (52.0%)	①特定の財源 232 (1.2%)	①人にかかるコスト 9,829 (70.0%)	①特定の財源 9 (0.1%)
②物にかかるコスト 9,070 (48.0%)	②その他の財源 (純行政コスト) 18,667 (98.8%)	②物にかかるコスト 4,203 (30.0%)	②その他の財源 (純行政コスト) 14,023 (99.9%)
③業務関連コスト 0 (0.0%)		③業務関連コスト 0 (0.0%)	
④移転支出的なコスト 0 (0.0%)		④移転支出的なコスト 0 (0.0%)	
18,899 (100.0%)	18,899 (100.0%)	14,032 (100.0%)	14,032 (100.0%)
利用者一人当たりのコスト 1,429円 (H23年度利用者数 13,227人)		利用者一人当たりのコスト 3,567円 (H23年度利用者数 3,934人)	
市民一人当たりの税金等投入額 336円 (平成24年4月1日人口 55,505人)		市民一人当たりの税金等投入額 253円 (平成24年4月1日人口 55,505人)	

効果等

- 財務書類やセグメント分析等のアニュアルレポートにより議会での審議が活発化した。
- 議会での審議内容も踏まえ、地区交流センターの運営の民間委託が検討されることとなった。

21

情報開示（地方債IRへの活用）

【事例】地方債IR資料としての活用（東京都等）

背景・目的

- 地方債計画において、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募地方債等の発行が推進されている。
- 財政状況を投資家等の市場関係者に正確に理解してもらうことで、市場公募地方債の安定した消化につなげる。

事例概要

- 投資家等の市場関係者に馴染みがあって理解されやすい連結財務書類等を地方債IR説明会の資料として活用
- 平成26年度の第13回市場公募地方債発行団体合同IR説明会では、半数程度の団体が貸借対照表等の財務書類を資料として活用



東京都全体の財務報告

東京都全体の財務諸表

対象範囲
 ■ 東京都本体分・・・普通会計（一般会計及び13の特別会計）、普通会計の対象でない2つの特別会計、11の公営企業会計
 ■ 東京都以外の団体・・・33の監理団体及び3つの地方独立行政法人

科目	25年度	24年度	増減額
資産の部合計	475,243	473,087	2,156
Ⅰ 流動資産	31,203	29,251	1,952
Ⅱ 固定資産	443,980	443,779	201
Ⅲ 繰延資産	59	62	△ 3
負債の部合計	141,530	146,780	△ 5,250
Ⅰ 流動負債	19,436	17,983	1,452
Ⅱ 固定負債	122,093	128,796	△ 6,703
正味財産の部合計	333,713	326,306	7,406
負債及び正味財産の部合計	475,243	473,087	2,156

資産
47.5兆円

負債
14.2兆円

- ・ 正味財産は33兆3,713億円で、前年度末対比7,406億円の増加となった。
- ・ 正味財産比率（資産に対する正味財産の割合）は、70.2%であり、前年度末対比1.2ポイント上昇した。
- ・ 今後も、東京都全体の財務状況を的確に把握して、将来にわたる都の財政負担を適正なものとしていくことが重要である。

平成26年度 東京都IR資料より

効果等

- 既存の予算・決算情報、健全化判断比率等に加えて、投資家等の市場関係者が理解しやすい連結財務書類等を地方債IR資料として活用することで、財政状況の透明性をより一層高めることができています。

22

情報開示（PPP／PFIの提案募集）

【事例】PPP／PFIの民間提案制度（福岡県福岡市）

背景・目的

- 公共サービス水準の向上、公共負担の削減及び公共資産の有効活用の観点から、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが有効・有益である。

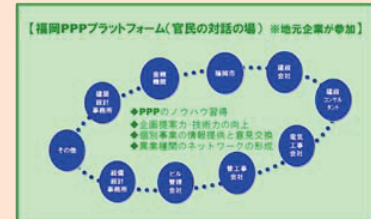
事例概要

- 地域完結型のPPPを実現するため、市と関連地域企業からなる「福岡PPPプラットフォーム」を設置し、PPP／PFIセミナーを継続的に開催している。
- 事業の実施自体について政策的な意思決定がなされているものを対象として、民間事業者からPPP／PFIの提案等を求めるための対象事業リストを毎年度作成・公表している。
- 平成26年度には、PPP／PFI民間提案等ガイドブックを策定し、民間提案等を受け付ける体制を整備した。

対象事業リスト(平成26年度公表分からの抜粋)

事業名	事業概要
市営住宅の建替	老朽化した市営住宅を計画的に建替えることにより、将来にわたって、安定的な供給を行う。
老朽化した学校の校舎等の建替	老朽化が進む学校施設(校舎、講堂兼体育館、プール等)の建替を行う。
公園等の有効活用(みどり活用推進事業)	公園や緑地、街路樹などの資産を有効活用し、賑わいの創出や憩いの場の提供、地域コミュニティの場としての魅力を高める。

福岡PPPプラットフォーム



効果等

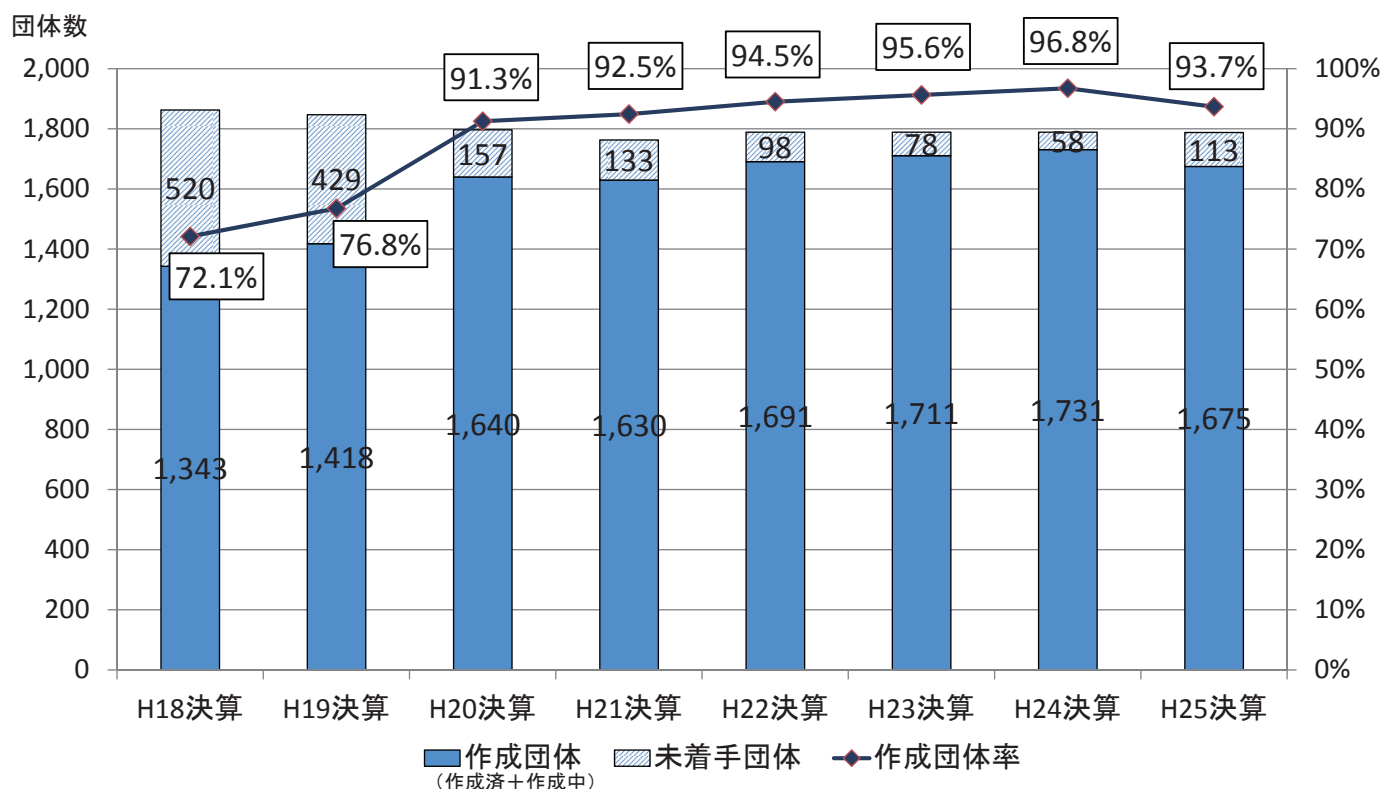
- 以上の取組等により、PPP／PFIが積極的に推進されているところであるが、今後、固定資産台帳を整備し、その内容を公表した場合、さらに積極的かつ実効性の高い民間提案等につながることを期待される。

23

②地方公会計整備の現状

24

財務書類作成団体数の推移

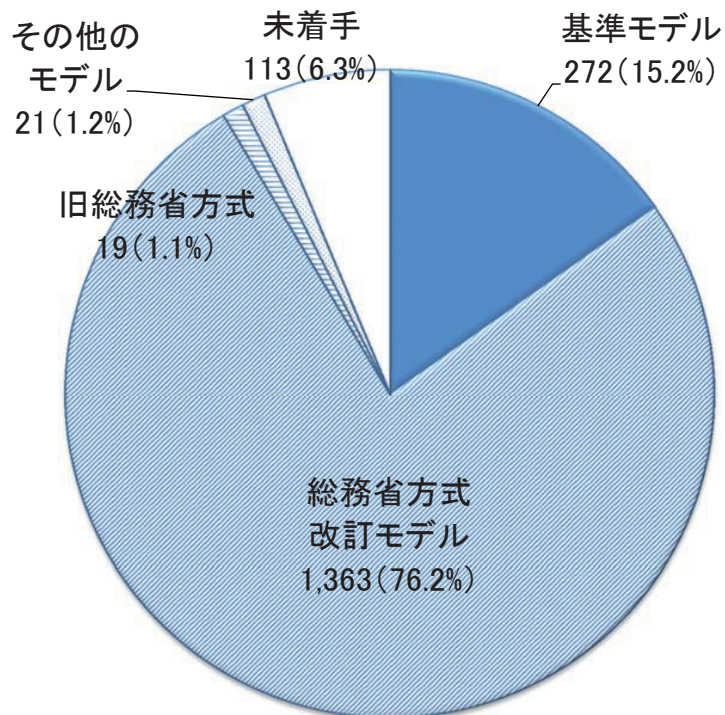


※ 都道府県については、平成18～25年度決算のいずれも全団体が作成団体
 ※ 平成21年度決算について、東日本大震災の影響による未回答団体(34団体)は集計対象外
 ※ 各年度決算の翌年度末時点の作成状況

25

モデル別の財務書類作成状況（平成25年度決算）

（平成27年3月31日時点）



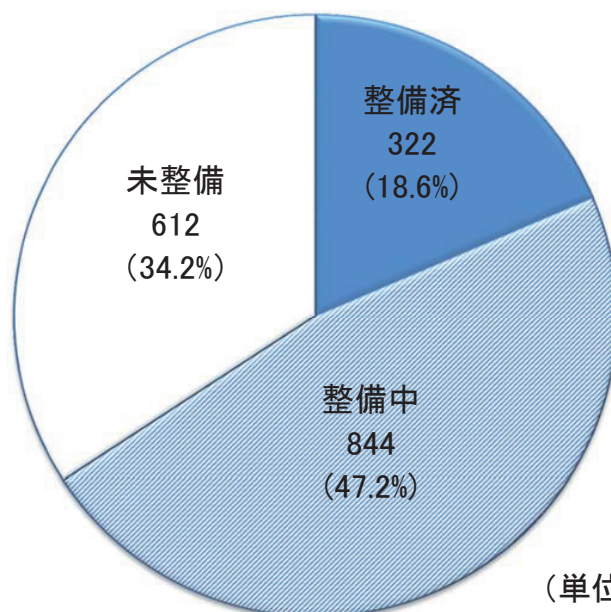
区分	団体数	割合
作成済＋作成中	1,675	(93.7%)
基準モデル	272	(15.2%)
総務省方式改訂モデル	1,363	(76.2%)
旧総務省方式	19	(1.1%)
その他のモデル	21	(1.2%)
未着手	113	(6.3%)
合計	1,788	(100%)

（単位：団体、％）

26

固定資産台帳の整備状況（平成25年度決算）

（平成27年3月31日時点）



区分	団体数	割合
整備済	332	(18.6%)
整備中	844	(47.2%)
未整備	612	(34.2%)
合計	1,788	(100%)

（単位：団体、％）

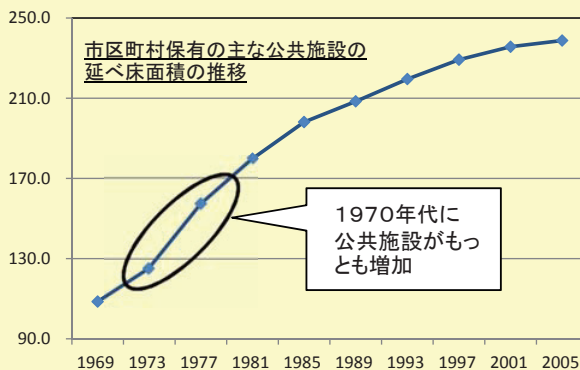
※ 整備中の団体には、過去に一旦は整備したが定期的な管理（更新）ができていない団体（64団体）を含む

27

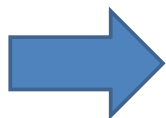
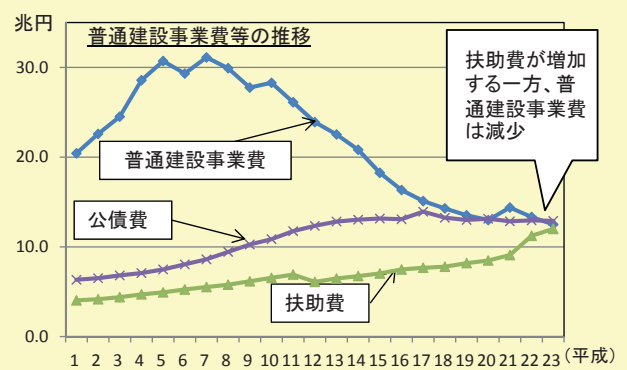
固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

km² 【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】

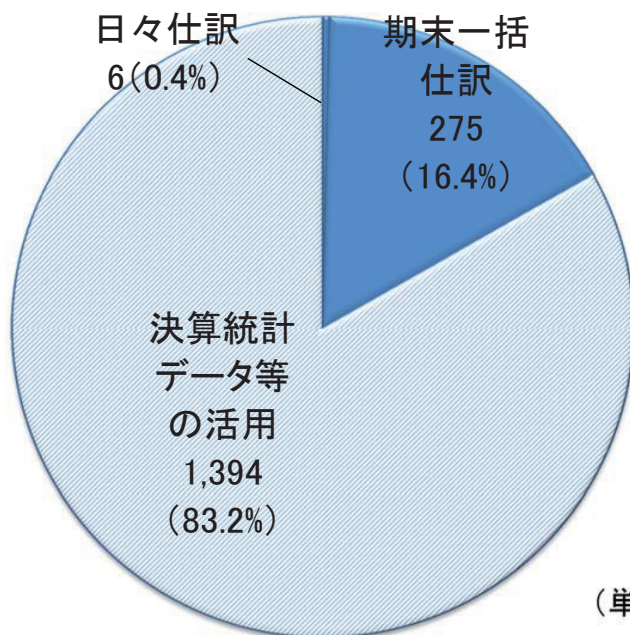


財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠。

28

複式簿記の導入状況（平成25年度決算）

（平成27年3月31日時点）



区分	団体数	割合
日々仕訳	6	(0.4%)
期末一括仕訳	275	(16.4%)
決算統計データ等の活用	1,394	(83.2%)
合計	1,675	(100%)

（単位：団体、％）

※ 日々仕訳及び期末一括仕訳はいずれも複式仕訳
 ※ 平成25年度決算に係る財務書類の作成団体(1,675団体)における導入状況

29

③今後の地方公会計の整備促進

30

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要①

1. 背景・目的

総務省では、新地方公会計モデル(基準モデル及び総務省方式改訂モデル)を地方公共団体に示し、新地方公会計の整備を要請してきたところ。

新地方公会計を更に推進していくため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催(第1回:平成22年9月)。

2. 検討項目

- ・作成依頼から3年が経過した財務書類の作成についての検証
- ・国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策
- ・財務書類等の作成に関する統一的な基準の策定
- ・その他新地方公会計の推進に必要な事項 等

3. 構成員

- ・学識経験者及び公認会計士(IPSASBに日本代表として出席している者を含む)
座長は、鈴木 豊 青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授
- ・オブザーバー:財務省主計局法規課公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局 等

31

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要②

4. 構成員名簿

(敬称略)

(メンバー)

座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授)

(五十音順)

伊澤 賢 司 (新日本有限責任監査法人 公認会計士 国際公会計基準審議会委員)
 石原 俊 彦 (関西学院大学専門職大学院教授)
 鵜川 正 樹 (青山学院大学大学院特任教授 公認会計士)
 川村 義 則 (早稲田大学商学学術院教授)
 小西 砂千夫 (関西学院大学大学院教授)
 小室 将 雄 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)
 坂邊 淳 也 (株式会社KPMG FAS 公認会計士)
 菅原 正 明 (公認会計士・税理士)
 関川 正 (公認会計士)
 関口 智 (立教大学准教授)

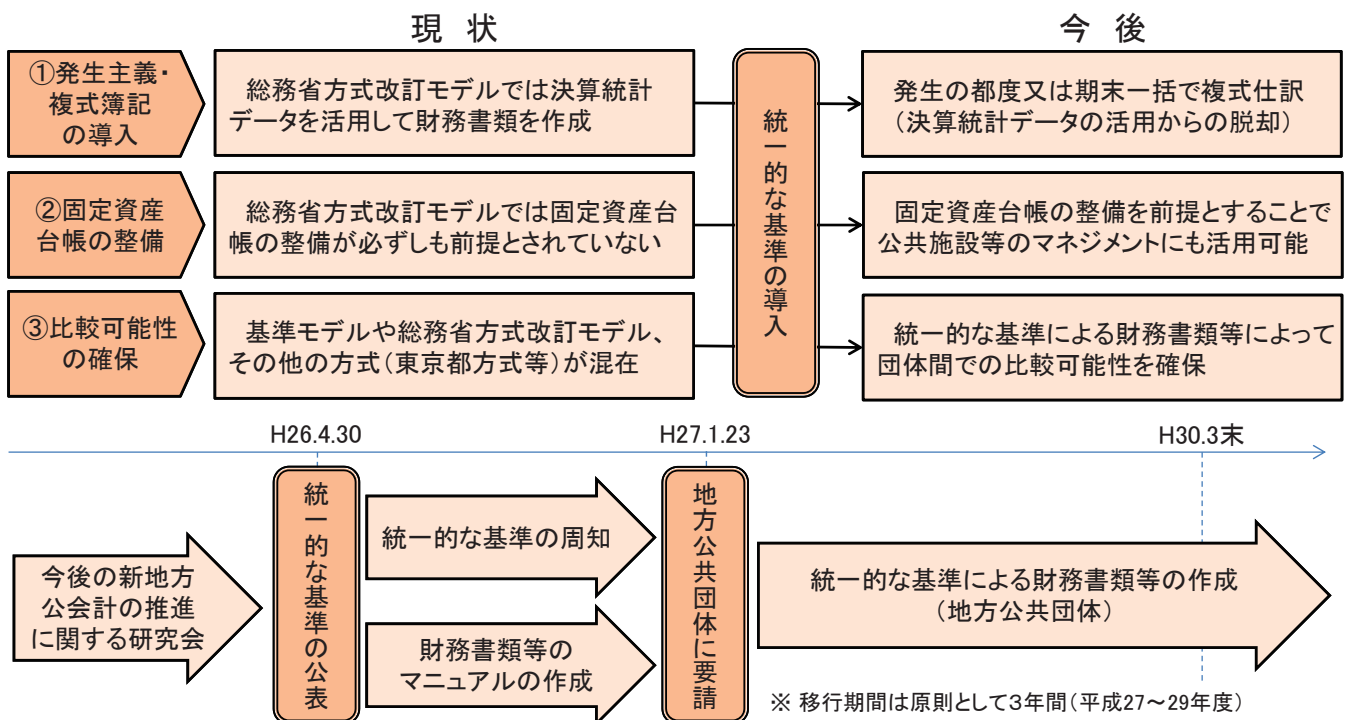
(オブザーバー)

川野 豊 (財務省主計局法規課公会計室長)
 小菅 秀 記 (東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長)
 谷脇 博 之 (大阪府会計局会計指導課長)

32

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



固定資産台帳が未整備の団体は平成27年度に速やかに整備できるかどうかポイントになる!³³

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要

財務書類の整備

(1) 財務書類の体系

- 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

(2) 財務書類の内容

- 貸借対照表：有形固定資産の評価基準
 - ・取得原価が判明→取得原価
 - ・取得原価が不明→再調達原価
 - ・販売用資産(棚卸資産)→低価法 等

※ 有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。

固定資産台帳の整備

(1) 意義・目的

- ① 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。
- ② 固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。

(2) 具体的な手法

- 庁内の体制整備を行った後、整備期間は1～2年間を目安とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。

複式簿記の導入

(1) 意義・目的

- ① 各地方公共団体の財務情報について、一覧性を備えた情報開示を行うことが可能となる。
- ② 貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。
- ③ 事業別・施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となることで地方公共団体のマネジメントに資する。

(2) 具体的な手法

- 日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、(1)の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。

今後の主な課題

(1) マニュアルの策定

- 報告書においてマニュアルで定めることとしている事項を含め、さらに実務レベルでの検討を行っていくことが必要

(2) 活用の充実

- 財政の効率化・適正化につなげるためにも、行政評価や予算編成等への活用の充実が重要で、継続的な取組が必要

(3) 人材の育成

- 適切な財務書類を作成し、会計処理体制の充実・強化を図るためにも、継続的な人材育成が必要

(4) システムの整備

- 本基準の導入にあたっては、システムの整備等が必要と考えられるが、より効率的な観点からは、クラウドの活用など、更なる効率化の手法の検討が必要

34

「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」概要

1. 背景・目的

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日公表)において示された統一的な基準による財務書類等の作成について、より詳細な取扱いを定めた要領等の作成に係る実務的な検討を行うため、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催する。(第1回会合：平成26年5月28日)

2. 検討内容

主に以下の要領等の作成に係る実務的な検討を行う。

- (1) 財務書類作成要領
- (2) 固定資産台帳整備の手引き
- (3) 資産評価の手引き
- (4) 連結財務書類作成の手引き
- (5) 財務書類等活用の手引き
- (6) Q&A集

3. 構 成 員

(メンバー)

(敬称略)

座 長 鈴 木 豊 (青山学院大学名誉教授)

(五十音順)

遠 藤 尚 秀(新日本有限責任監査法人 公認会計士、日本公認会計士協会常務理事)

小 室 将 雄(有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

菅 原 正 明(公認会計士、税理士)

中 川 美 雪(有限責任あずさ監査法人 公認会計士)

(サブメンバー)

伊 藤 正 勝(東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長)

田 中 弘 樹(愛媛県砥部町企画財政課財政係長)

宮 澤 正 泰(千葉県習志野市会計管理者)

35

統一的な基準による地方公会計マニュアルの概要

1. 財務書類作成要領

○ 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

➡ 当該要領で示す仕訳変換表（現金主義・単式簿記→発生主義・複式簿記）により、システムの整備と併せて、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

○ 統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの

〔・住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提〕
〔・固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載〕

➡ 固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務書類作成の手引き

○ 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

➡ 連結財務書類の作成により、単なる情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務書類等活用の手引き

○ 財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの

➡ 財務書類等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる

36

統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

➡ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. ソフトウェアの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

➡ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）

➡ 特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施

➡ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

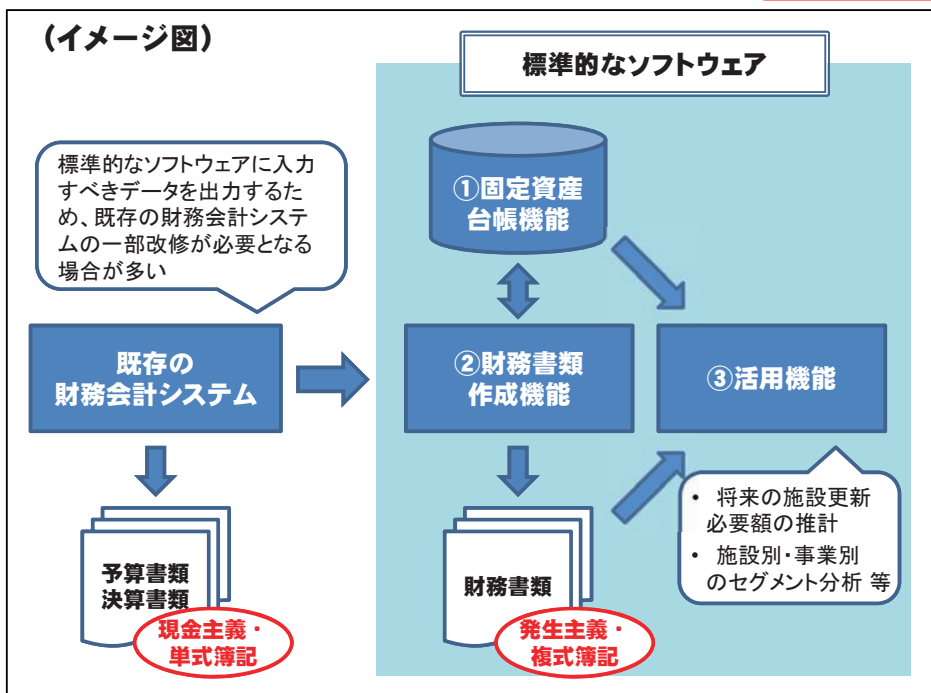
37

地方公会計に係る標準的なソフトウェアの概要

統一的な基準による地方公会計の整備促進のため、平成27年度に標準的なソフトウェアを開発して地方公共団体に無償で提供することとしている。

開発主体：地方公共団体情報システム機構（J-LIS）
資金提供：地方公共団体金融機構（JFM）

（イメージ図）



① 固定資産台帳機能

各固定資産の取得年月日、取得価額、耐用年数等のデータを管理する機能

※ 既存の表計算ソフトからのデータ取込みも可能
（⇒ H27.10末頃までに提供予定）

② 財務書類作成機能

既存の財務会計システムの現金主義・単式簿記のデータ等を取り込んで発生主義・複式簿記のデータに変換して財務書類を作成する機能

（⇒ H27.12末頃までに提供予定）

③ 活用機能

財務書類等のデータを基に将来の施設更新必要額の推計や施設別・事業別のセグメント分析等を行う機能

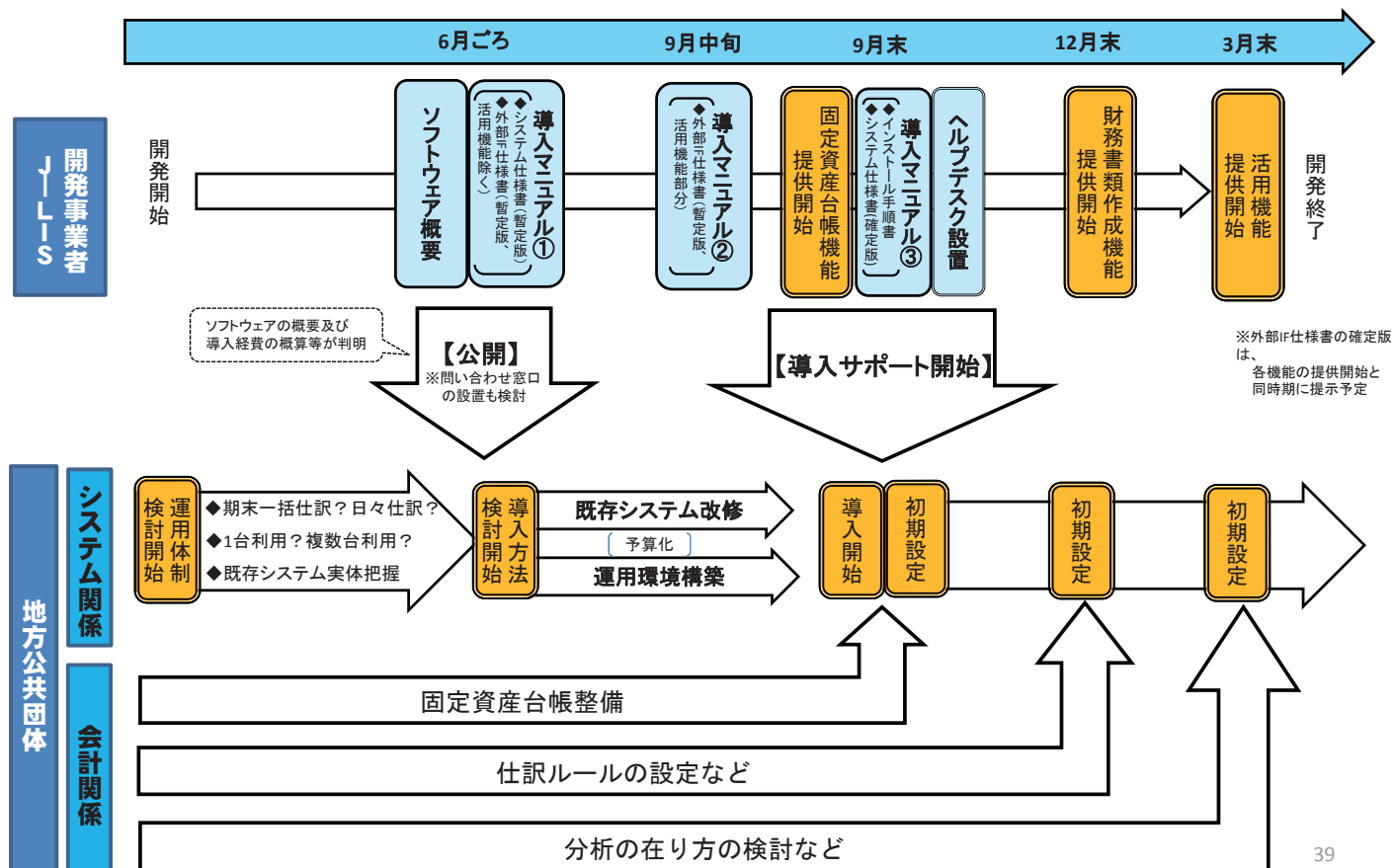
（⇒ H28.3末頃までに提供予定）

※ 標準的なソフトウェアに関する「動画マニュアル」も提供する予定

38

標準的なソフトウェアの開発スケジュール（仮）及び導入スケジュール例

公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置及び統一的な基準による地方公会計に関する説明会（H27.4.20）J-LIS配布資料



39

統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置

1. 趣旨

平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を整備してもらうため、総務大臣通知（平成26年5月23日付け）において、固定資産台帳の整備等を地方公共団体に要請しているところであるが、特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減し、統一的な基準による地方公会計の整備促進を図る。

2. 対象期間

平成26年度から平成29年度まで（4年間）

3. 対象経費

➤ 固定資産台帳の整備に要する経費

資産の評価及びデータ登録に要する経費（更新管理に要する経費を除く）

➤ 専門家の招へい・職員研修に要する経費

財務書類等の作成に必要なコンサルティング等に要する経費

※1 地方公会計の統一的な基準の導入に係るものに限る。

※2 一部事務組合等については、固定資産台帳の整備に要する経費に資産の棚卸しに要する経費も含む。
（都道府県及び市町村については、既に普通交付税の包括算定経費（平成20～24年度）において措置済み）

※3 地方公会計システムの導入・改修に要する経費の一部については、平成27年度以降の対象経費とすることを検討。

4. 措置率

1／2（財政力補正あり）

40

統一的な基準による地方公会計についての各種研修等

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

総務省自治大学校

【研修名】
地方公会計特別研修

【研修期間】
平成27年5月18～22日（5日間）
平成27年6月29日～7月3日（5日間）
（1時限（70分間）×20）

【研修場所】
総務省自治大学校（東京都立川市）

【定員】
100名程度

【研修講師】
総務省職員、公認会計士等

【研修内容（予定）】
① 統一的な基準による財務書類の作成実務
② 固定資産台帳の整備実務
③ 財務書類等のマネジメントへの活用方法
④ 標準的なソフトウェアの概要 等
※ ①～③は演習を含み、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容となる予定

市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー：JAMP）

【研修名】
地方公会計制度

【研修期間】
平成27年7月15～17日（3日間）
（1時限（70分間）×11）

【研修場所】
市町村職員中央研修所（千葉県千葉市）

【定員】
100名程度

【研修講師】
総務省職員、公認会計士等

【研修内容（予定）】
① 統一的な基準による財務書類の作成実務
② 固定資産台帳の整備実務
③ 財務書類等のマネジメントへの活用方法
④ 標準的なソフトウェアの概要 等
※ ①～③は演習を含む

全国市町村国際文化研修所 （国際文化アカデミー：JIAM）

【研修名】
自治体マネジメントのための地方公会計実務

【研修期間】
平成27年4月22～24日（3日間）
（1時限（70分間）×11）

【研修場所】
全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）

【定員】
50名程度

【研修講師】
総務省職員、公認会計士等

【研修内容（予定）】
① 統一的な基準による財務書類の作成実務
② 固定資産台帳の整備実務
③ 財務書類等のマネジメントへの活用方法
④ 標準的なソフトウェアの概要 等
※ ①～③は演習を含む

地方公共団体金融機構 （JFM）

都道府県等の単位で研修会等（1日間程度）を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士を派遣してサポートする事業（専門家派遣事業）を実施

統一的な基準による地方公会計の整備要請（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日付け総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

42

統一的な基準による財務書類の作成予定（平成27年3月31日現在）

- 都道府県及び指定都市においては全団体、市区町村においても99.7%の団体において統一的な基準による財務書類を作成予定。
- 平成29年度までに98.2%の団体において統一的な基準による財務書類の作成が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成予定あり	47	100%	20	100%	1,716	99.7%	1,783	99.7%
平成29年度までに作成	40	85.1%	20	100%	1,695	98.5%	1,755	98.2%
平成30年度以降に作成	7	14.9%	0	0%	21	1.2%	28	1.6%
作成予定なし	0	0%	0	0%	5	0.3%	5	0.3%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※「平成30年度以降に作成」としている団体の中には、日々仕訳により平成29年度決算分を平成30年度に作成する団体も含む。

43

【参考】公会計基準・モデル比較表

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類 の作成基準)
財務書類 の体系	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書	○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動 していないが、法令に基づき 国有財産台帳、物品管理簿 等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータに より、発生の都度又は期末に一 括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータに より、発生の都度又は期末に一 括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末 に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生 の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMSⅡ) に連動して発生の都度、複式 仕訳を実施(国有財産等につ いては、期末時に複式仕訳を 実施)
有形固定資産 の評価基準	・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断 に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しな い) ※適正な対価を支払わずに取得 したものは再調達原価(道路等 の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額 を注記	○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価	○公共資産…決算統計データか ら取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価 額	○取得原価	○国有財産(公共用財産を除 く)…毎年度時価を基準に改定 される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に 計上

44

【参考】財務書類の体系（4表形式）

[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】				【行政コスト計算書】				【純資産変動計算書】			
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
固定資産	25,177	固定負債	5,197	1.経常費用	3,996	1.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711		
有形固定資産	23,134	地方債	4,332	業務費用	2,757	2.純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821		
事業用資産	7,561	その他	865	人件費	965	3.財源	4,244		4,244		
土地	1,924	流動負債	670	減価償却費	897	税金等	3,465		3,465		
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670	その他	895	国県等補助金	779		779		
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867	移転費用	1,239	4.本年度差額(2+3)	423		423		
インフラ資産	15,573			2.経常収益	175	5.固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221		
土地	2,781	固定資産等形成分	25,185	使用料及び手数料等	175	有形固定資産等の増加		756	△ 756		
建物等	25,584	余剰分(不足分)	△ 5,509	3.純経常行政コスト(1-2)	3,821	有形固定資産等の減少		△ 897	897		
減価償却累計額	△ 12,792			4.臨時損失	-	貸付金・基金等の増加		519	△ 519		
投資その他の資産	2,043			資産除売却損等	-	貸付金・基金等の減少		△ 157	157		
基金等	2,043			5.臨時利益	-	6.資産評価差額	-	-	-		
流動資産	366			資産売却益等	-	7.無償所管換等	-	-	-		
現金預金	→ 152	純資産合計	19,676	6.純行政コスト(3+4-5)	3,821	8.その他	-	-	-		
その他	214	負債及び純資産合計	25,543			9.本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202		
資産合計	25,543					10.本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509		

【資金収支計算書】		金額
科目		金額
【業務活動収支】		
支出合計		3,038
収入合計		4,442
業務活動収支①		1,404
【投資活動収支】		
支出合計		1,221
収入合計		156
投資活動収支②		△ 1,065
【財務活動収支】		
支出合計		928
収入合計		607
財務活動収支③		△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)		18
前年度末資金残高⑤		134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)		152

【参考】財務書類の体系（3表形式）

〔財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。〕

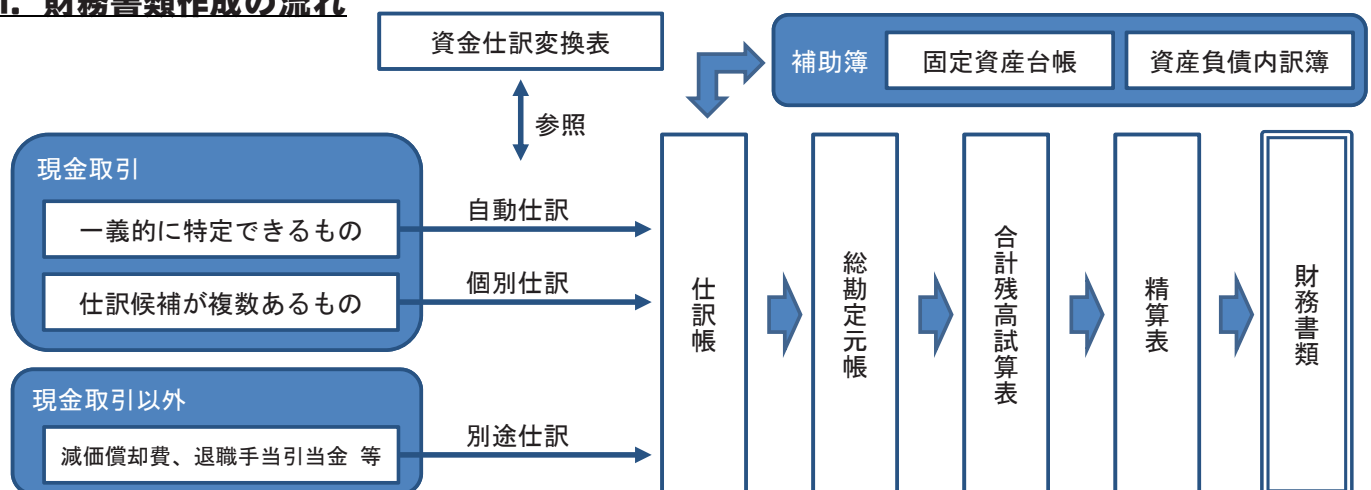
【貸借対照表】				【行政コスト及び純資産変動計算書】（単位：百万円）			
科目	金額	科目	金額	科目	金額		
固定資産	25,177	固定負債	5,197	1.経常費用	3,996		
有形固定資産	23,134	地方債	4,332	業務費用	2,757		
事業用資産	7,561	その他	865	人件費	965		
土地	1,924	流動負債	670	減価償却費	897		
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670	その他	895		
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867	移転費用	1,239		
インフラ資産	15,573	固定資産等形成分	25,185	2.経常収益	175		
土地	2,781	余剰分(不足分)	△ 5,509	使用料及び手数料等	175		
建物等	25,584			3.純経常行政コスト(1-2)	3,821		
減価償却累計額	△ 12,792			4.臨時損失	-		
投資その他の資産	2,043			資産除売却損等	-		
基金等	2,043			5.臨時利益	-		
流動資産	366			資産売却益等	-		
現金預金	→ 152			6.純行政コスト(3+4-5)	3,821		
その他	214	純資産合計	19,676	7.財源	4,244		
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543	税収等	3,465		
				国県等補助金	779		
				8.本年度差額(7-6)	423		
				9.固定資産等の変動(内部変動)			
				有形固定資産等の増加		221	△ 221
				有形固定資産等の減少		756	△ 756
				貸付金・基金等の増加		△ 897	897
				貸付金・基金等の減少		519	△ 519
				10.資産評価差額	-	△ 157	157
				11.無償所管換等	-		
				12.その他	-		
				13.本年度純資産変動額(8~12の合計)	423	221	202
				14.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
				15.本年度末純資産残高(13+14)	19,676	25,185	△ 5,509

46

【参考】財務書類作成要領の概要

- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

1. 財務書類作成の流れ



2. 資金仕訳変換表 ～仕訳候補が複数ある工事請負費の例～

	借 方		貸 方	
	財務書類	勘定科目	財務書類	勘定科目
建物工事	貸借対照表	建物	資金収支計算書	公共施設等整備費支出
維持補修支出	行政コスト計算書	維持補修費	資金収支計算書	物件費等支出 ⁴⁷

【参考】資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの概要

- 統一的な基準による固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの
- 住民等に対する説明責任、PPP・PFIの導入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
- 固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載

<目次>

- | | | |
|-----------------|------------------|--------------------|
| I はじめに | IV 固定資産台帳の記載対象範囲 | VII 資産の評価基準・評価方法 |
| II 固定資産台帳の整備目的 | V 固定資産台帳の記載単位 | VIII 固定資産台帳の整備手順 |
| III 固定資産台帳の記載項目 | VI 減価償却・耐用年数等 | IX 固定資産台帳の整備後の管理手順 |

1. 有形固定資産等の主な評価基準

[] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路等の敷地	備忘価額 1 円	取得原価 [備忘価額 1 円]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

(注) 基準モデル等で既に評価されている資産については、一定の経過措置が講じられている。

2. 再調達原価の算出方法(例)

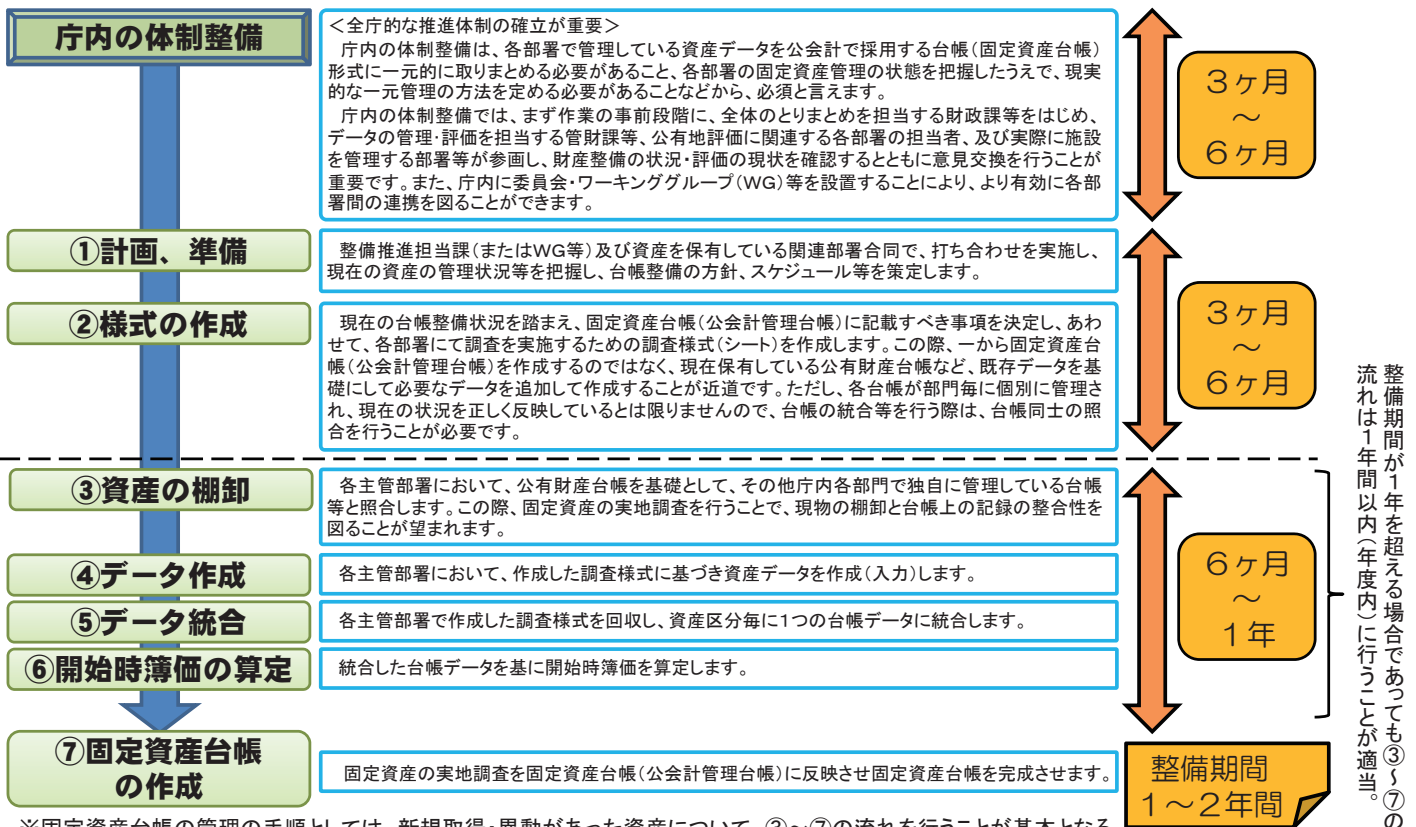
土地：(地目・地区別)地積 × (地目・地区別)平均単価(円/㎡) ※平均単価は固定資産税評価額を基礎

建物：延べ床面積 × 構造・用途別単価(円/㎡) ※構造・用途別単価は保険金額を基礎

道路：幅員別道路延長 × 道路幅員別単価(円/㎡) ※道路幅員別単価は工事費実績を基礎

48

【参考】固定資産台帳整備の流れの例



整備期間が1年を超える場合であっても③～⑦の流れは1年以内(年度内)に行うことが適当。

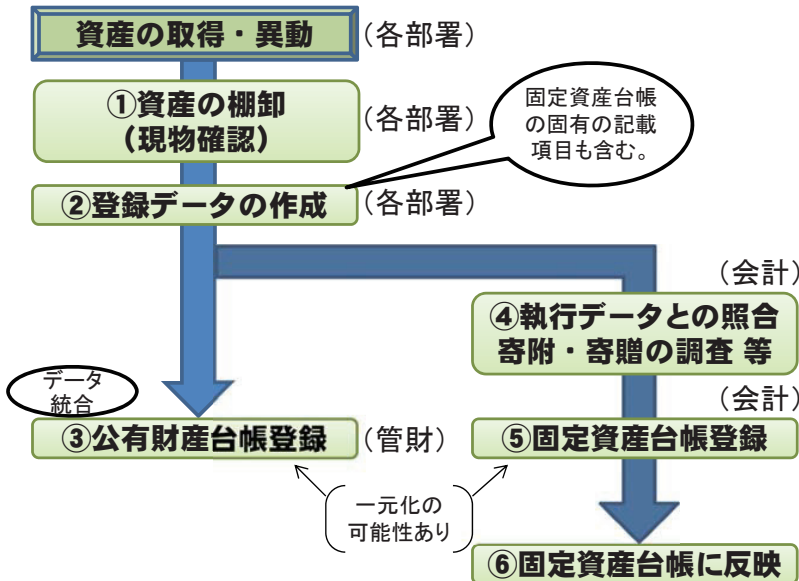
49

【参考】固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

※公有財産台帳の整備が前提

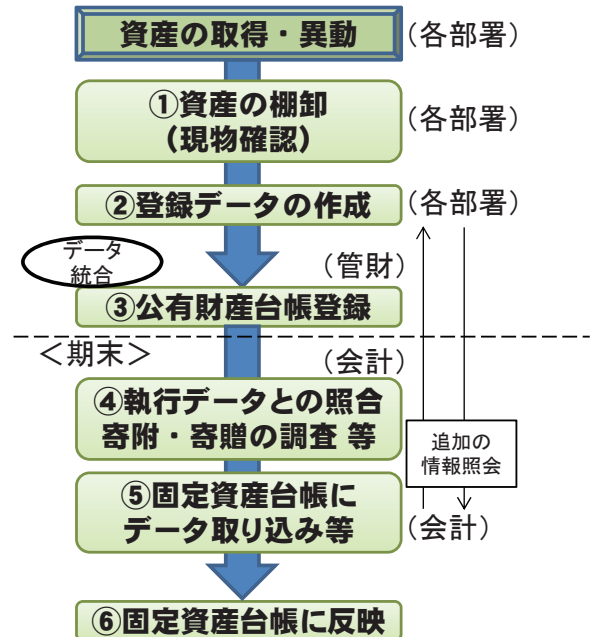
I. 日々仕訳

<随時>



II. 期末一括仕訳

<随時>



※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

50

【参考】固定資産台帳の記載項目の例

①基本項目

1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)
2	枝番	33	会計区分※
3	所在地※	34	予算執行科目
4	所属(部局等)	35	用途
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産
7	リース区分	38	各種属性情報
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分
9	耐用年数	40	時価等※
10	取得年月日	41	完全除却済記号
11	供用開始年月日	42	数量((延べ床)面積)※
12	取得価額等	43	階数(建物)※
13	所有割合※	44	地目(土地)※
14	増減異動日付	45	稼働年数※
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※
18	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19	無償所管換増分	50	法定台帳番号※
20	その他無償取得分		
21	調査判明増分		
22	振替増額		
23	評価等増額		
24	今回減少額		
25	除売却額		
26	無償所管換減分		
27	その他無償譲渡分		
28	誤記載減少分		
29	振替・分割減額		
30	減価償却額		
31	評価等減額		

②追加項目

51	取得財源内訳
52	耐震診断状況(建物)※
53	耐震化状況(建物)※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数(件数)※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

地方公共団体の創意工夫による追加項目の更なる充実にも期待

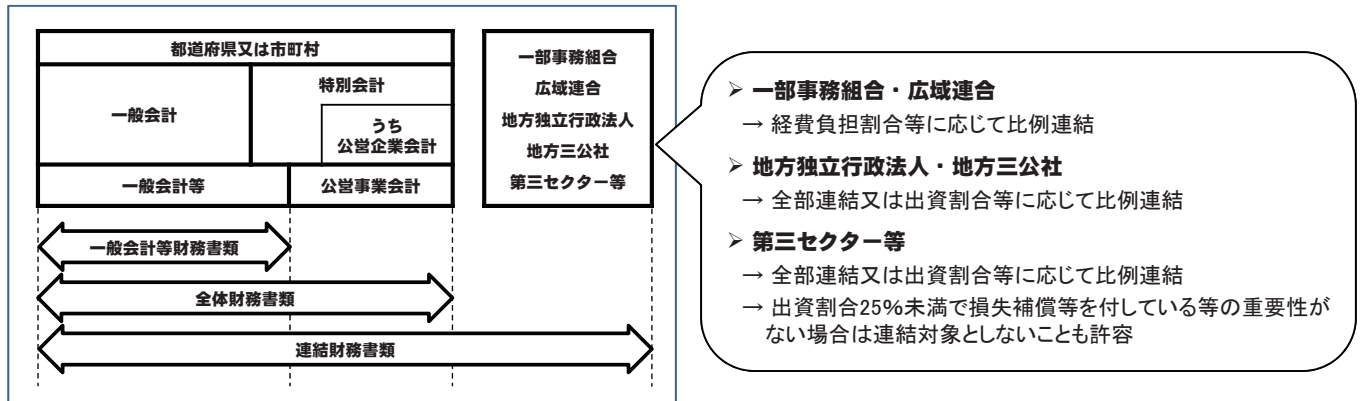
固定資産台帳の記載項目の例については、総務省ホームページにExcelファイル形式で既にアップロード済み（H26.9）であるため、標準ソフトウェアの提供開始前からの早期準備が可能
http://www.soumu.go.jp/main_content/000335897.xlsx

51

【参考】連結財務書類作成の手引きの概要

- 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

1. 連結財務書類の対象範囲



2. 連結財務書類の作成手順



52

【参考】地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 開催要綱（抄）

1. 趣 旨

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、課題について検討する必要がある。また、公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、新たな課題が生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

このことから、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構成員

別紙のとおりとする。

（別紙） 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 名簿（五十音順、敬称略、◎は座長）

井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授）	小室 将雄（有限責任監査法人トーマツパートナー）
稲垣 敦子（東京都財務局主計部公債課長）	齊藤 由里恵（相山女学園大学現代マネジメント学部准教授）
今井 太志（北海道総合政策部政策局総合教育担当局長）	迫田 昌寛（株式会社みずほ銀行証券部次長）
江夏 あかね（株式会社野村資本市場研究所研究部主任研究員）	関口 智（立教大学経済学部教授）
大塚 成男（千葉大学大学院人文社会科学部研究科教授）	南里 明日香（滋賀県総務部財政課長）
◎小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）	平野 徹（京都市行財政局財政部財政課担当課長）

4. 運 営（略）

5. 開催期間

平成26年11月から開催する。

6. 庶 務（略）

53

今後の滋賀県内市町における財政運営の課題

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
第3回会合 資料4(南里委員)

- 人口減少への対応
- 合併特例終了後の財政運営
- 公共施設等の老朽化対策
- 国体施設整備への対応(平成36年度開催)

等

これらの後年度顕在化する課題に対して、
既存の決算統計や健全化法の指標それぞれだけ見ると、十分に実情を反映していない可能性



例えば、既存の決算統計や健全化法指標では把握することができなかった
「資産の老朽化度合い」はどうか？

→ 検証4 公会計により把握される【資産老朽化比率】を用いて、
指標の組合せ(将来負担比率×資産老朽化比率)による総合的な分析を実施。

資産老朽化比率＝

減価償却累計額
償却資産の取得価額等

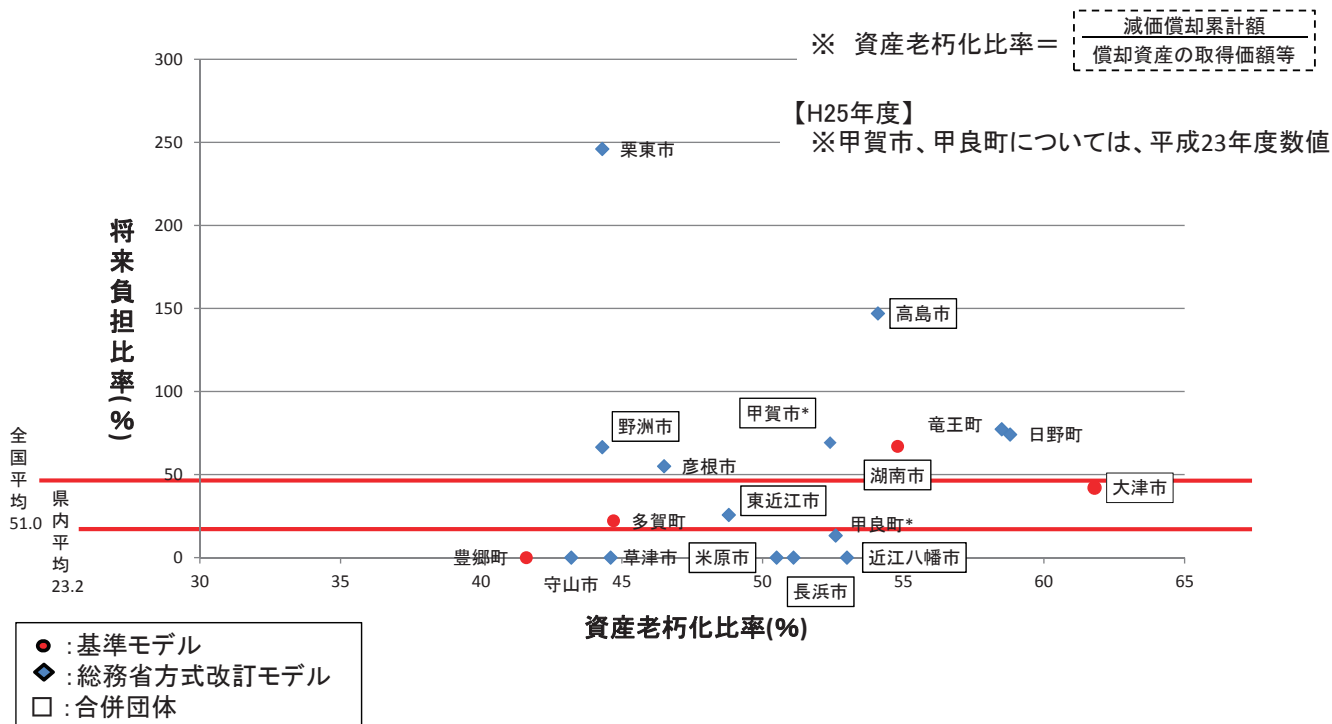
※以下の点には、留意

- ・ 法定耐用年数が実際の使用可能年数と乖離している可能性があること
- ・ 改修を実施した場合でも既存部分の減価償却累計額がリセットされないこと

54

(検証4) 将来負担比率×資産老朽化比率

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
第3回会合 資料4(南里委員)



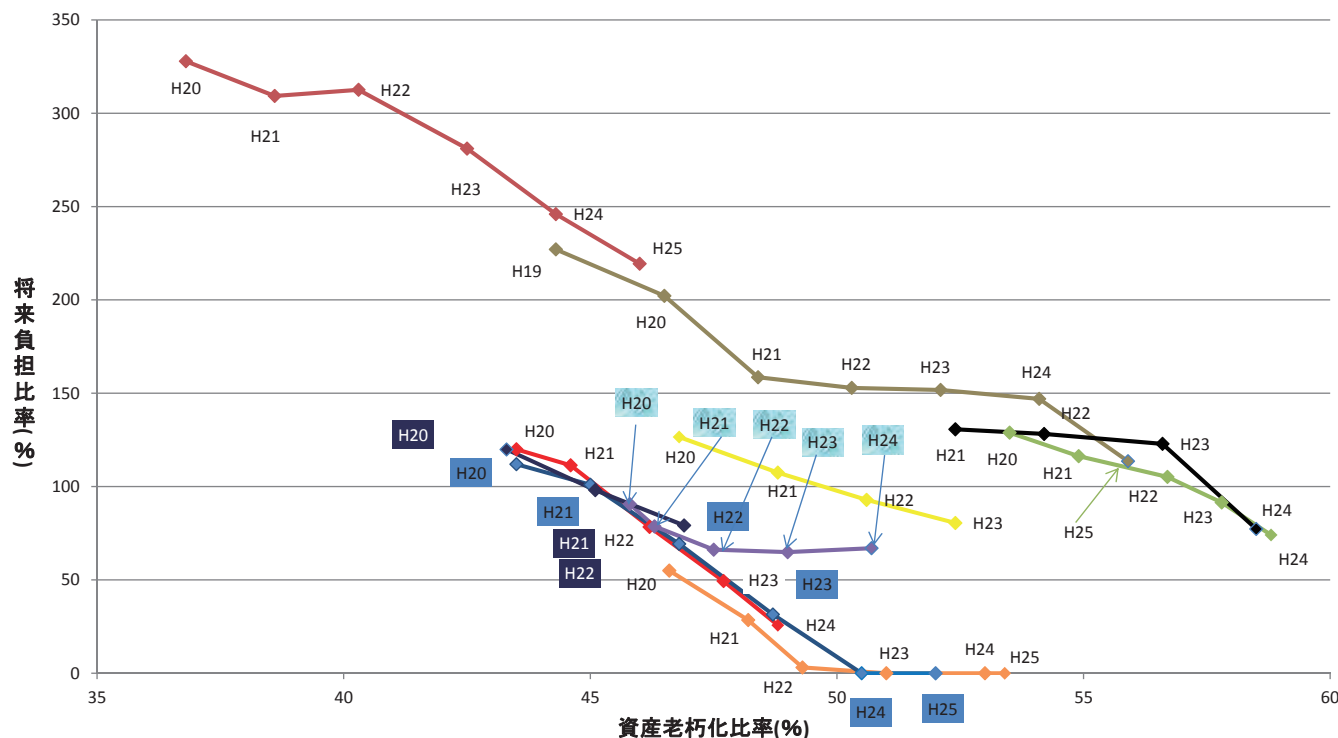
→ 将来負担比率が「0」の団体においても、資産老朽化比率は41.6(豊郷町)～53.0(近江八幡市)と開きが出ている。
→ なお、合併市では、概ね、経常収支比率が高い団体が資産老朽化比率も高い傾向。

※ 資産老朽化比率の基準値がどの程度であるべきかは、ここでは判断しない。

55

(参考) 将来負担比率×資産老朽化比率 の時系列推移

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
第3回会合 資料4(南里委員)



→ 繰上償還など財政健全化に取り組んでいるものの、老朽化対策は進んでいない状況か。

56

今後の地方公共団体の財政分析のあり方について

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
第5回会合 資料5(事務局)

1. 地方公会計の財政指標の追加

決算統計では、財政力指数や経常収支比率、地方財政健全化法では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率といった財政指標が既にあるが、地方公会計の整備により新たに把握される指標について、今後の財政分析に活用すべきではないか。

その場合、議会や住民等に対する分かりやすい情報開示のため、決算カードや財政状況資料集に記載されている財政指標に単純に追加するだけでなく、適切なスクラップアンドビルドを図るべきではないか。

2. 指標の組合せによる総合的な財政分析

アンケート調査結果等によれば、「将来負担比率×実質公債費比率」や「将来負担比率×資産老朽化比率」といった指標の組合せ分析を実施している地方公共団体が既に存在するところであり、地方公共団体の財政状況については、一つの財政指標だけで判断するのではなく、様々な観点から分析することが重要であることから、今後は、「財政状況資料集」等において、指標の組合せによる総合的な財政分析を実施すべきではないか。

3. 既存指標の分析・活用の促進

従来、経常収支比率が80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされてきたが、社会経済構造や地方財政制度が変化してきた中で、経常収支比率の当該基準の妥当性を改めて検証すべきではないか。

また、「財政状況資料集」中の「将来負担比率(分子)の構造」を活用して第三セクターへの損失補償の割合の多寡を検討した上で第三セクター改革を積極的に推進するといった「財政状況資料集」の分析・活用に関するベストプラクティスを周知し、いわゆる「横展開」を普及促進すべきではないか。

57

2. 公共施設等総合管理計画

58

公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

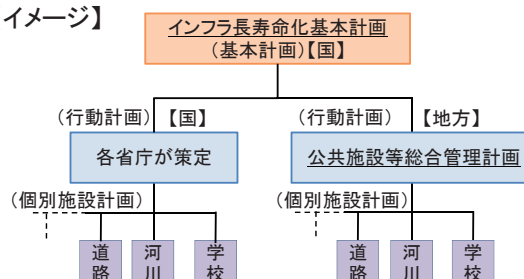
取組の内容

(1)「公共施設等総合管理計画」の策定要請

(平成26年4月22日総務大臣通知)

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請

【イメージ】



(2)「公共施設等総合管理計画」の策定支援

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を促進するための支援を実施

<支援の内容>

- ・計画策定に当たっての指針を発出
- ・計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

【特例期間】

平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%
(資金手当)

【地方債計画計上額】

300億円(一般単独事業(一般)の内数)

促進

※ 計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であり、計画の策定に際して、積極的な活用を検討を要請

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、地域社会の実情に合ったまちづくりや国土強靱化の推進にも寄与

59

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

民間からの提案・投資促進

60

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）

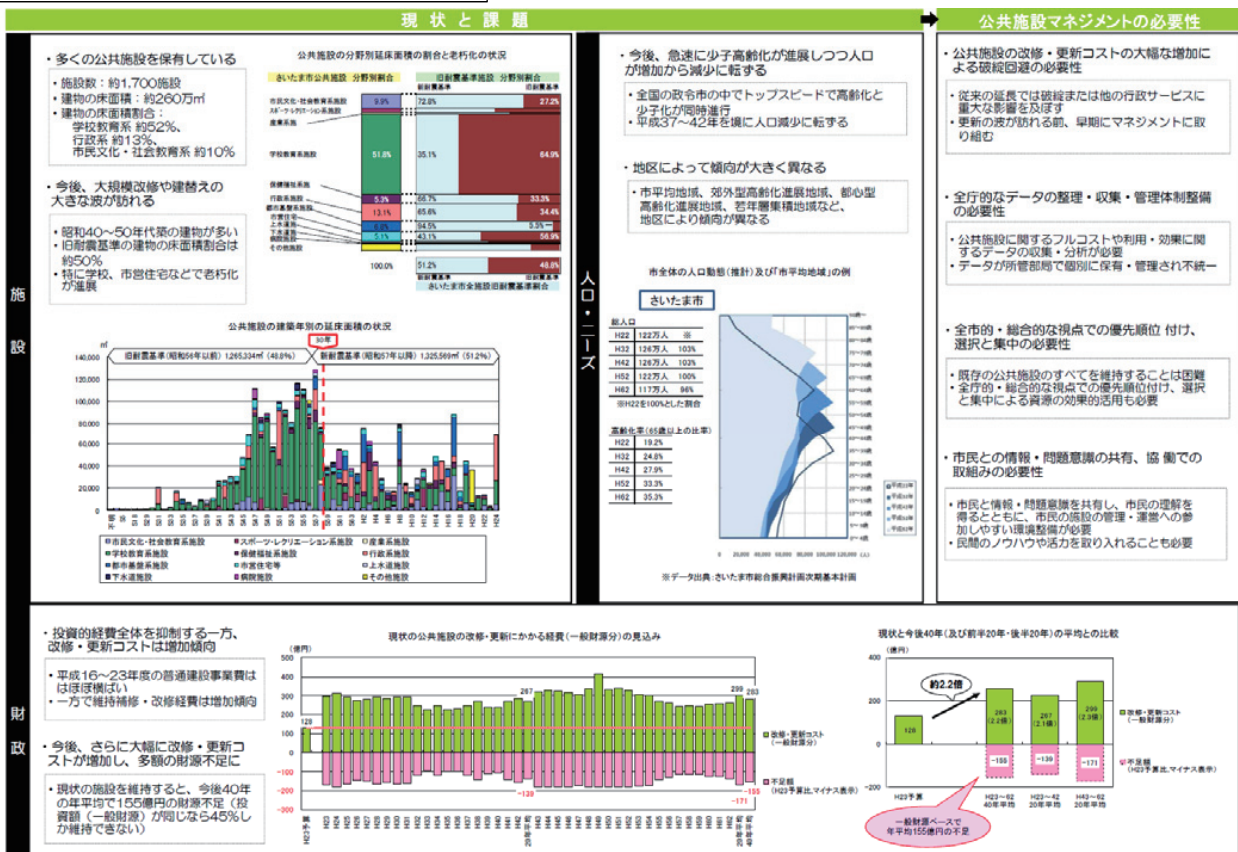
公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。

61

公共施設等総合管理計画の先進事例①

先進団体の事例(さいたま市の事例①)



62

公共施設等総合管理計画の先進事例②

先進団体の事例(さいたま市の事例②)



63

公共施設マネジメントに係る最近の動き①

平成27年度地方財政対策(公共施設等の老朽化対策)

公共施設等の老朽化対策に要する経費について、地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、集約化・複合化等に対する地方財政措置を充実。

1. 地方財政計画への計上

(1) 公共施設等最適化事業費の創設

公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として、「公共施設等最適化事業費」を計上(1,000億円(皆増))

(2) 維持補修費の増額

公共施設等の維持補修費について、地方公共団体の決算の状況等を踏まえ、増額(11,600億円程度(+1,200億円程度))

2. 地方財政措置

 次ページで説明

64

公共施設マネジメントに係る最近の動き②

平成27年度地方財政対策(公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置)

(1) 集約化・複合化事業に係る地方債措置(公共施設最適化事業債の創設)

<対象>

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業であって、全体として延床面積が減少するもの(庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外)

<充当率等>

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：50%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：410億円(事業費ベース:450億円)

(2) 転用事業に係る地方債措置の創設(地域活性化事業債の拡充)

<対象>

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業(転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外)

<充当率等>

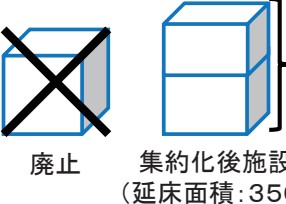
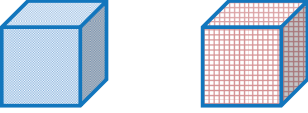
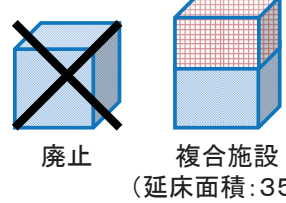
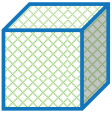
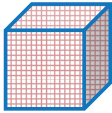
- ・ 充当率：90%、交付税算入率：30%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：90億円(事業費ベース:100億円)

(3) 公共施設等の除却についての地方債の特例措置(平成26年度創設、継続)

- ・ 充当率：75%(資金手当)
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：340億円(事業費ベース:450億円)

65

公共施設等の最適配置の推進に資する事業（イメージ）

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 公民館A (延床面積:200) 公民館B (延床面積:200)	 廃止 集約化後施設 (延床面積:350)	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業	 保育所A (延床面積:200) 高齢者施設B (延床面積:200)	 廃止 複合施設 (延床面積:350)	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用事業	 学校A	 高齢者施設	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する

66

地方公会計と公共施設等総合管理計画の連携について

以下のような流れで地方公会計と公共施設等総合管理計画をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

1. 固定資産台帳の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。

※可能であれば平成27年度中、遅くとも平成28年度中に同台帳を整備しておくことが重要

2. 公共施設等総合管理計画の充実・精緻化

総合管理計画

- 公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といった固定資産台帳のデータを活用して、将来の施設更新必要額の推計等を行い、当該推計結果等を公共施設等総合管理計画に盛り込むことで、同計画の充実・精緻化につながる。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要

3. 施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれるが、施設別の行政コスト計算書等を活用したセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。

4. 公共施設最適化事業債等の活用

総合管理計画

- 施設別のセグメント分析の結果、統廃合等を決定した公共施設等について、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設最適化事業債や地域活性化事業債、除却債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却等を円滑に推進することができる。

67

(参考)

○ 地方公共団体財政健全化法

→ <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/>

○ 統一的な基準による地方公会計

→ <http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/>

→ 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（地方財務協会発行）

→ 月刊「地方財政」平成27年2月号（51～76頁）

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について

～地方公共団体の限られた財源を賢く使うために～」

○ 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会

→ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/c-zaisei_kenzen/

○ 公共施設等総合管理計画

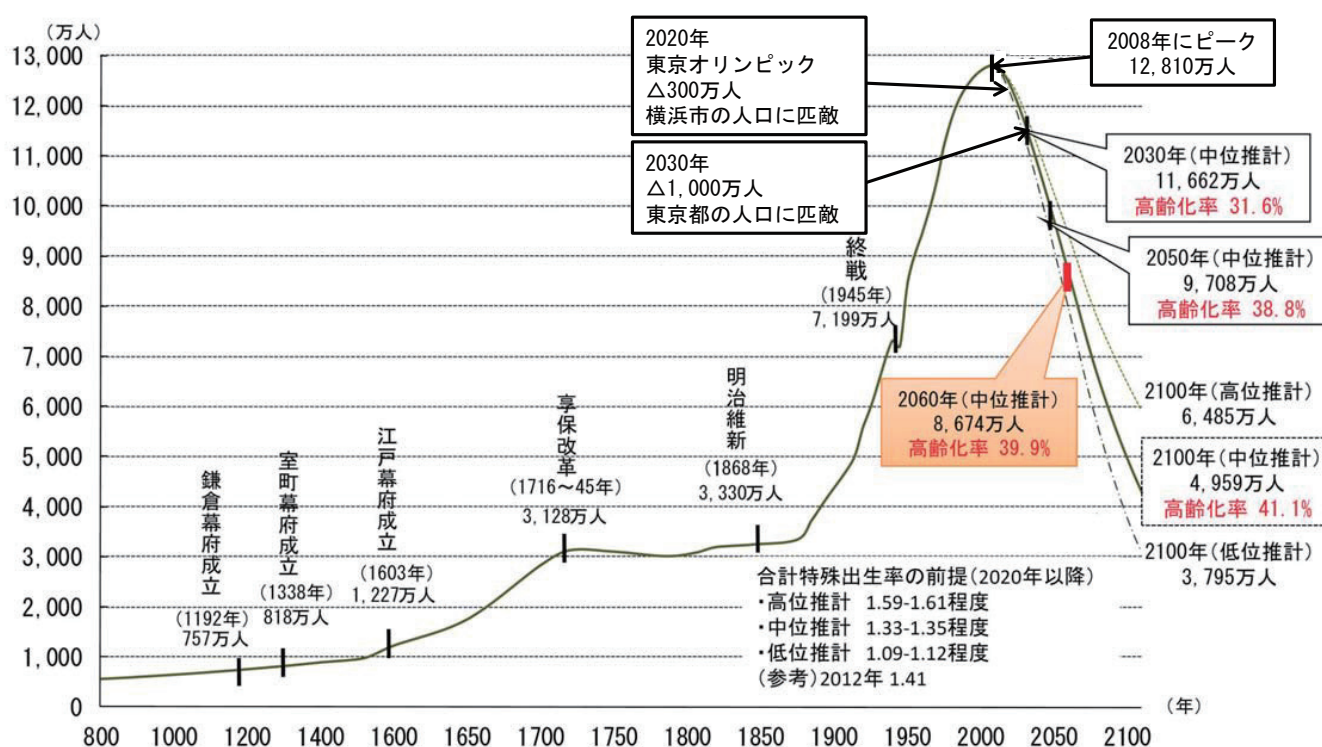
→ <http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html/>

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制について ～ 広域連携による行政サービスの提供～

平成27年12月4日
 総務省自治行政局市町村課
 小 牧 兼 太 郎

我が国における総人口の長期的推移

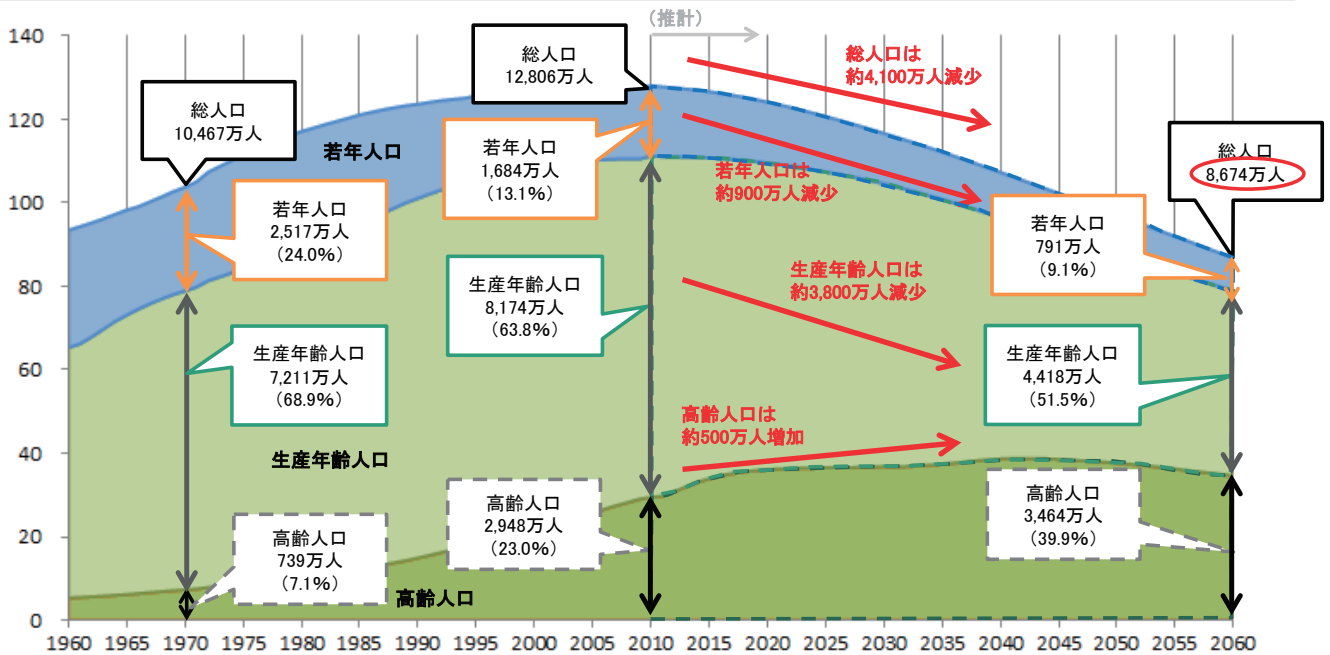
○ 我が国の総人口は、2008年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



(備考)内閣府「選択する未来」委員会資料(平成26年2月14日第2回委員会資料4より抜粋)をもとに作成

我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2060年には8,674万人となり、約4,100万人（約32.2%）減少。
- 高齢人口が約500万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,800万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約23%から約40%に上昇。



(備考) 「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)をもとに、総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計から総務省自治行政局作成

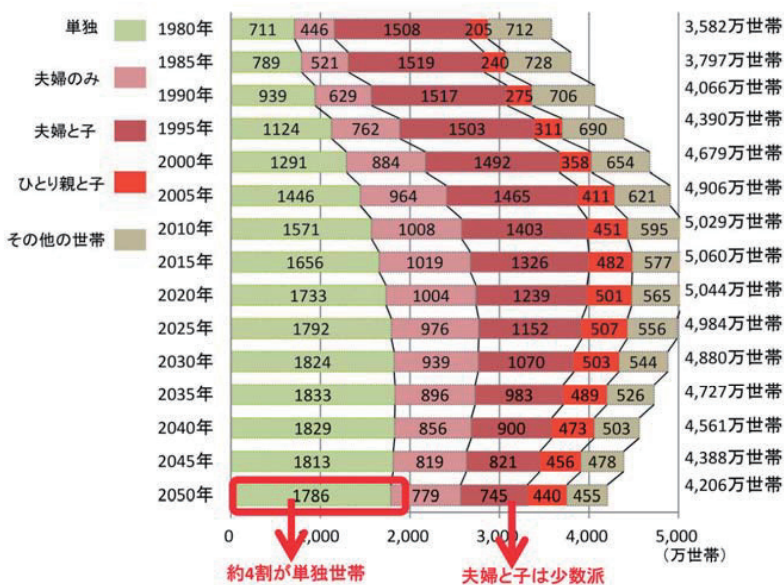
(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口 (注3) 2010年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている。
(注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合 (注4) 1960～1971年は沖縄県を含まない。

2

世帯数の推移

- これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。

世帯類型別世帯数の推移

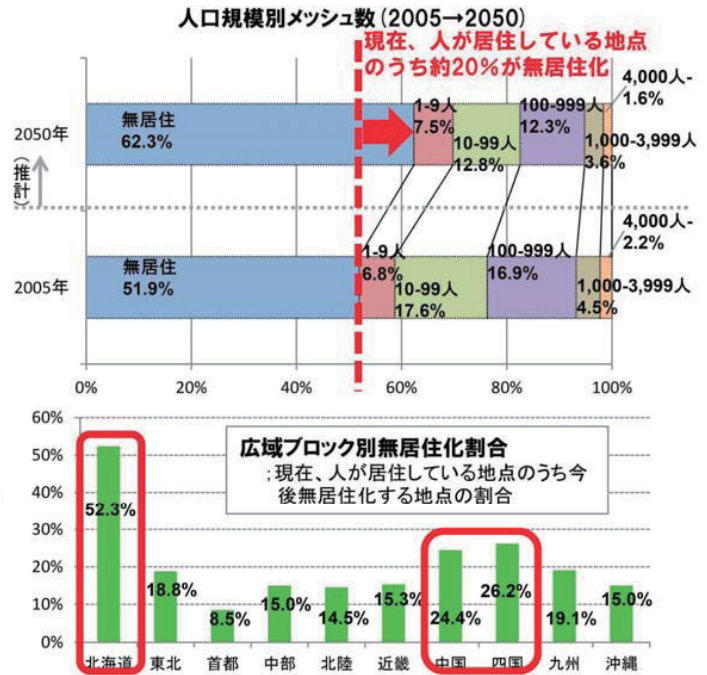
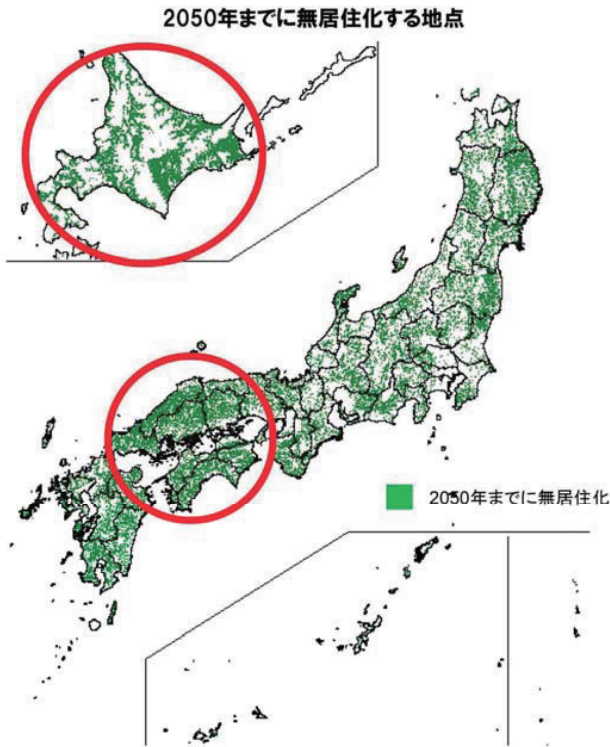


単独世帯数の推移



居住地域・無居住地域の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

4

市町村合併による市町村数の変遷

- 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,718市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
明治の大合併 ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和の大合併 ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
平成の大合併 ○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
	26年(2014年)4月	790	745	183	1,718

※平成26年4月5日時点。

5

地方公共団体の現状

人口規模	市区町村数	構成比	人口 (万人)	構成比
1万未満	487	7割 27.9%	248	2割 2.0%
1万～5万	689	39.6%	1,749	13.6%
5万～20万	431	24.8%	4,073	31.7%
20～50万	99	3割 5.7%	3,135	8割 24.4%
50万以上	35	2.0%	3,639	28.3%
合計	1,741	100%	12,844	100%

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）」を基に整理

6

「平成の合併」について（概要）

合併の進捗状況等

平成22年3月 総務省

平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進
 平成11年～平成17年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）
 平成17年～：国・都道府県の積極的な関与

市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31） となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには10年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

＜評価の背景＞

合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員の配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

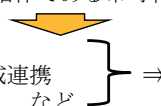
今後の合併に対する考え方

- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
- ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携
- ③ 都道府県による補完



それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択

7

第30次地方制度調査会答申(抄) ※平成25年6月

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

3 具体的な方策

(2) 地方圏における市町村間の広域連携のあり方

三大都市圏以外の地方圏においては、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要である。

このような地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要である。このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組を一層促進するためには、地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。

(3) 三大都市圏の市町村

地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとする必要がある。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切でない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

(5) 都道府県による補完

小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。

現行法においては、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合等に、当該事務の委託はふさわしくないものとされてきた。市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきである。

8

地方圏

連携中枢都市(圏)

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。

※ 具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる
 なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)は対象とする
 地方中枢拠点都市(圏)の要件: ①政令指定都市、新中核市(人口20万人以上)
 ②昼夜間人口比率おおむね1以上
 ⇒全国で61都市圏が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)

① 圏域全体の経済成長のけん引

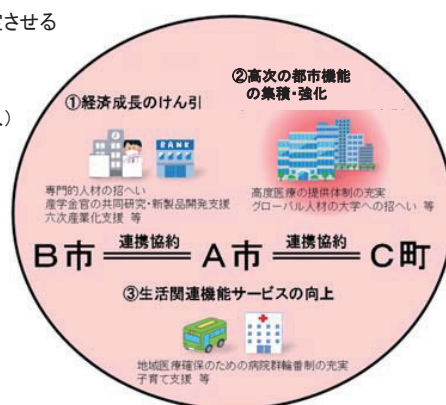
都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、連携中枢都市が成長のエンジンとなり、産学官民が連携して地方の経済をけん引

② 高次の都市機能の集積・強化

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応



- 上記役割に応じて、連携中枢都市となる市に対して **地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)**。

③の役割については、連携中枢都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- 連携中枢都市の首長と近隣市町村の首長とが **定期的に協議**すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。

定住自立圏

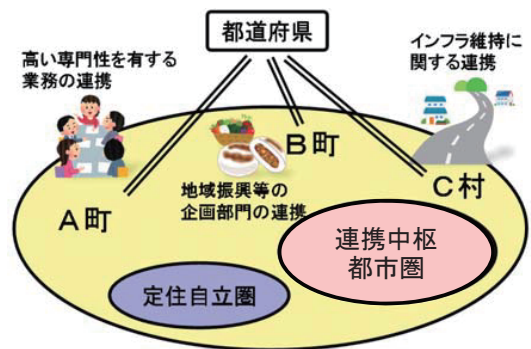
- 人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域の取組を、連携中枢都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。
- 医療・福祉、公共交通、経済活性化の取組について財政措置を拡充。

9

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

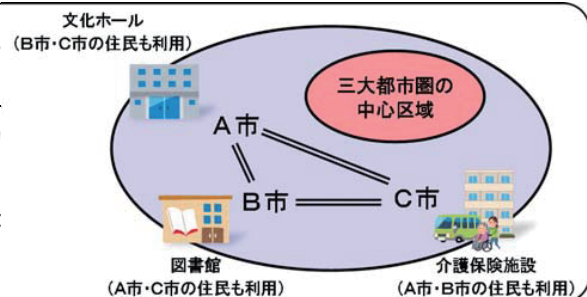
- 連携中枢都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- 専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等について、**地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議して「連携協約」に記載。**
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

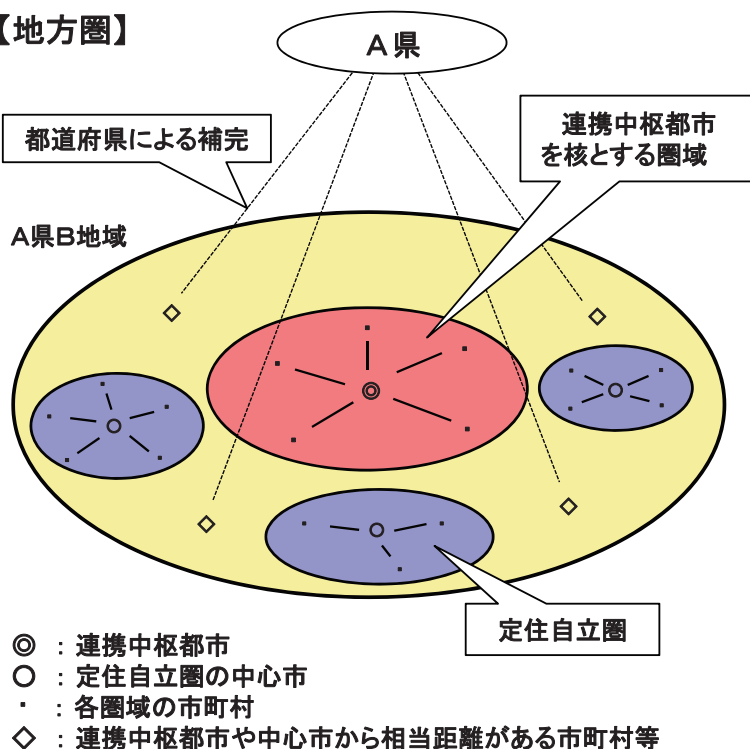
- 現在は広域連携が進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である**公共施設**や**介護保険施設**のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 平成27年度に先行的モデル事業を構築し、その後、支援措置のあり方についても検討。



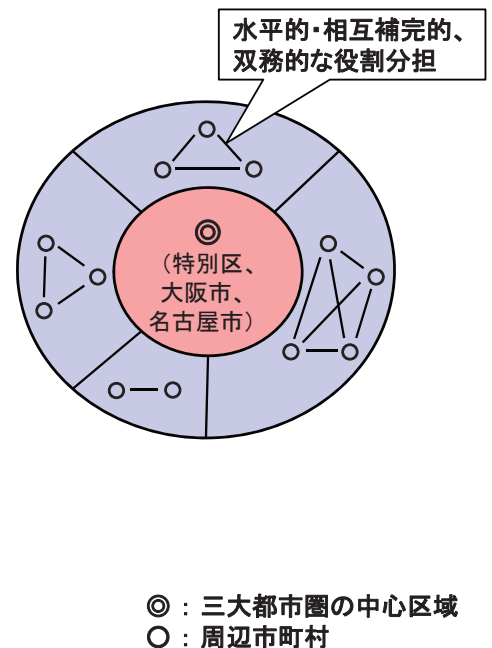
10

新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県による補完)

【地方圏】



【三大都市圏】



11

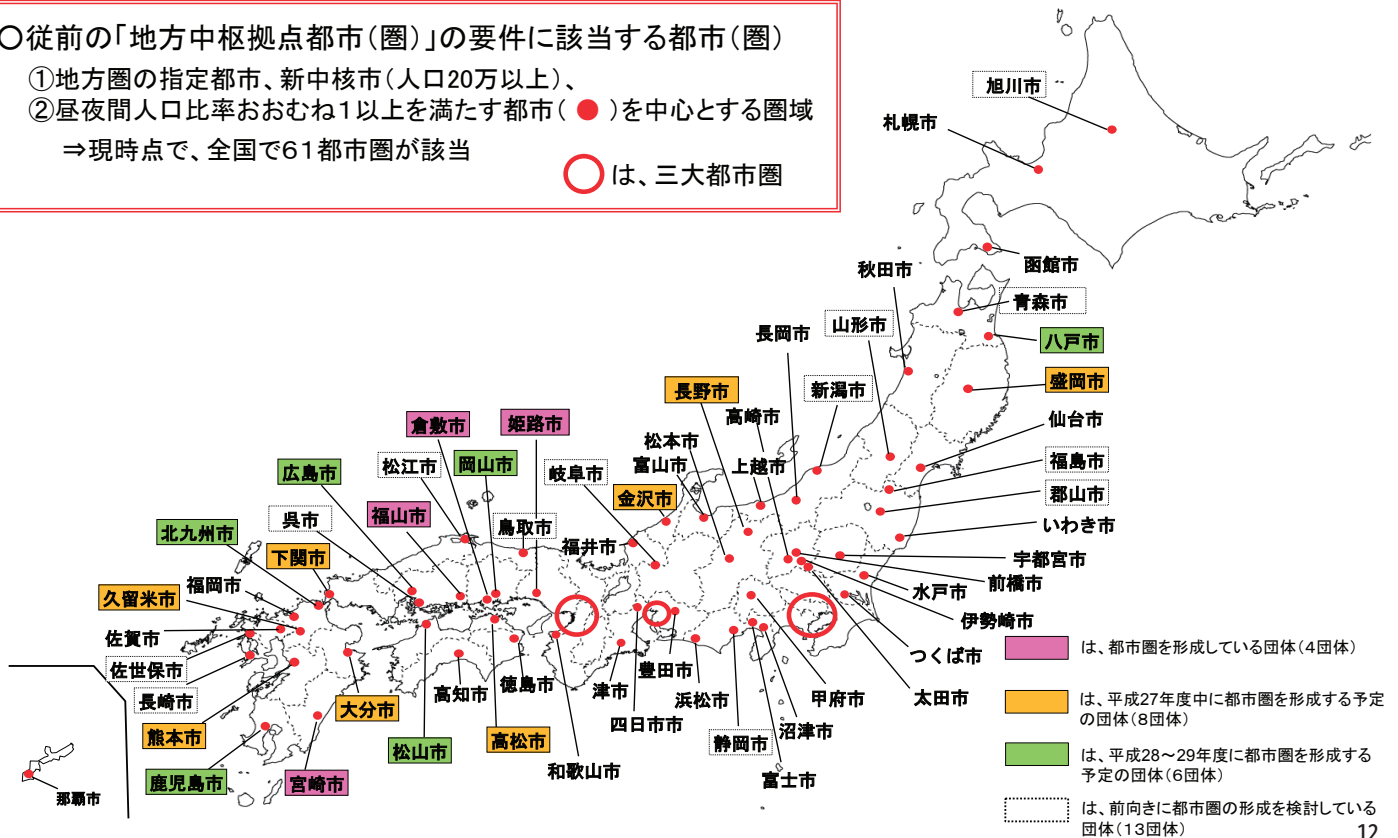
連携中枢都市圏の形成の動き

取扱注意・未定稿

○従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)

- ①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
 - ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市(●)を中心とする圏域
- ⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○ は、三大都市圏



12

連携中枢都市圏を形成する圏域の概要

圏域名 【連携中枢都市】	連携市町村	圏域人口等	圏域面積	主な取組
播磨圏域 【姫路市】	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町(計:6市8町)	1,276,670人 (うち姫路市536,270人)	2,674km ²	・世界最高水準の大型放射光施設「Spring-8」やX線自由電子レーザー施設「SACLA」等の世界に誇る最先端科学技術施設を活かして、多種多様な企業の独自技術と先端技術の融合を図ることなどにより、広く、圏域内企業の革新的技術、新素材及び新製品の開発などにつなげる。 ・リニューアールした世界遺産・姫路城をはじめ、圏域内の国宝、豊かな自然や最先端研究施設などの地域資源を活用し、多様なニーズに応じたニューツーリズムを推進する。
高梁川流域圏 【倉敷市】	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市475,513人)	2,463km ²	・圏域内各地に存在する町屋・古民家等を再生整備、活用するとともに、町並み景観を保全するため、圏域全体で再生整備事業を一括管理する仕組みを構築する。 ・圏域の大学・企業・各種団体等によるネットワーク組織によって、高梁川流域の自然、歴史・文化、産業、町並み、人などを地域の学びのコンテンツとして、企業研修等を実施し、圏域の将来を担う人材育成とコミュニティの意識向上を図る。
びんご圏域 【福山市】	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	875,682人 (うち福山市461,357人)	2,509km ²	・福山市民病院の救命救急センターやがん医療等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域の公立病院等の医療機関との連携強化を図るとともに、医師・看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。 ・発達に課題のある子どもたちの成長に応じて、子育て応援センターや大学などと連携し、発達障がいのある子どもたちを支える人材育成など総合的な支援が行える環境整備に取り組む。
みやざき共創都市圏 【宮崎市】	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町) ※更に、県内の他市町村とも連携について協議中	428,716人 (うち宮崎市400,583人)	869km ²	・農林水産物の消費拡大や販路拡大を図るため、農工商関係団体で構成する(一社)みやPEC推進機構が行う県内外のシェフ等と連携した食材PRや大消費地での宮崎フェアの開催など、地産地消・地産外販の取組を支援する。 ・温暖な気候等を生かしたスポーツキャンプ、ゴルフ、マリンスポーツ及びサイクリング等のスポーツランドみやざきの取組を推進し、観光誘客及び関連産業の振興を図る。

13

都道府県の補完（市町村の状況）

○ 東京都特別区、三大都市圏の指定都市、連携中枢都市、定住自立圏の中心市要件に該当する市及びこれらに対する通勤・通学10%圏(平成22年国勢調査)に含まれる市町村であるかどうかを、人口別に機械的に整理すると、次のとおりとなる。

	(1)含まれる市町村	(2)含まれない市町村	小計
200,000～	109	2	111
150,000～199,999	48	2	50
190,000 ～ 199,999	9	1	10
180,000 ～ 189,999	8	1	9
170,000 ～ 179,999	9	0	9
160,000 ～ 169,999	13	0	13
150,000 ～ 159,999	9	0	9
100,000～149,999	104	2	106
140,000 ～ 149,999	16	1	17
130,000 ～ 139,999	17	0	17
120,000 ～ 129,999	24	0	24
110,000 ～ 119,999	25	0	25
100,000 ～ 109,999	22	1	23
50,000～ 99,999	251	20	271
90,000 ～ 99,999	28	2	30
80,000 ～ 89,999	39	6	45
70,000 ～ 79,999	37	5	42
60,000 ～ 69,999	63	1	64
50,000 ～ 59,999	84	6	90
～49,999	776	404	1,180
40,000 ～ 49,999	87	11	98
30,000 ～ 39,999	122	24	146
20,000 ～ 29,999	121	40	161
10,000 ～ 19,999	211	84	295
5,000 ～ 9,999	144	98	242
1,000 ～ 4,999	88	124	212
～ 999	3	23	26
合計	1,288	430	1,718

14

小規模市町村の事務処理体制（例）

A村 行政機構図		人口:約900人		平成24年12月現在	
組織		人員			
村長	副村長 (参事)	総務課		課長	1 (1)
				課長補佐	1 (1)
				係長	2 (2)
				担当	2 (2)
				計	6 (6)
		住民課		課長	1 (1)
				課長補佐	1 (1)
				係長	1 (1)
				担当	1 (1)
				計	4 (4)
		保健福祉課		課長	1 (1)
				課長補佐	1 (1)
				係長	2 (2)
				担当	1 (1)
				保健師	2 (1)
				計	6 (6)
		診療所		所長(医師:非常勤)	1 (1)
				事務長(看護師)	1 (1)
				事務長補佐	1 (1)
				看護師	1 (1)
				計	4 (4)
		建設課		課長	1 (1)
				課長補佐	2 (1)
				係長	2 (2)
				担当	1 (3)
				計	6 (7)
		環境整備室		室長(課長補佐)	1 (0)
				業務員	1 (0)
				計	2 (0)

会計管理者		会計課		課長	1 (1)
				担当	1 (1)
				計	2 (2)
議会		議会事務局		事務局長	1 (1)
				担当	1 (2)
				計	1 (2)
教育委員会		教育長		教育次長	1 (1)
				係長	1 (2)
				担当	2 (2)
				計	4 (5)
		幼稚園		人員計	35 (36)
		小中学校			3 (3)
		給食センター			1 (3)
					2 (2)
					0 (1)
				定管調査職員数	39 (45)

※ 選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局・固定資産評価委員会事務局は、総務課で兼務。また、農業委員会事務局は、建設課で兼務。
※ 土木技師、建築技師、司書・学芸員、栄養士、保育所保育師、ケースワーカー、農林水産関係技師は設置なし。
※ ()書きは平成21年1月現在。
※ 歳入の状況(平成24年度決算ベース)
歳入合計 約 16億円
うち 地方税等 約 1億円
地方交付税 約 9億円
国庫支出金 約 2億円
その他 約 4億円

15

A村の組織・職員配置状況

課名	職員数	事務数	(係・グループ)	業務内容 (内閣府・民間委託の状況)	担当
総務課	6		総務・財政グループ	基金管理運営	①
課長	①	12	③	寄付振納	①
課長補佐	②	7	⑤	予算編成	①②
係長	③	6	⑥	執行管理	②
係長	④	5	企画グループ	財政計画	①②
主事	⑤	12	④	村債及び一時借入金	②③
主事補	⑥	10	⑥	セキュリティポリシー	⑤
				地方交付税	③
				財政関係調査報告	③
				ふるさと納税(定額給付含む)	④
				電子計算	⑤
				(システム維持・一部民間委託)	⑤
				情報通信	⑤
				町村会	①
				渉外	①
				公印管理	①
				離式及び表彰	①
				職員の任命	①
				服務	(公平委員会・委託)
				財産管理	①②
				区長会	①
				監査委員	①
				行政相談員	①
				給与	(退職手当：一組)
				共済組合	(公務災害：一組)
				職員研修	(職員研修：一組)
				栄典関係	⑤
				情報公開(個人情報保護含)	②⑤
				法令の審査及び公布	⑤
				文書管理	③
				総票	⑤
				選挙	⑤
				消防・防災	(消防：一組)
				庁舎管理	(清掃：一部民間委託)
				広報	③
				村長車運転業務	⑤⑥
				公用車両管理	⑤⑥
				文書收受	⑤⑥
				観光及び宣伝	(観光施設管理：民間委託)
				商工業振興	①④
				地域振興	①④
				通商計画策定	④
				交通	⑥
				防犯(地域安全)	⑥
				統計調査	(一部民間委託)
				計量	⑥
				文化・スポーツ施設管理	⑥
				世界遺産	⑤
				物産展	⑤

住民課	4		住民グループ	村人権・同和問題協議会事務局長	①
課長	①	15	②	県市町村・郡協議会会計事務	①
課長補佐	②	18	③	〇〇地区税務協議会(地方税部会含む)	①
係長	③	18	④	租税教育推進協議会	①
主事	④	16	税務グループ	予算	①
			①	条例改正(税関係)	①
			②	普通文付税(収入)	①
			③	人権保護	①
			④	更正保護	①
				COKAS-R/AD(住民情報システム)関連	②
				予算(住民関係)	②
				条例改正(住民関係)	②
				戸籍	②
				住基	②
				印鑑登録	②
				外国人登録	②
				葬祭時手続事務	②③④
				戸籍住民事務連絡会	②
				戸籍住基等回答事務	②
				窓口業務(ごみ袋販売含む)	②③④
				労働行政	③
				消費者行政	③
				行路病死入	③
				女性政策	④
				文書受付事務	④
				ゴミ袋在庫管理	④
				村人権・同和問題「啓発連絡」事務局長補佐	②
				村民集金	②③④
				人権保護委員、保護司	②
				ヒューマンフエスティバル	②③④
				村人権・同和問題「啓発連絡」事務局	③
				課税徴収全般	②
				固定資産管理(国土調査関連、土地家屋管理台帳管理)	②
				軽自動車税	②
				予算(税)	②③
				固定資産税	③
				消費税金(地方消費税、特会申告)	③
				贈税及び交付金の管理	③
				村郵政研究会	③
				県村民税、税申告	④
				法人税	④
				国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療料徴収	④
				使用料徴収(水道、下水道、住宅)	④
				税関会の回答事務	④
				窓口業務	①③④
				課税徴収全般	①
				課税処分(捜査、差押、インターネット公売、換領等)	①③④
				課税徴収	③
				地方税徴収対策会議	①
				納税文書(電話催告、訪問催告、面接、分納計画等)	①③④
				財産調査	①③④

16

保健福祉課	6		福祉グループ	直営診療所	①
課長	①	10	③	社会福祉協議会	①
課長補佐	②	3	④	歯科診療所	①
係長	③	5	地域包括グループ	〇〇地区病院群輪審制	①
課長	④	14	②	国民年金	①
保健師	⑤	11	③	戦傷病者	①
保健師	⑥	11	⑤	遺族会	①
			⑥	遺族式	①
			ほけんグループ	手をつなぐ会	①
			②	いのちの電話	①
			③	民生児童委員会協議会	③
			④	産業銀行	③
			⑤	母子(父子)寡婦福祉	②
			⑥	保育関係	②
				少子化対策	②
				こども手当	②
				児童扶養手当	②
				特別児童扶養手当	②
				児童養育手当	②
				生活保護	②
				地域包括	②
				介護保険事業	(介護認定審査会：広域連合)
				老人福祉	(ホームヘルプ、在宅配食：民間委託)
				しょうがい者福祉	(障害区分認定審査会：広域連合)
				精神保健福祉	②
				更生医療福祉	②
				地域包括支援事業	⑤⑥
				母子保健事業	⑤⑥
				健康づくり事業	⑤⑥
				結核・感染症・予防接種	⑤⑥
				その他の疾病対策	⑤⑥
				後期保健事業(保健事業)	⑤⑥
				国民健康保険事業(保健事業)	⑤⑥
				歯科保健	⑤⑥
				へき地巡回診療	⑤⑥
				おもちゃ図書館	⑤⑥
				食生活改善推進協議会	⑤⑥
				献血	②
				国民健康保険事業(医療給付業務)	③
				後期高齢者医療	③
				老人保健事業(医療給付業務)	③
				福祉医療	②
				日雇労働保険	②③④
診療所	4			国民健康保険の被保険者の診療	①②③④
所長(医師)	①	2		上記以外の患者の診療	①②③④
事務長(看護士)	②	2			
事務長補佐(事務)	③	2			
看護師	④	2			

建設課	8		事業グループ	文書受付事務	⑦
課長	①	3	①	設計管理全般	①
課長補佐	②	5	②	現場管理	②
課長補佐	③	13	④	村営住宅全般	②
係長	④	3	④	住宅耐震事業全般	②
係長	⑤	9	⑤	土木一般事務	⑤
主事	⑥	3	⑥	村営住宅に係る事務	②
			産業グループ	住宅耐震事業事務	②
			①	公営住宅事務	②
			②	入札及び契約事務	②
			③	土木全般(設計・積算・現場監督)	⑤
			④	急傾斜対策事業	⑤
			⑤	河川、道路占用	⑥
			⑥	指名願い受付	⑥
			環境衛生グループ	設計管理全般	①
			②	原木市	①
			③	林業全般	②
			④	内水面対策事務	②
			⑤	牧場全般	②
			⑥	冷蔵冷蔵管理	②
			地籍グループ	農業全般	⑤
			②	親友会関係	⑤
			③	設計積算事務	⑤
			④	現場管理	⑤
			⑤	林道維持管理	⑤
			⑥	林業一般事務	⑦
				環境衛生全般	②
				ゴミ収集	(収集：直営 処理：一組)
				上下水道一般事務	②
				水道施設、浄化槽維持管理	(浄化槽維持：民間委託)
				検針業務	②
				水質検査	(一部民間委託)
				河川管理	②
				浄化槽設置設計事務	⑤
				環境衛生一般事務(上下水除く)	②
				地籍調査に関する所有者、相続人調査事務	⑥
				地籍調査全般	(一部民間委託)
				土地に関すること	④
				登記事務全般	④
会計課	2			公金の出納及び保管	①②
課長	①	3		現金及び物品の出納	①②
係長	②	3		村の歳入歳出決算	①②
総合事務局	1			議会の運営	①
事務局長	①	1			

17

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度		制度の概要	運用状況(H26.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数:210件 ○主な事務:消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数:416件 ○主な事務:介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数:5,979件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数:1,515件 ○主な事務:ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

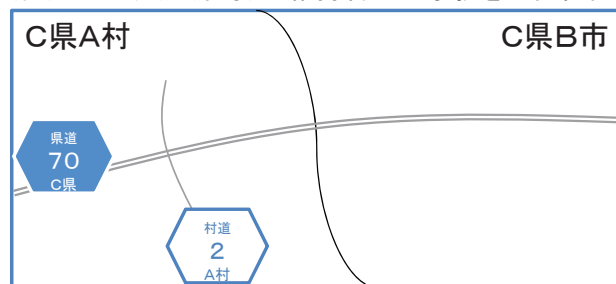
- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

18

事務の代替執行について

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること(事務の代替執行)ができることとする。

(例) インフラ(道路等)の維持管理の事務を代替執行



○ A村道の維持管理の事務をC県が代替執行

- <効果1> C県の専門的な技術を活用
- <効果2> C県道と併せた効率的な維持管理
- <効果3> A村の基準で維持管理

(例) 社会福祉関係(要介護認定)の事務を代替執行



○ A村の住民の要介護認定の事務をB市が代替執行

- <効果1> B市職員の専門的な知見を活用
- <効果2> 事例の蓄積による公平な認定
- <効果3> A村もB市の認定事務を監視(協議会の場合は別組織であるため、ガバナンスに問題あり)

事務を任せる側(A村)の意向を反映させ、かつ、効率的な広域連携が可能に

19

第31次地方制度調査会答申素案（抄）（H27.11.9）

2 地方行政体制のあり方

（中略）

(3) 各主体の役割

（中略）

② 都道府県の役割

人口減少社会において資源に限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供する観点から、広域自治体としての都道府県が果たすべき役割は重要である。

市町村間の広域連携が可能な地域においては、市町村が広域連携を進めていく上で、必要な助言や支援等、都道府県が担う連絡調整機能は重要なものである。

一方、市町村間の広域連携が困難な地域においては、当該地域に存する市町村が地域経営を円滑に行えるよう、都道府県は、補完機能を発揮することが求められ、人口減少の進行とともに、その役割は重要性を増していくことになる。

都道府県の役割については、これまで一般の市町村が担ってきた役割であっても、例えば、国民健康保険事業の見直しのように、今後、人口減少がさらに進んだ場合における地域の状況を踏まえ、さらに議論する必要も出てくるものと考えられる。

（後略）

20

連携協約について①

連携協約概要

連携協約とは

- ・「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」（地方自治法第252条の2）
- ・平成26年の地方自治法改正により導入

連携協約の特徴

- ・柔軟性と安定性に優れた、新たな広域連携の仕組み
- ・単独の地方公共団体の活性化に加えて、近隣市町村との有機的な連携による活性化が可能
- ・単独であらゆる公共施設を維持・整備し全ての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの脱却が可能

連携協約の活用例

- ・連携中枢都市圏などの都市圏形成
- ・条件不利地域における都道府県と市町村との連携
- ・三大都市圏での水平的連携
- ・その他地域の実情に応じた地方公共団体間（都道府県間、市町村間等）の連携

21

連携協約と事務の共同処理制度との相違点

	協議会	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務組合	広域連合
連携協約の特徴						
ポイント① 政策面での 役割分担等	○ ・計画作成協議会は 広域にわたる総合的 計画を共同して作成 ・関係地方公共団体 は計画に基づき事務 を処理しなければならない (第252条の2の2)	×	×	×	×	○ ・広域計画を作成 ・広域連合及び当該 広域連合を組織する 地方公共団体は計画 に基づき事務を処理 しなければならない (第291条の7)
ポイント② 別組織不要	×	○	○	○	×	×
	(法人格のない組織)				(特別地方公共団体)	(特別地方公共団体)
ポイント③ 1対1で締結	×	×	○	○	×	×
	[第252条の6 第252条の6の2]	[第252条の7 第252条の7の2]	[関係地方公共団体の 数の増減及び脱退に 関する規定なし]	[関係地方公共団体の 数の増減及び脱退に 関する規定なし]	[第286条 第286条の2]	(第291条の3)
ポイント④ 安定的な連携 (議会の議決)	○	○	○	○	○	○
	(第252条の2の2)	(第252条の7)	(第252条の14)	(第252条の16の2)	(第290条)	(第291条の11)
ポイント⑤ 紛争解決の手続 (自治紛争処理委員に よる処理方針の提示)	×	×	×	×	×	×

※括弧書きは地方自治法条文

22

第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申素案」の概要 (平成27年11月9日 第26回専門小委員会)

地方行政体制のあり方

- ・人口減少社会の中で、市町村が、地域経営の主体として、人口減少対策を講じつつ、引き続き持続可能な形で行政サービスを提供する必要。
- ・人口減少社会において、行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではない。

1 広域連携等による行政サービスの提供

- ・平成26年の改正地方自治法により導入された連携協約制度等を活用し、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべき。

- ・圏域内に、昼夜間人口比率が1以上の2つの中心的な市が隣接している場合(複眼型)においては、連携中枢都市になり得る。
- ・一定規模の圏域内に、規模・能力が一定以上の都市が複数存在するような場合には、**連携中枢都市圏等以外の広域連携**があり得る。

2 外部資源の活用による行政サービスの提供

- ・従来の地方公共団体間の事務の共同処理の仕組みの他に、市町村業務について効率的に処理する方策として、外部資源を活用し、かつ、共同で行える仕組みを充実することも重要な選択肢の一つ。

- ・窓口業務のように、**公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について、地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも、**選択肢の一つ。**地方独立行政法人を地方公共団体が共同で活用**することも選択肢の一つとして考えられる。

➡ 以上のような地方行政体制を確立することが、人口減少対策を的確に講じることにつながる。

ガバナンスのあり方

- ・地方公共団体は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待。
 - ・住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務処理の適正性の確保の要請が高まる。
- 長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務処理の適正性を確保することが重要。

1 長

- ・**内部統制を制度化**すべき
- 全ての長に内部統制の権限と責任があることを明確化。ただし、具体的手続きは団体の規模に配慮。

2 監査委員等

- ・監査の実効性や独立性・専門性の向上
- **地方公共団体共通の統一的な基準の策定や監査委員の研修を行うとともに、監査を全国的に支援する共同組織の構築等**が必要。

3 議会

- ・議会は議会としての監視機能を適切に発揮すべき
- **決算不認定に対する長の説明責任を果たす仕組み、議選監査委員設置の選択制の導入。**

4 住民

- ・住民がチェックできるよう、透明性を確保すべき
- ・ガバナンス全体の見直しとあわせて、**軽過失の場合の長等への責任追及のあり方の見直しや違法性等を確認する仕組みの創設、権利放棄の手続の整備等の住民訴訟制度等の見直し**をすべき

➡ これらの見直しは、地方公共団体に対する住民からの信頼を向上させ、人口減少社会に的確に対応することにも資する。

23

